

(一社) 群馬県建設業協会との意見交換会

日 時：令和5年10月2日（月）15：30～17：00
場 所：Gメッセ群馬 3階 中会議室

議 事 次 第

司会：関東地方整備局 企画部
技術開発調整官

1. 開 会

2. 挨 拶

- 関東地方整備局長
- 群馬県 県土整備部長
- (一社) 群馬県建設業協会長

3. 情 報 提 供

- ◇ 関東地方整備局の取り組みについて
- ◇ 建設産業行政の最近の動き
- ◇ (一社) 群馬県建設業協会の活動状況

4. 前年度意見要望への対応状況

5. 意 見 交 換

- ◇ (一社) 群馬県建設業協会 提案テーマ
 - 1) 真夏日での現場作業について
 - 2) 建設キャリアアップシステムについて
 - 3) 首都直下地震における群馬県建設業協会の役割について
- ◇ 自由討議

6. 閉 会

- 関東地方整備局 副局長

配布資料一覧

< 関東地方整備局 >

- | | |
|--------------------|----------|
| ・ 関東地方整備局の取り組みについて | 整備局資料－ 1 |
| ・ 建設産業行政の最近の動き | 整備局資料－ 2 |
| ・ 前年度意見要望への対応状況 | 整備局資料－ 3 |
| ・ 令和 5 年度 回答 | 整備局資料－ 4 |

< 建設業協会 >

- | | |
|-----------------------|---------|
| ・ 一般社団法人群馬県建設業協会の活動状況 | 協会資料－ 1 |
| ・ 提案議題 | 協会資料－ 2 |
| ・ 自由討議資料 | 協会別添資料 |

令和5年度 群馬県建設業協会との意見交換会

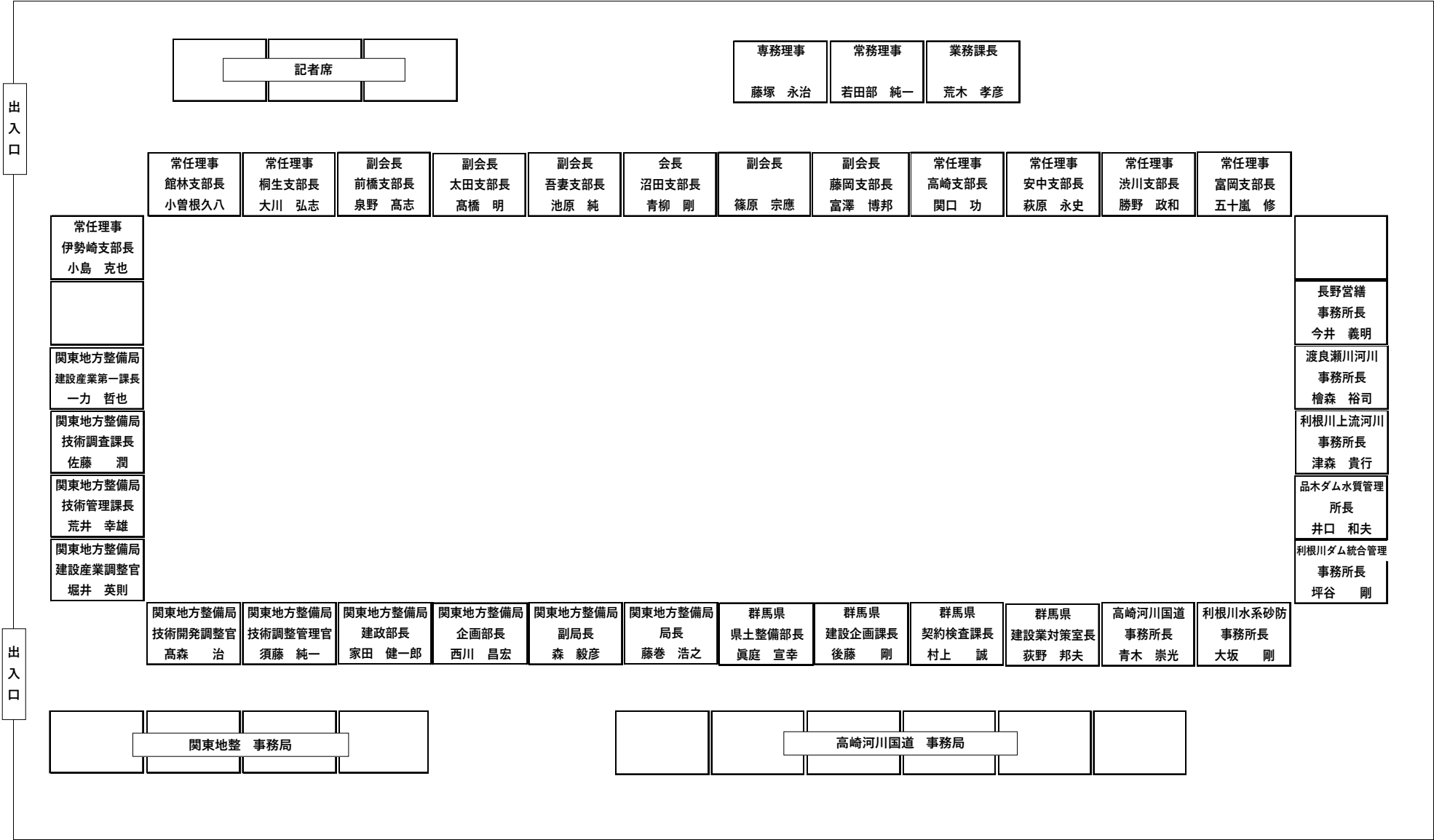
出席者名簿

【一般社団法人 群馬県建設業協会】		
会長	沼田支部長	青柳 剛
副会長		篠原 宗應
副会長	吾妻支部長	池原 純
副会長	太田支部長	高橋 明
副会長	藤岡支部長	富澤 博邦
副会長	前橋支部長	泉野 高志
常任理事	高崎支部長	関口 功
常任理事	桐生支部長	大川 弘志
常任理事	安中支部長	萩原 永史
常任理事	館林支部長	小曾根久八
常任理事	渋川支部長	勝野 政和
常任理事	富岡支部長	五十嵐 修
常任理事	伊勢崎支部長	小島 克也
専務理事		藤塚 永治
常務理事		若田部 純一
業務課長		荒木 孝彦

【群馬県 県土整備部】	
県土整備部長	眞庭 宣幸
建設企画課長	後藤 剛
契約検査課長	村上 誠
建設企画課 建設業対策室長	荻野 邦夫
【関東地方整備局】	
局長	藤巻 浩之
副局長	森 毅彦
企画部長	西川 昌宏
建政部長	家田 健一郎
企画部 技術調整管理官	須藤 純一
企画部 技術開発調整官	高森 治
建政部 建設産業調整官	堀井 英則
企画部 技術管理課長	荒井 幸雄
企画部 技術調査課長	佐藤 潤
建政部 建設産業第一課長	一力 哲也
高崎河川国道事務所長	青木 崇光
利根川水系砂防事務所長	大坂 剛
利根川ダム統合管理事務所長	坪谷 剛
品木ダム水質管理所長	井口 和夫
利根川上流河川事務所長	津森 貴行
渡良瀬川河川事務所長	檜森 裕司
長野営繕事務所長	今井 義明

令和5年度 群馬県建設業協会との意見交換会

令和5年10月2日
Gメッセージ群馬 中会議室



令和5年度（一社）群馬県建設業協会との意見交換会（進行表）

令和5年10月2日（月）15:30～17:00 於：Gメッセ群馬 3階 中会議室

時 間	内 容		発言者	配付資料
《開会》				
15:30	開会		(司会:高森 技術開発調整官)	
～ 15:45 (15分)	挨拶	関東地方整備局	関東地整 藤巻局長	
		群馬県	群馬県 眞庭県土整備部長	
		一般社団法人 群馬県建設業協会	協会 青柳会長	
15:45 ～ 15:47 (2分)	出席者紹介 ※資料確認含む			出席者一覧・配席表
《関東地方整備局からの情報提供》				
15:47 ～ 15:55 (8分)	関東地方整備局の取り組み			
		関東地方整備局の取り組みについて 建設産業行政の最近の動き	企画部 佐藤技術調査課長 建政部 一力建設産業第一課長	整備局資料－1 整備局資料－2
《群馬県建設業協会からの情報提供》				
15:55 ～ 16:05 (10分)	(一社)群馬県建設業協会の活動状況		協会 青柳会長	協会資料－1
《前年度意見要望への対応状況》				
16:05 ～ 16:06 (1分)			企画部 荒井技術管理課長	整備局資料－3
《意見交換》				
〔協会側テーマ〕				
16:06 ～ 16:31 (25分)	1)真夏日での現場作業について 2)建設キャリアアップシステムについて 3)首都直下地震における群馬県建設業協会の役割について		提案説明:1)常任理事(館林支部長)小曾根久八 2)常任理事(安中支部長)萩原永史 3)常任理事(高崎支部長)関口 功 回答:1)企画部 荒井技術管理課長 2)建政部 一力建設産業第一課長 3)企画部 荒井技術管理課長	協会資料－2 整備局資料－4
〔自由討議〕				
16:31 ～ 16:55 (24分)	自由討議		(質疑:適宜発言)	協会別添資料
《閉会》				
16:55 ～ 17:00 (5分)	閉会		関東地整 森副局長	

関東地方整備局の取組について

令和5年10月2日

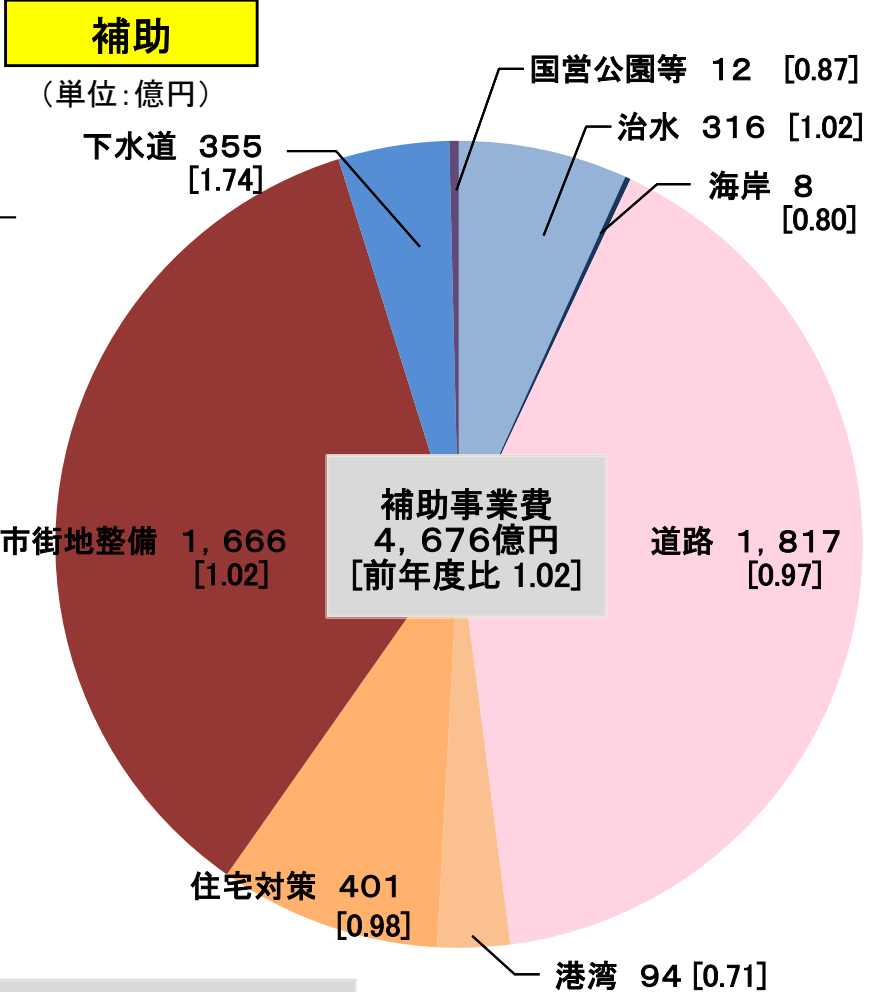
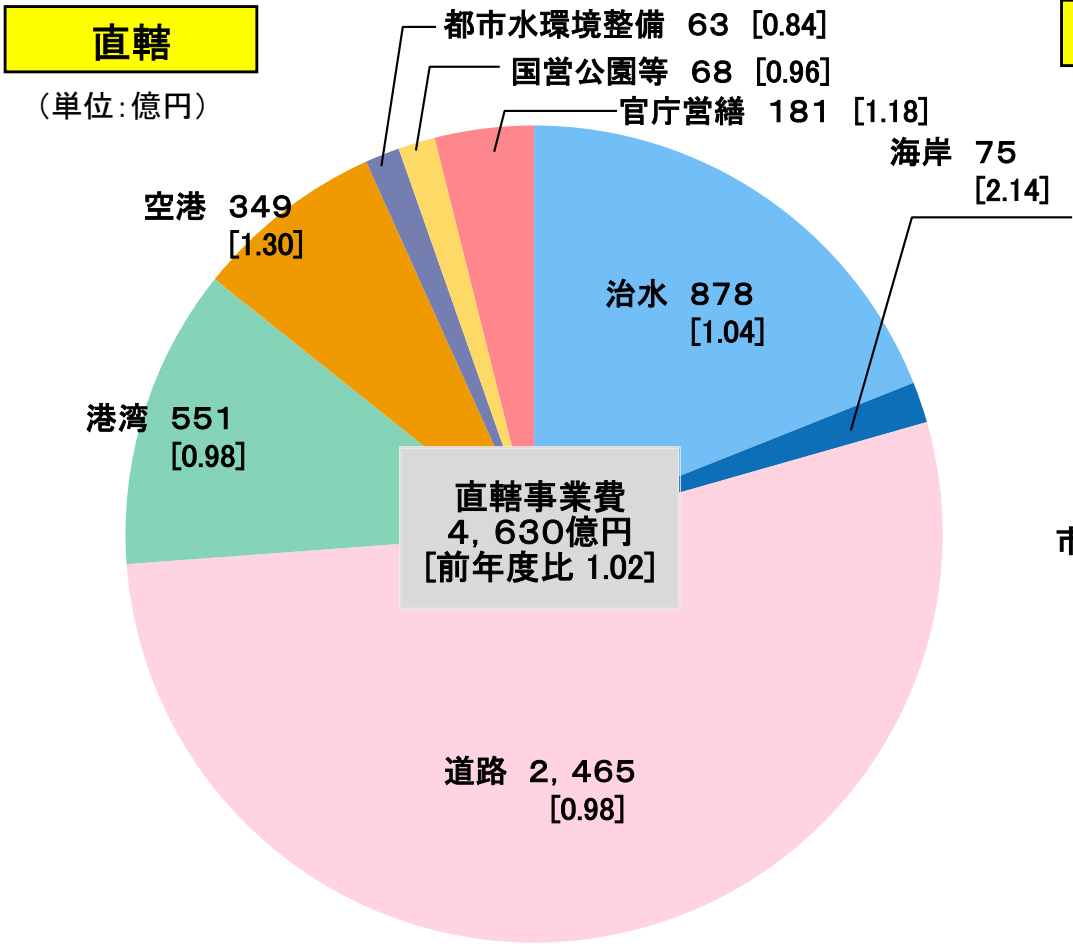


国土交通省 関東地方整備局

1. 令和5年度 予算の概要	P 2
2. 令和5年度 上半期の執行状況について	P 6
3. 働き方改革・担い手確保への取り組み	P 10
4. 土木工事電子書類スリム化ガイド(改定)	P13
5. インフラ分野のDX推進について	P17
6. 首都圏広域地方計画「基本的な考え方」について	P24
7. 総合評価落札方式におけるWLB推進企業へ の加点措置に関する説明会	P26
8. 総合評価落札方式における賃上げを実施する 企業に対する加点措置	P37

1. 令和5年度 予算の概要

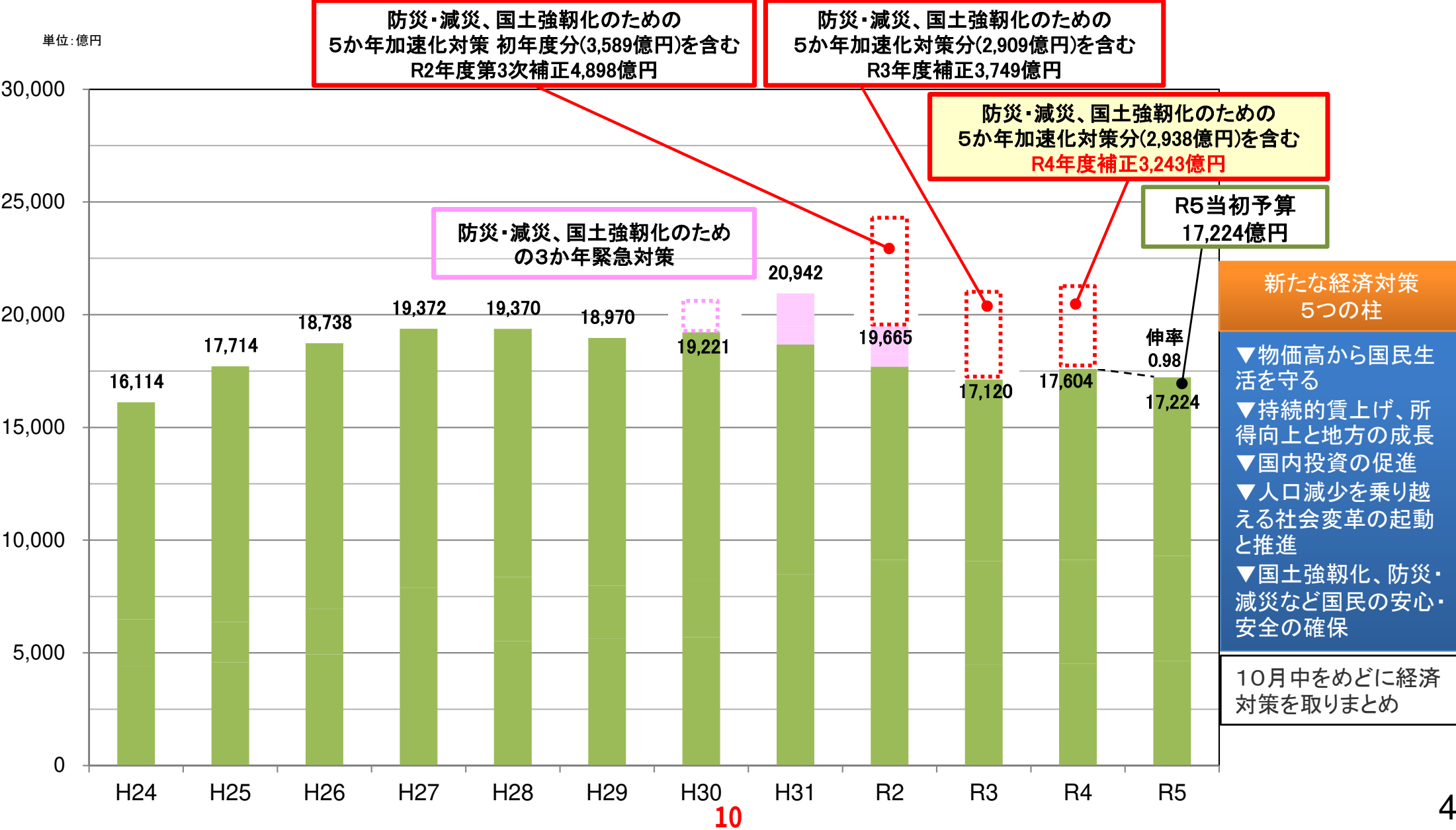
○令和5年度の当初予算は1兆7,224億円(前年度比0.98)。



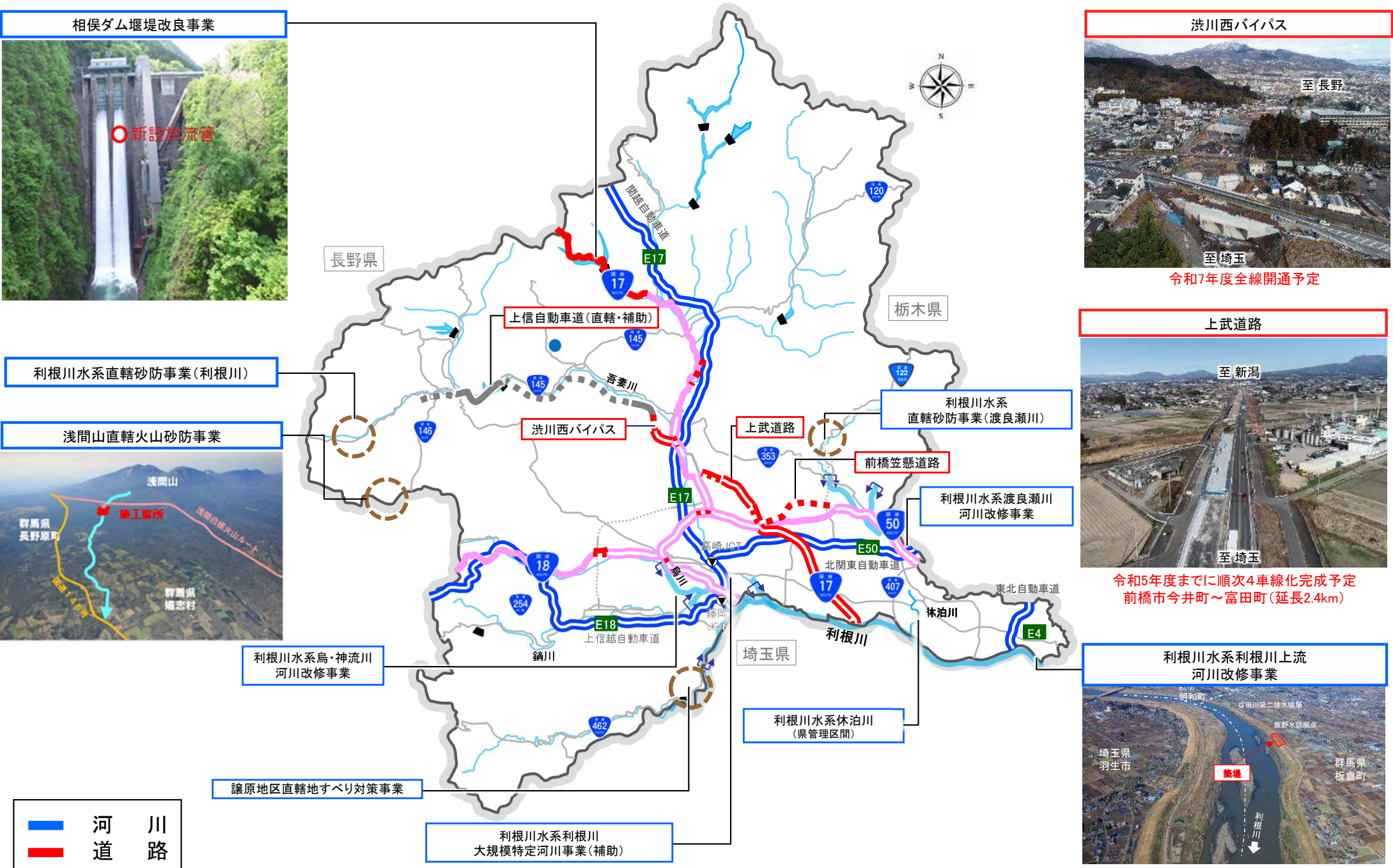
社会資本総合整備事業費
(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)
7,918億円
[前年度比 0.93]

※ [括弧書き] は、対前年度比
※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

- 令和4年度補正予算は防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分(2,938億円)を含め、3,243億円。
- 令和5年度当初予算は1兆7,224億円(対前年度比0.98)



群馬県内の主要事業



2. 令和5年度 上半期の執行状況について

関東地方整備局における令和5年度上半期の執行状況について

■円滑な執行に向けた取り組み

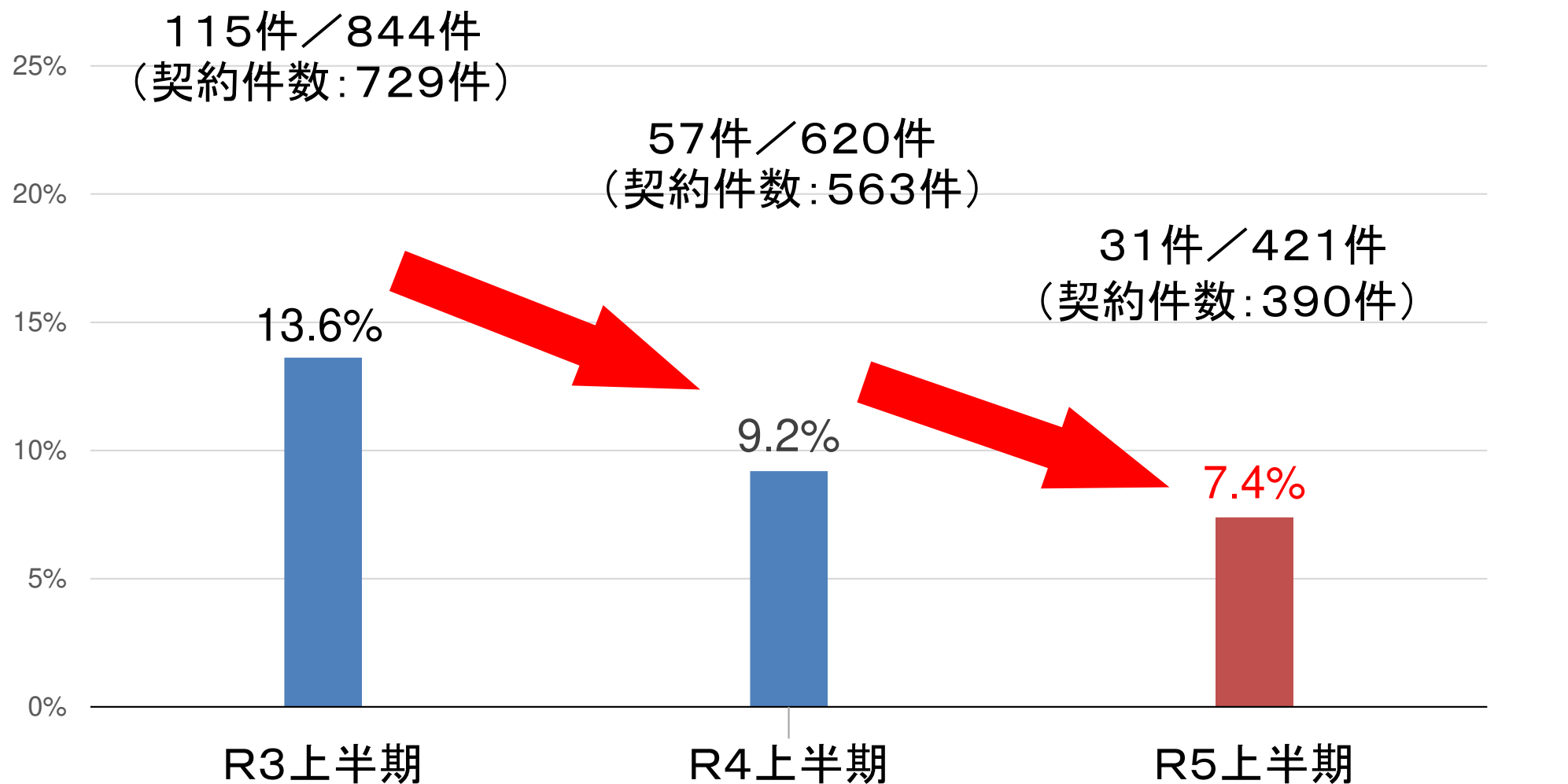
- 局・事務所と各都県建設業協会とのコミュニケーションの確保
- 地域の実情に応じた適切な規模での発注
- 不調の発生が想定される地域・工種についてフレームワーク、公募型指名競争の活用
- 余裕期間を活用した早期発注
- 一括審査の活用



- ✓ 令和5年度上半期(8月末まで)の不調・不落率は7.4%と昨年度9.2%に比べ1.8%減少し改善が図られ円滑に執行。

関東地方整備局における令和5年度上半期の不調・不落率

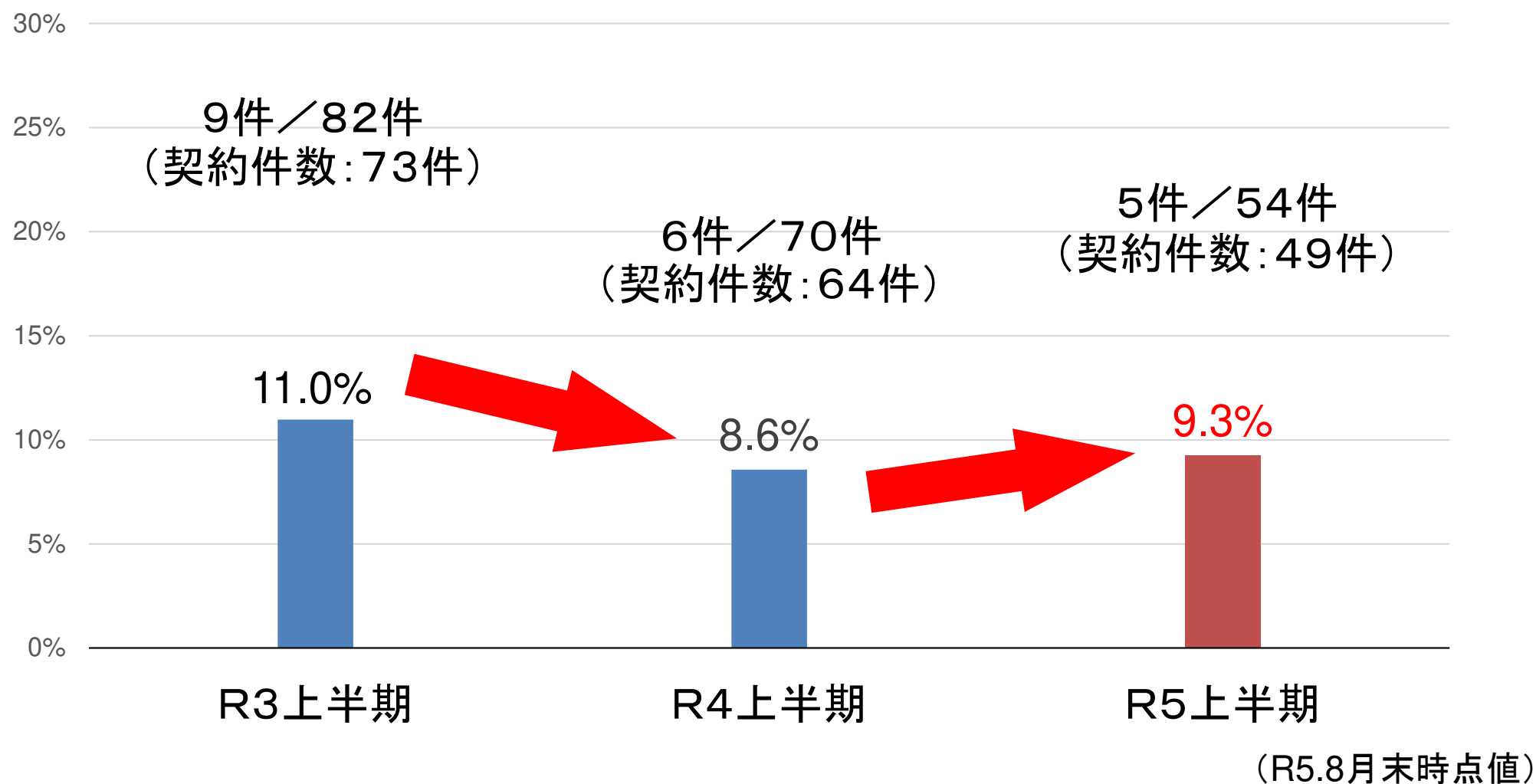
不調・不落率が改善



(R5.8月末時点値)

群馬県内における令和5年度上半期の不調・不落率

不調・不落率が増加傾向

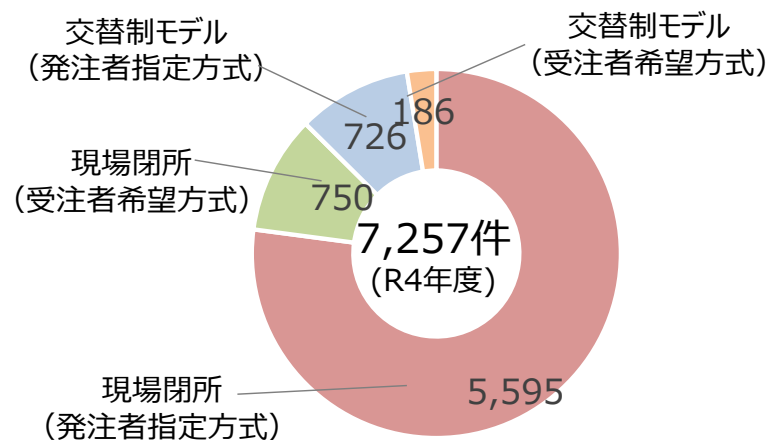
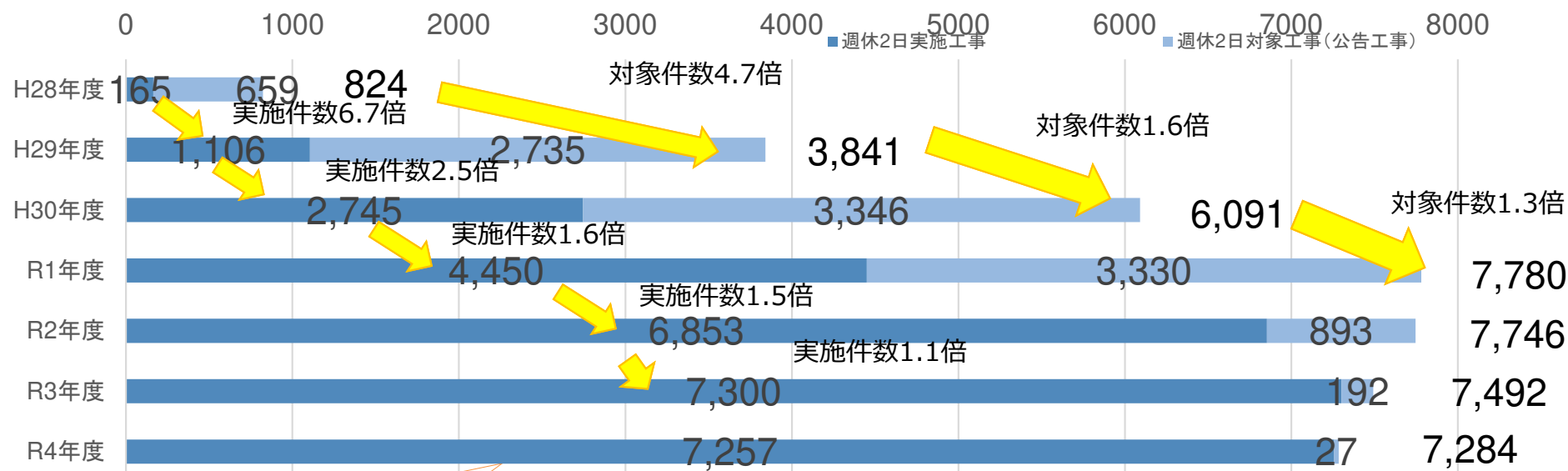


3. 働き方改革・担い手確保への取り組み

週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



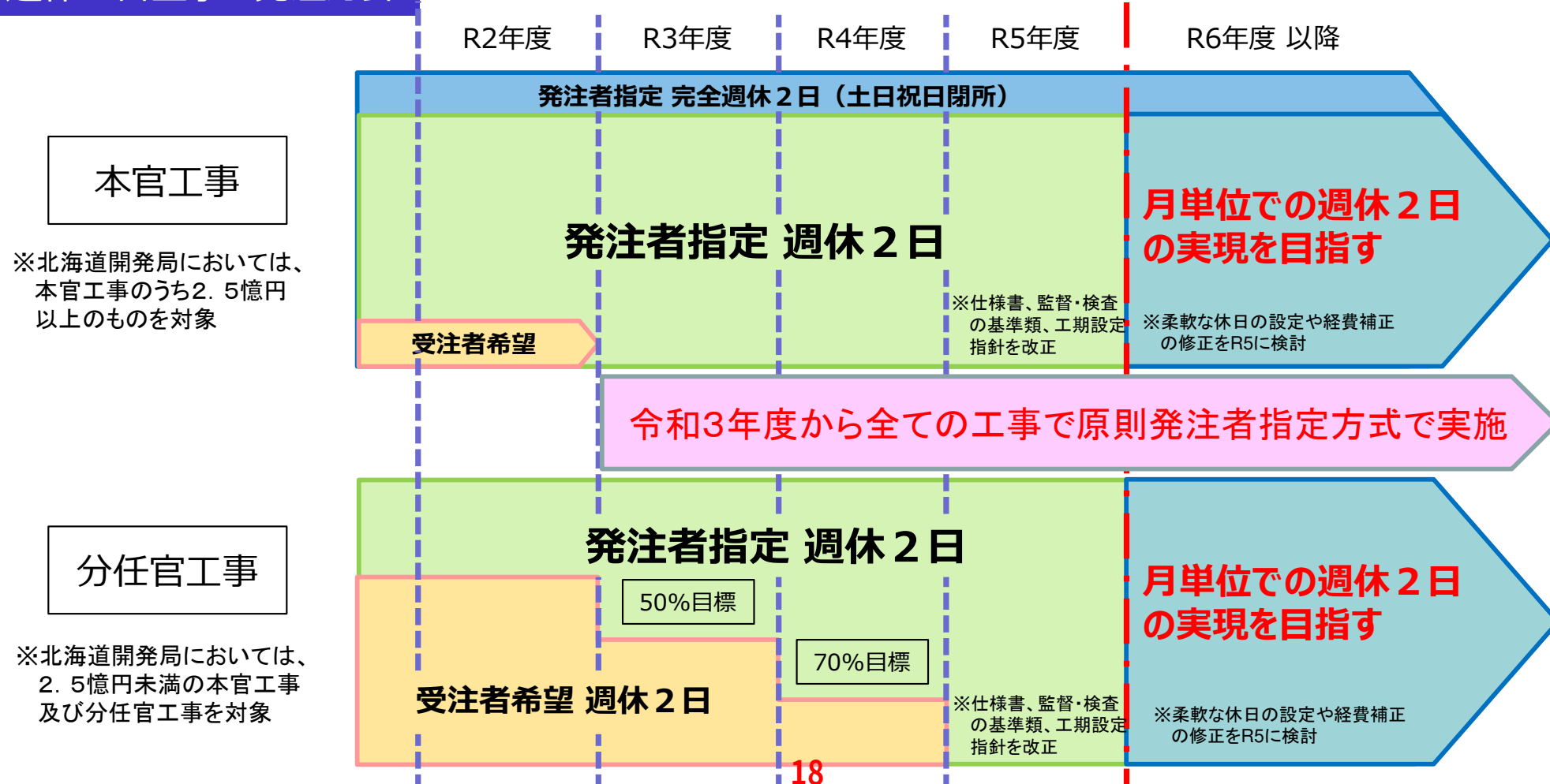
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年3月末時点
 ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）
 ※令和4年度の実施率には取組協議中の件数も含む

令和5年度の直轄土木工事の発注方針

- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施（月単位の週休2日への移行期間）※関東地整では令和3年度から全ての工事において原則発注者指定方式
週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

週休2日工事の発注方針



4. 土木工事電子書類スリム化ガイド（改定）

令和5年7月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました

～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.2.0)」のポイント

■目的

- ・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■適用

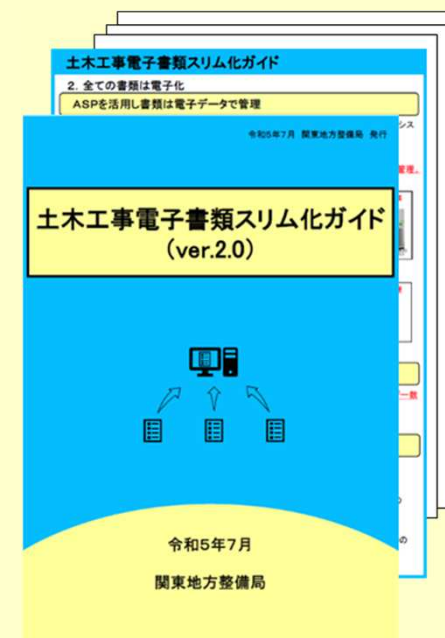
- ・令和5年8月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)(港湾空港関係、営繕関係を除く)
- ・受注者、発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は工事書類のスリム化に留意するものとする。

■バージョンアップのポイント

- ✓アンケート調査結果及び受注者ヒアリングを踏まえ、改善要望のあった事項を反映。
- ✓発注者から過度な資料要求の無いよう不明瞭な表現を適正化し、受発注者ともに分かりやすくかつ共通認識が図られるよう改善。

■主なバージョンアップ箇所

- ✓施工体制台帳・・・発注者から「添付が不要な書類」を求められないよう事例を一部追記
- ✓設計審査会・・・維持工事を含む全ての工事が対象であることを追記
- ✓臨場確認・・・確認した実測値の保存方法の記載内容を、具体的な表現に見直し
- ✓工事検査・・・10種類以外の書類提示を求められることがあるため注意書きを追記
- ✓オンライン電子納品【新規】・・・原則全ての工事においてオンライン電子納品の対象であること及び留意事項を記載



※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス <https://www.tg.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

【目 的】

「検査書類限定型工事」は、検査時※を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るもの。

※完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象

【対象工事】

令和3年4月1日以降に入札公告を行う全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、受発注者協議のうえ実施。

施工中の工事においても、発注者より検査書類限定型工事の実施の可否について受注者と協議のうえ、対象工事とすることが出来る。

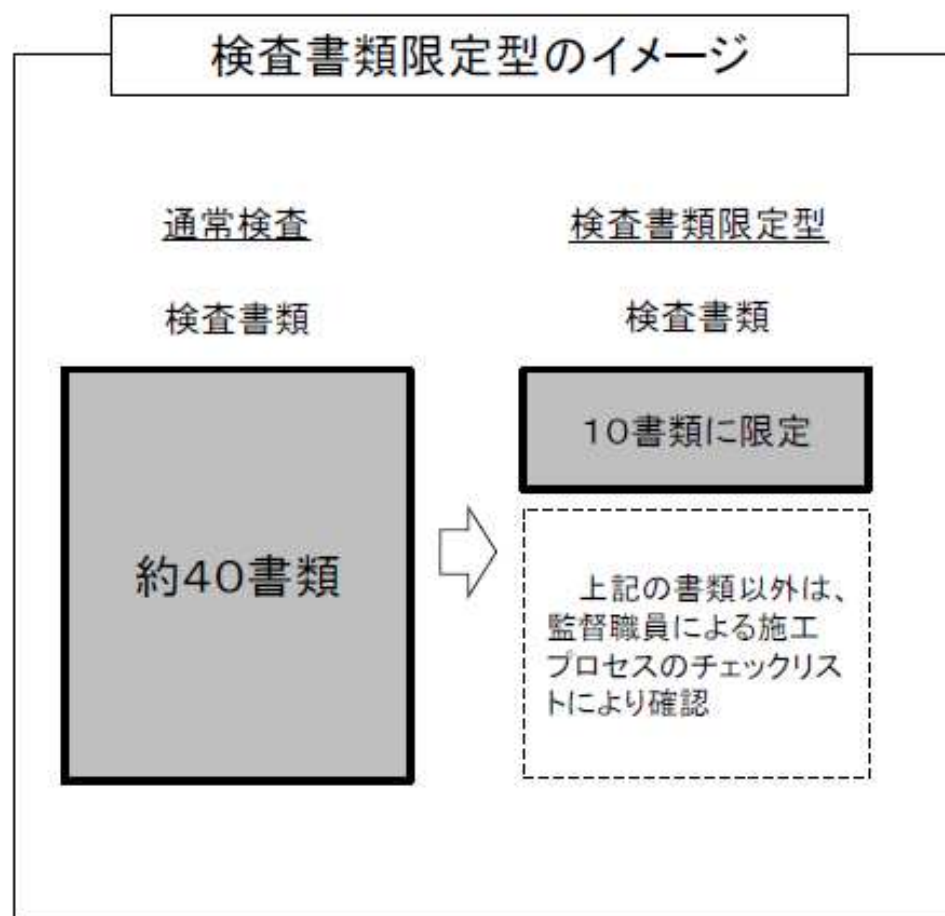
※以下の工事については対象外

- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員により文書等による改善指示等が発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿(承諾)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(提出)	⑩工事写真



「検査書類限定型工事」の実施状況に係る受発注者へのアンケート調査結果

1. アンケート調査方法

- ・対象工事 : 令和3年度に検査書類限定型工事にて検査を実施した工事
- ・対象者 : 受注者(現場代理人又は監理技術者)、発注者の監督職員、技術検査官
- ・アンケート方法 : 令和4年5月25日～6月13日の期間にWEB方式にて実施

2. アンケート結果

受注者(現場代理人又は監理技術者)

回答数732工事

【「検査書類限定型工事」の検査に向けた準備作業は軽減しましたか。】



【従来の書面検査と比較して検査時間はどうでしたか。】



■主な意見

- ・ 検査書類が10種類に限定されているため、検査に向けた準備が大幅に削減された。
- ・ 以前は、検査前は現場監督と平行して検査のための資料整理が必要でどうしても残業が生じていたが、現在はASP(情報共有システム)にある電子データを検査時に見せれば良いので効率的になっている。
- ・ 資料検査項目が限定され検査が効率的になり短くなった。
- ・ 土木工事電子書類スリム化ガイドとあわせて書類削減され良い取り組みである。
- ・ 地方公共団体にもぜひ広めてほしい。

監督職員

回答数295工事

【「検査書類限定型工事」の検査に向けた確認作業は軽減しましたか。】 検査時間はどうでしたか。】



■主な意見

- ・ 施工業者は受検に向けた作業は軽減したと感じます。
- ・ 技術検査官は工事検査書類が限定されたため出張所での施工プロセスチェックの正確性が求められると感じます。

技術検査官

回答数281工事

【従来の書面検査と比較して、施工管理、検査時間はどうでしたか。】 出来形、品質は確認できましたか。】



■主な意見

- ・ 検査官としても書類検査に係る時間が短縮されるため、現地検査を重点的に行う事が出来た。
- ・ 発注者・受注者に両方にメリットのある取り組みだと思う。

5. インフラ分野のDX 推進について

関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場 ～インフラ分野のDXを推進し、建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待～

関東地方整備局

〈令和5年度 建設現場の遠隔臨場の実施方針〉

● 令和4年6月よりすべての工事を対象に本格的に実施。

- ・工事発注規模1億円以上の工事は、原則、「発注者指定型」により全て実施。
 - ・工事発注規模1億円未満の工事は、立会頻度が多いなど遠隔臨場の効果が期待出来る工事を、発注者指定型により実施。
- なお、契約後に受注者へ意向を確認し協議の上、「発注者指定型」により実施も可能。

● 発注者側の標準的な通信環境の仕様を示すことで、通信接続問題の解消の一助になり、また民間の技術開発の発展・促進につながることに期待

- 配信システムは「パッケージ化されたシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「web会議システム(teams、zoom等)」等を利用。
- 動画撮影は撮影者の安全を確保するため、静止して撮影又はカメラを撮影者のヘルメットや胸ポケットにつける等の安全に配慮。

〈実施件数〉

令和4年度の遠隔臨場の実施件数・・・549工事(35事務所)(令和5年3月末時点)

令和3年度の遠隔臨場の実施件数・・・514工事(36事務所)(令和4年3月末時点)

令和2年度の遠隔臨場の実施件数・・・166工事(31事務所)(令和3年3月末時点)

〈成果〉

- ・監督職員は、職場の自席や在宅勤務でも立会いが実施可能となった
- ・施工者は、待ち時間等がなくなり効率的に立会いが実施可能となった
- ・立会い以外の現場状況の説明等にもリモートで実施可能となった

受発注者ともに
人との接触機会が軽減され、働き方改革にも寄与

配信システムに関する仕様

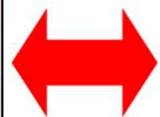
項目	仕様
通信プロトコル 方式及びポート 番号	TCP
	80,443
利用環境	UDP
	なし
	OS
	Windows10
	ブラウザ
	Internet Explorer11(R4.6まで) Microsoft Edge
	アプリ ケーション
	アプリケーションのイン ストールは原則行えません。

現場での受注者による撮影状況



ウェアラブルカメラ
により撮影

リモート(遠隔)
で監督を実施

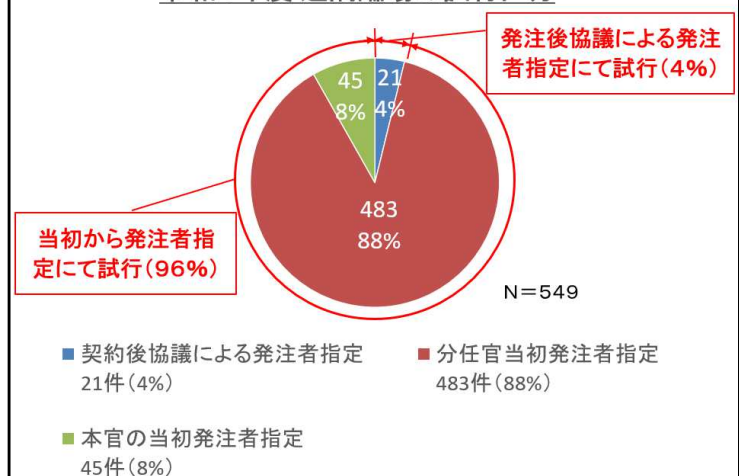


執務室での監督職員による確認状況



リアルタイムで映像を確認

令和4年度 遠隔臨場の試行区分 R5.3末時点



令和5年9月に「建設現場の遠隔臨場 取組事例集(関東地方整備局版)」を公表

【本事例集の内容及び主な特徴】

- ・ **50事例を掲載**・・・通信環境の改善（13事例）、効率的な計測（17事例）、安全管理（9事例）、視認性の向上（6事例）、その他（5事例）
- ・ 工夫を実施した事例は、土木工事の他、**機械工事、電気設備工事**も掲載。
- ・ 遠隔臨場は、段階確認、材料確認、立会以外での活用を妨げるものではないことから、「その他」の事例として受発注者の業務効率化に繋がる先進的で画期的な活用事例も掲載。

通信環境の改善（衛星通信による通信環境改善）

＜実施内容＞

課題に対して工夫した点	遠隔臨場による確認項目	映像と音声の「記録」に使用した機器及び「配信」に用いたシステム
・ Starlink（衛星Wifi）を用いて、通信の途切れを軽減させた。 ・ 音声がかえづらい、発信しても届きが悪いなどの観点についてBONX（Bluetooth型イヤホン）を使用し、鮮明に通話を可能にした。 ・ 通信時の手ブレにより、画面酔いしてしまうのに対し、DJIハンドカメラパーを使用し手振れを軽減させた。	・ 段階確認 既製杭打設施工開始時（試験杭） ・ 打設状況・使用材料確認 鋼矢板打設完了時（打設高） ・ 地盤改良施工開始時（試験施工） ・ 改良状況・使用材料確認	「記録」 ・ SiteLiveスクリーンショット機能 「配信」 ・ starlink（衛星Wifi） ・ DJIハンドカメラパー ・ BONXイヤホン

土木工事

＜工事概要＞ R4荒川第二調節池排水門及び圍繞堤新設工事

工期	R4.12.01～R8.03.31
実施期間	R4.12.01～R8.03.31
工事内容（主工種）	築堤・護岸工 盛土工、法面整形工、固結工 植生工、コンクリートブロック連節張、As舗装工、土砂受入工、水門（既製杭工、コンクリート工、止水・止水矢板工、護岸工）
事務所	荒川調節池工事事務所
受注者	飛鳥建設（株）

課題類型の記載及び課題類型ごとに工夫点を整理

・活用した機器
・遠隔臨場した確認事項を具体的に記載

・施工者（受注者）や監督職員（発注者）が活用して感じた「効果」や「今後改善を要する点」など、現場からの生の声を掲載。

・現場でどのように遠隔臨場を活用したか、状況の分かる写真を厳選して掲載。
・「遠隔臨場の初心者」でも分かりやすい事例集としている。

＜現場の声＞

●施工者（受注者）

＜効果＞

- ・ 音声の送受信はとても良好だった
- ・ 衛星を使用して、映像のタイムラグが軽減された

＜今後改善を要する点＞

- ・ 立会毎に衛星Wifiをセットしなくてはならないので、定置しておける仕様になりたい→要検討
- ・ ハンドカメラは片手がふさがるので、両手をフリーにできると安全

●監督職員（発注者）

＜効果＞

- ・ 移動に時間をとられない為、他の仕事も効率的に進める事ができた。

＜今後改善を要する点＞

- ・ 当工事でも通信環境の工夫はしているものの、通信の途切れが発生したため、通信環境の改善が必要。
- ・ 測量器械を使った立会は監督職員が直接観測することができない。



【立会状況（現場側）】



【製品名：DJIハンドカメラパー・BONX】



【立会状況（監督側）】



【製品名：starlink（衛星Wifi）】

NO.2

※「建設現場における遠隔臨場取組事例集（関東地方整備局版）」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。

ホームページアドレス <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00250212.html>

活用目的(事業上の必要性)に応じた3次元モデルの作成・活用

※ 複雑な箇所、既設との干渉箇所、
工種間の連携が必要な箇所等

・ 出来あがり全体
イメージの確認
・ 特定部※の確認

- 業務・工事ごとに**発注者が活用目的を明確**にし、受注者が3次元モデルを作成・活用
- 活用目的の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、**義務項目**、**推奨項目**から発注者が選択
- 義務項目は、「視覚化による効果」を中心に**未経験者も取組可能な内容**とした活用目的であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が3次元モデルを作成・活用する
- 推奨項目は、「視覚化による効果」の他「3次元モデルによる解析」など**高度な内容**を含む活用目的であり、一定規模・難易度の事業において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が1個以上の項目に取り組むことを目指す(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

対象とする範囲

◎：義務 ○：推奨

		測量 地質・土質調査	概略設計	予備設計	詳細設計	工事
3次元モデル の活用	義務項目	—	—	—	◎	◎
	推奨項目	○	○	○	○	○

対象としない業務・工事

- 単独の機械設備工事・電気通信設備工事、維持工事
- 災害復旧工事

対象とする業務・工事

- 土木設計業務共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- 土木工事共通仕様書に基づく土木工事(河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事)
- 上記に関連する測量業務及び地質・土質調査業務

積算とインセンティブ

- 3次元モデル作成費用については見積により計上(これまでと同様)
- 推奨項目における3次元モデルの作成・活用を促すため、インセンティブの付与を別途検討

DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)

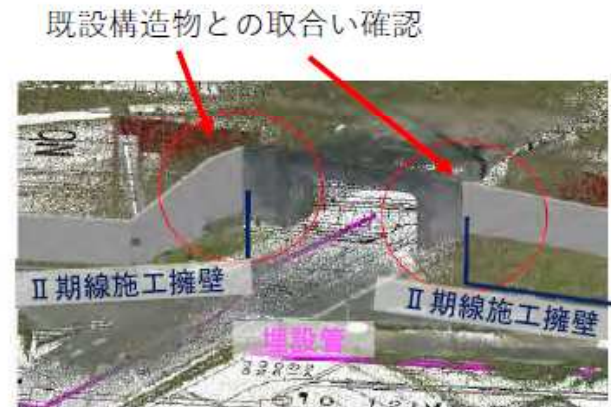
- 確実なデータ共有のため、業務・工事の契約後速やかに**発注者が**受注者に設計図書の作成の基となった情報の**説明**を実施
- 測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事を対象

特定部の定義

各工種共通	(異なる線形) 2本以上の線形がある部分 (立体交差) - 立体交差の部分 (障害物) - 埋設物がある箇所で掘削又は地盤改良を行う部分 - 既設構造物、仮設構造物、電線等の近接施工(クレーン等の旋回範囲内に障害物)が想定される部分 (排水勾配) - 既設道路、立体交差付近での流末までの部分 - 既存地形に合わせて側溝を敷設する部分 (既設との接続) - 既設構造物等との接続を伴う部分 (工種間の連携) - 土木工事と設備工事など複数工種が関連する部分
土工	(高低差) 概ね2m以上の高低差がある掘削、盛土を行う部分
橋梁全般	(支点周辺) 上部工と下部工の接続部分



橋梁と架空線の離隔確認



3次元モデル活用時の留意点

- 活用目的以外の箇所に関する3次元モデルの作成・修正を受注者に求めないようにする。
- 地形の精度と構造物の精度のずれにより、地面に埋め込まれたり、隙間があったりすることがあるが、3次元モデルの見栄えを整える作業は必要ではない。(既設構造物との取り合い確認の際は重要であるが、その他の活用目的の場合は原因の把握ができれば十分である。)

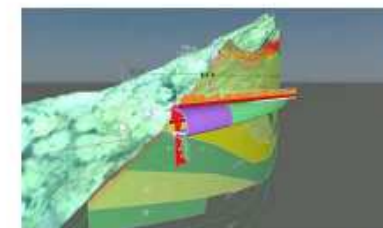
3次元モデルの活用(推奨項目)

推奨項目は、業務・工事の特性に応じて活用する。特に大規模な業務・工事や条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。
(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

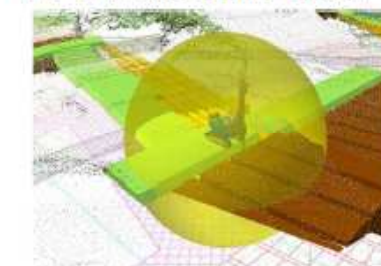
3次元モデルの活用 推奨項目 例

※先進的な取組をしている事業を通じて、
3次元モデルのさらなる活用方策を検討

	活用内容	活用内容の詳細	業務・工事の種類
視覚化による効果	重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 例:官民境界、地質、崩壊地範囲など	概略・予備設計 詳細設計 施工
	現場条件の確認	3次元モデルに重機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうかを確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	事業計画の検討	3次元モデルで複数の設計案を作成し、最適な事業計画を検討する。	概略・予備設計 詳細設計
省力化・省人化	施工管理での活用	3次元モデルと位置情報を組み合わせて、杭、削孔等の施工箇所を確認や、AR、レーザー測量等と組み合わせて出来形の計測・管理に活用する。	施工
情報収集等の容易化	不可視部の3次元モデル化	アンカー、切羽断面、埋設物等の施工後不可視となる部分について、3次元モデルを作成し、維持管理・修繕等に活用する。	施工



トンネルと地質の位置確認



重機の施工範囲確認
※地形は点群取得



供用開始順の検討



掘削作業時にARと比較

- 業務、工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明
- 受注者が希望する参考資料を発注者は速やかに貸与（電子納品保管管理システムの利用）

(記載例) ○○工事の設計図書の基となった参考資料

対象	説明内容
設計図	「R1〇〇詳細設計業務」と「R2××修正設計業務」を基に作成しています。「R1〇〇詳細設計業務」を基本としていますが、△△交差点の部分は「R2××修正設計業務」で設計しています。
中心線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
法線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
幅杭測量	「R1〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
地質・土質調査	「H28〇〇地質調査業務」の地質調査の成果と「H30××地質調査業務」の地下水調査の成果を利用してしています。
道路中心線	「H28〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
用地幅杭計画	「H29〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
堤防法線	「R2〇〇河川詳細設計業務」において検討したものを利用しています。

- 共通仕様書等による成果物の一覧を参考にしつつ、過去の成果を確認し、**最新の情報を明確にする**。
- 業務成果が古い場合、修正(変更、追加)が多数行われている事業の場合、管内設計業務等で部分的に修正をしている場合は、**検討経緯、資料の新旧等に留意**して説明する。

(参考) 電子納品保管管理システムの利用(R4.11から受注者利用開始)

受注者が必要な業務成果をダウンロードすることを発注者が許可

これまで

- CD等による受け渡し
 - ・ 発注者が探す時間、受注者が借りに行く手間・時間がかかる
 - ・ 受注者は渡されない成果の存在を知らず2度手間が生じることも



これから

- インターネットによる受け渡し
 - ・ 発注者の資料検索の効率化、受け渡しの手間・時間の削減
 - ・ **受注者による成果品の検索が可能になり、成果品活用の漏れを防ぐ**



6. 首都圏広域地方計画「基本的な考え方」について

【首都圏広域地方計画「基本的な考え方」概要】

<現状と課題>

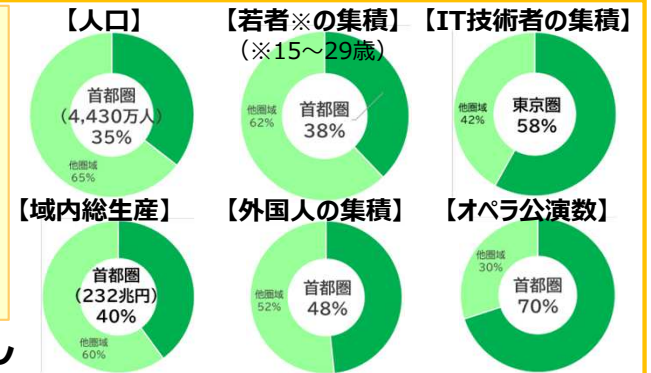
【3つの危機】

- 巨大自然災害
- 国際情勢の緊迫化に伴うエネルギー・食料確保
- 人口減少・高齢化、人手不足、人材の競争力低下

【首都圏の強み】

- 中枢機能、ゲートウェイ機能
- 人材(若者・子ども、外国人/DX・芸術)の集積
- 大河川、広大な平野、島嶼等の多様で豊かな自然環境が大都市に近接
- 充実した鉄道等の交通ネットワーク

【コロナ禍を経た変化】 ○東京圏でのテレワークの普及と暮らし方・働き方の変化の兆し



<将来像>

- ・テクノロジーを活用した、人間中心で誰一人取り残さない、「**ゆたかな**」地域
- ・「**多様**な空間」、「**多様**な人々の寛容・包摂的な**共生**」、「**多様**な選択肢」、**自由**な判断が尊重される地域
- ・若者・子どもや**未来への投資**、**シニアの能力活用**による世代間の公平性が確保される地域
- ・危機に対して「**しなやか**」な**復元力**を持つ持続可能な地域
- ・**上質**な**リアル**の空間が**生活**に「**ゆたかさ**」をもたらし、**人間のリアルな交流**が「**新しい価値**」を創出し続ける地域

<目標>

I. 危機を好機として、**施策の多機能化と連携**によって**首都圏をリニューアル**

危機：(1)巨大災害リスクへの対応 (2)エネルギー・食料確保のリスクへの対応 (3)人口減少・高齢化リスクへの対応

【首都圏のリニューアル】

- ①「新技術・新エネルギーに対応できるインフラ」への更新
- ②「人口が減少しても生産性が高く安心して暮らせる地域」
- ③「省資源・循環型・グリーン地域」への転換

II. 首都圏の強みである**上質で多様な資源を磨く**

首都圏の人々がそれぞれの地域や場面で我が事として捉え、愛着や誇りをもって取り組む

<戦略的視点> 1)デジタルの活用とリアルとの融合 2)人間の仕事の尊重、次世代の育成 3)課題を解決するグリーン
4)縮退・撤退を前提とした新陳代謝 5)国土全体の課題に先進的に取り組む

将来像 (しなやか、ゆたかさ、新しい価値の創出) を実現 国際競争力等で我が国を牽引する首都圏

7. 総合評価落札方式におけるWLB推進企業への 加点措置に関する説明会

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（抄）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 略

○ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）（抜粋）

第2 公共調達

1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

（1）取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。

（2）実施時期

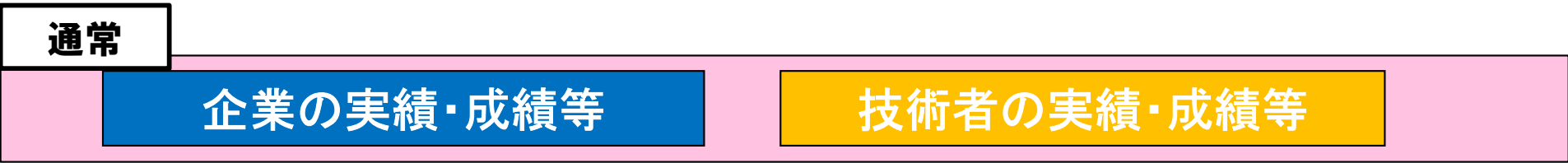
原則として、平成28年度中に、価格以外の要素を評価する調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するものとする。

ただし、各府省において、競争参加資格を有する企業の状況等により、平成28年度中に上記取組の全面的な実施が困難な事情がある場合は、当該府省は、スケジュールを公表した上で、段階的に取組を行うものとする。（以下略）

WLB関連認定制度を活用した評価の実施

○平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、認定制度を活用した評価を全面的に実施。

○評価方法（段階的選抜方式において評価）



WLB推進企業を加点評価

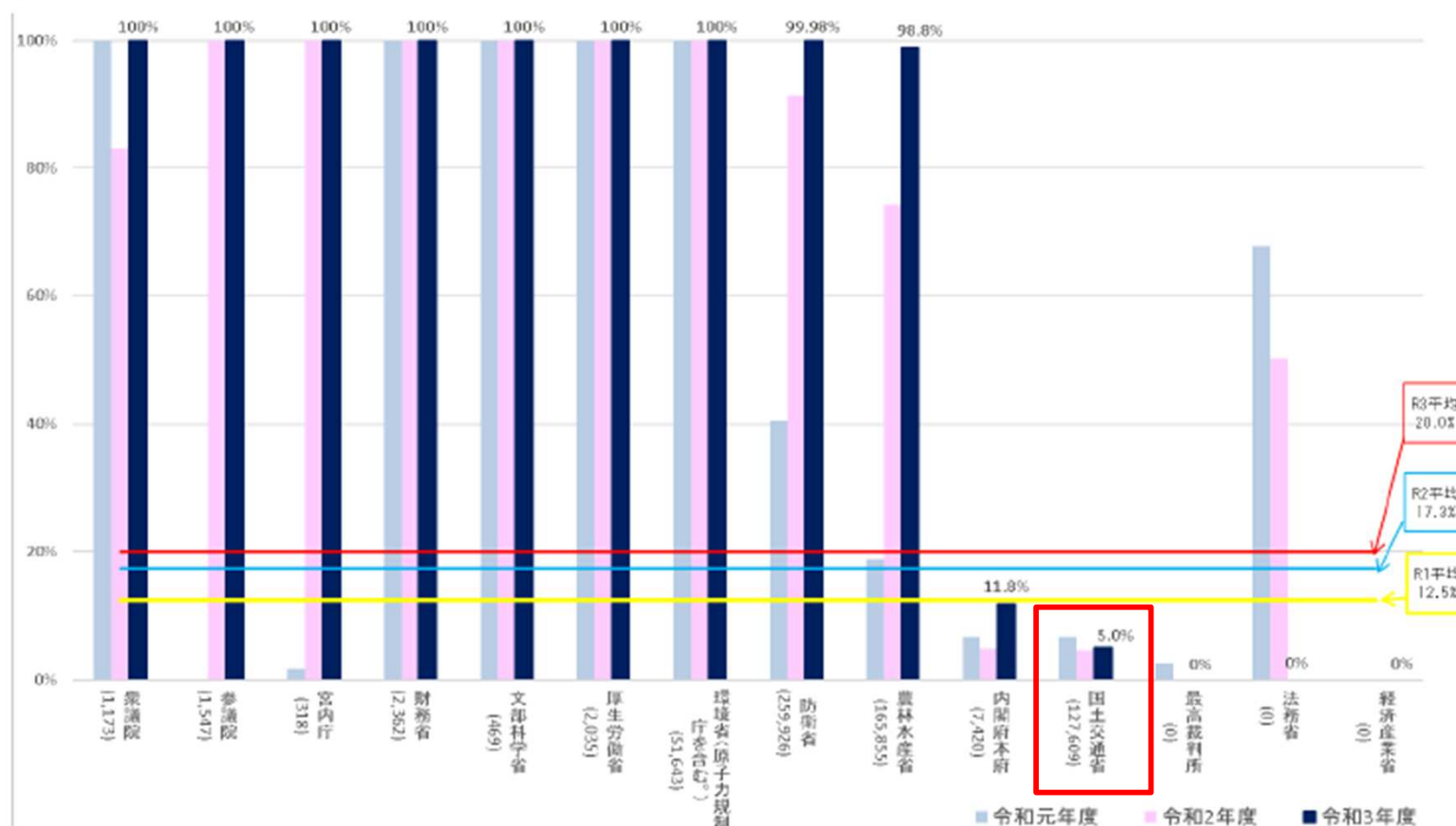
段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3

令和5年6月13日 全ての女性が輝く社会づくり本部会議資料(抜粋)

実施率（取組実施済調達／取組可能調達）の推移（金額ベース）③

3 公共工事等

- ▶ 令和3年度において取組可能調達のあった全14機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は7機関。



※1 令和元年度～3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。

※2 各機関名の左に令和3年度の取組実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和3年度実績を表記。

※3 経済産業省は、令和元年度及び令和2年度の公共工事等の取組可能調達なし

H30～

一般土木、建築A等級等について、段階選抜方式の第一段階選抜において「企業的能力等」にて加点。

R5.8

加点対象を一般土木、建築A・B等級等(※)まで拡大する旨、地方整備局等宛に通知を発出

※技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約も含む

R5.9

業界団体向け説明会を開催

R6.1～

加点対象を一般土木、建築A・B等級等まで拡大

今後

全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に拡大

国土交通省通知(抜粋)

(1) 対象工事等

一般土木工事A等級・B等級

建築工事A等級・B等級

技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

(2) 配点例

		評価基準	配点
企業の 能力等	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 段階選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。

【加点对象】

えるぼし等認定企業

くるみん等認定企業

ユースエール認定企業

【加点点目と配点】

企業の能力等

1点を標準

※港湾空港関係は別途通知(予定)

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

- えるぼし認定**:一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等**の一定の要件を満たした場合に認定。
- プラチナえるぼし認定**:えるぼし認定企業のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等**の一定の要件を満たした場合に認定。＜令和2年6月～＞
- ➡ 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める**認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」**を商品などに付すことができる。また、**プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される。**

プラチナ えるぼし 	● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること(※) ● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) ※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要
えるぼし (3段階目) 	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
えるぼし (2段階目) 	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
えるぼし (1段階目) 	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準①

※ えるぼしの基準のうち下線部は、改正により新たに追加されたもの。

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
1.採用	① 男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること。（直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと。） 又は ② <u>直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること。</u> (i) <u>正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること。</u> (ii) <u>正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること</u> (※) 正社員に雇用管理区分を設定していない場合は(i)のみで可。	同左
2.継続就業	○ 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)どちらかに該当すること。 (i) 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること。 (※) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。 (ii) 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること。 (※) 継続雇用割合は、10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者(新規学卒者等に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合 ○ <u>上記を算出することができない場合は、以下でも可。</u> ・ <u>直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。</u>	○ 左に掲げる基準のうち、 ・ (i)について、8割以上 ・ (ii)について、9割以上 であること。(その他の基準は同左)
3.労働時間等の働き方	○ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。	同左

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準②

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
4.管理職比率	① 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。 又は ② 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること。	○ 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値の1.5倍以上であること。 ただし、1.5倍後の数字が、 ① 15%以下の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が15%以上であること。 (※) 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」が「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上である場合は、産業計の平均値以上で可。 ② 40%以上の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が正社員に占める女性比率の8割以上であること。 (※) 正社員に占める女性比率の8割が40%以下の場合は、40%以上
5.多様なキャリアコース	○ 直近の3事業年度に、大企業については2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業については1項目以上の実績を有すること。 A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	同左

(注1)「平均値」は、雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。

(注2) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない(雇用形態が異なる場合を除く。)

<その他>

- ・ 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと（プラチナえるぼしのみ）。
- ・ えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を取り消され、又は辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から3年を経過していること（辞退の日前に、雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、辞退の申出をした場合を除く。）。
- ・ 職業安定法施行令第1条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられていないこと。
- ・ 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

令和4年
4月1日
から

くるみん認定、プラチナくるみん認定の
認定基準等が改正されました！
新しい認定制度もスタートしました！

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています(100人以下の企業は努力義務)。
また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

令和4年4月1日から認定制度が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

ポイント1

〇くるみんの認定基準とマークが改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率 **7%**以上 → 令和4年4月1日以降：**10%**以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率 **15%**以上 → 令和4年4月1日以降：**20%**以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」(<https://youritsu.mhlw.go.jp/p.3> 参照)で公表すること、が新たに加わりました。

認定に関する経過措置

①令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する基準でも基準を満たします。なお、この場合に付与されるマークは改正前マークとなります。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。
この場合に付与されるマークは改正後のマークとなります。

新しいくるみんマーク



ポイント2

〇プラチナくるみんの特例認定基準が改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率 **13%**以上 → 令和4年4月1日以降：**30%**以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率 **30%**以上 → 令和4年4月1日以降：**50%**以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されました。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 **55%**以上 → 令和4年4月1日以降：**70%**以上

特例認定に関する経過措置

①令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する基準でも基準を満たします。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。

特例認定の取消に関する経過措置

プラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても改正前の基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

経過措置の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

ポイント3

〇新たな認定制度「トライくるみん」が創設されました。

認定基準は、改正前のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

ポイント4

〇新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」が創設されました(詳細はp.4参照)。

トライくるみんマーク



くるみん、トライくるみん認定基準

改正前くるみん	トライくるみん	新しいくるみん
		
- 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。 - 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。 - 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。 - 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。		
次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が7%以上であること。 (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等取得した者が1人以上いること。		
次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等取得した者が1人以上いること。		
<労働者数が300人以下の一般事業主の特例> 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。		
- 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。 - 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。 - 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が7%以上であること。 - 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。		
- 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。 <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。 - 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。		
3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。 - 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。 (1)フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。 (2)月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。 - 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① 所定外労働の削減のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置		
10、法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。		

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

ご存じですか？
「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的 P R を実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的に P R することで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から－0.60%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和5年3月1日現在（期間5年以内）で中小企業事業1.20%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。

【認定基準】

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3 ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※4 ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※6	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可能であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。）を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

8. 総合評価落札方式における賃上げを実施する 企業に対する加点措置

※北海道開発局、8 地方整備局、沖縄総合事務局（農業・港湾空港関係を除く）を対象に集計。数値は全て令和5年3月末時点。

- 令和4年4月から、総合評価落札方式による政府調達において、賃上げを実施する企業に対する加点措置を開始。
- 令和4年度実績では、落札者のうち約4分の3が賃上げを表明。

■制度概要

【競争参加時】

今後1年間の従業員への賃上げを表明

↓ 総合評価において、表明者に加点

落札・契約

↓

【賃上げ表明期間終了後】

契約企業を対象に賃上げ実績を確認

↓

目標未達成の企業については、
以降の総合評価において減点措置（1年間）

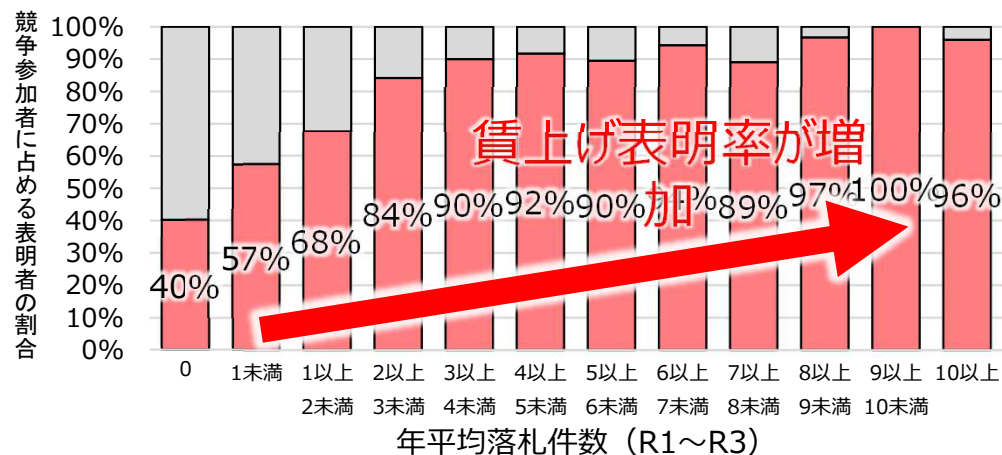
【賃上げ目標】

大企業 : 3%
中小企業等 : 1.5%

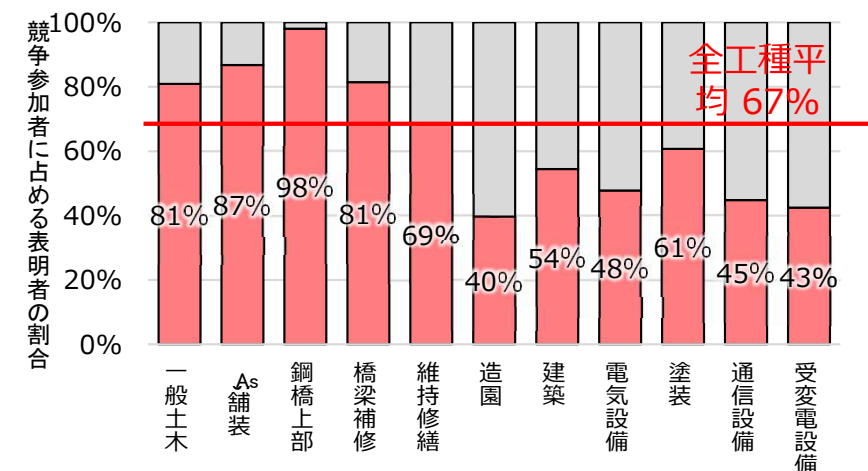
■落札者の約4分の3が賃上げ表明

	件数・者数
対象工事件数（※）	6,679件
のべ競争参加者数	40,295者
実競争参加者数	4,507者
うち、賃上げ表明者数	3,010者（約67%）
実落札者数	2,709者
うち、賃上げ表明者数	2,029者（約75%）

■直轄工事を安定的に受注している企業ほど、表明率が高い傾向



■公共工事の割合が高い工種は、表明率が高い傾向



○「評価対象社員」と「評価対象賃金」について、企業等の個別の事情に応じて柔軟に組合わせて評価することが可能。

評価対象社員 評価対象賃金		継続雇用社員			比較する2年間で連続雇用していない社員		その他の雇用形態(※)		...
		役員	正社員	休職者など	退職者	新入社員	再雇用	パート アルバイト	
所定内給与	基本給	③	④						
	各種手当 (ex.住宅手当、家族手当)								
時間外手当									...
賞与									
⋮		①	②		⋮				

(※) その他の雇用形態についても、継続雇用社員等の評価対象とするかどうかは正社員に準じて判断可能。

【評価ケースの例】

- ① : 社員への支払い賃金の総額で評価する場合
- ② : 継続雇用している正社員への支給額で評価する場合
- ③ : 時間外手当や賞与等を除いて評価する場合
- ④ : 継続雇用社員の基本給の定期昇給等で評価する場合

⋮

※その他の企業固有の雇用形態や手当等については、制度の趣旨を踏まえて個別に対応。
 ※具体例については、国土交通省WEBサイトに掲載のQ&A等も参照してください。
 ※制度の趣旨から意図的に逸脱することのないようご注意ください。

○寄せられた質問等については、国交省WEBサイトにてQA形式で掲載(R5.8.16最終更新)

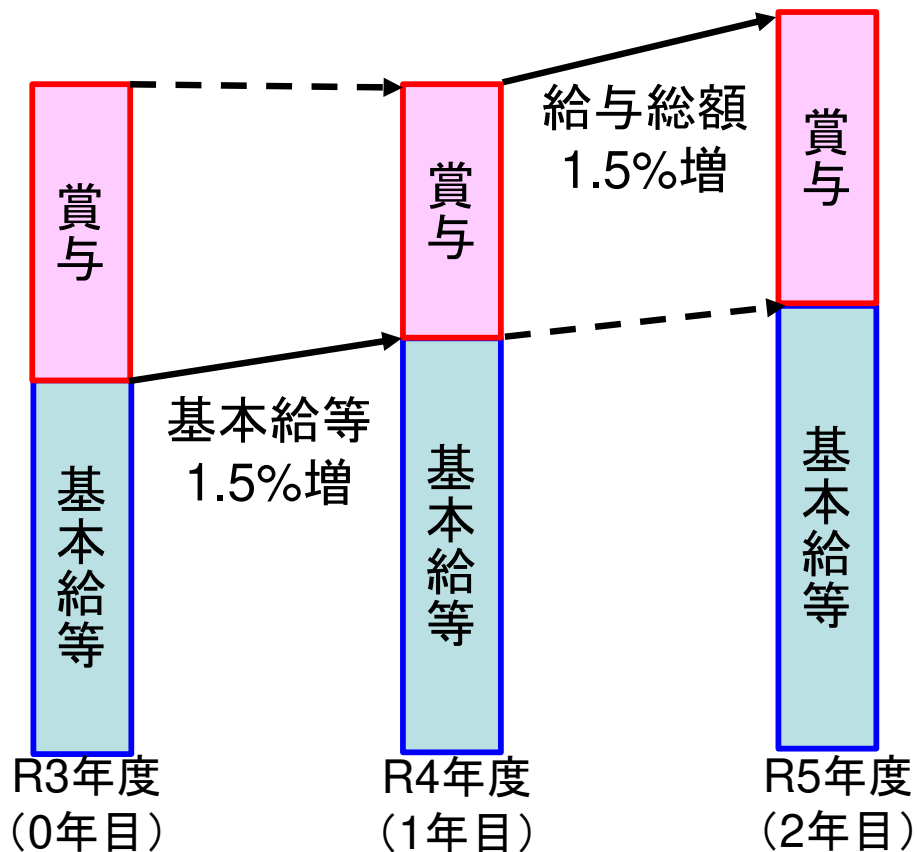
総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 国土交通省 Q & A

大分類	小分類	細分	ご質問	回答	作成・更新日
2	2	②(2)	具体的に、2022年度はボーナス引き上げによる従業員一人当たりの給与総受給額（ボーナス・各種手当含む）を前年度比3%以上アップ。 それに対し、2023年度は基本給（ボーナス・各種手当含まず）のベースアップによる賃金引上げを検討している。 このように、賃上げ実績の評価対象が2022年度と2023年度で異なっても問題ないか。	各企業の実態を反映した適切な評価方法で評価できるようにすることが、実績確認の運用の基本的な考え方です。このため、年度等によって変化する状況に応じて、評価方法を変えた方が適当な場合は、変更することに差支えありません。 その際には、各企業の実情に応じ適切に根拠資料を整理して頂き、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出をお願いいたします。 年度等によって変化する状況に応じて評価方法を変えることは、一概に否定されるものではありませんが、実態として賃上げが伴っていることが必要です。評価対象となる給与を年度ごとに意図的に変更することにより、実際の賃上げが伴わない場合等、制度の主旨を意図的に逸脱する行為とみなされる場合には、実績として認められない可能性がありますので、ご注意ください。 一例として、 ・令和3年度から令和4年度にかけては、賞与を引き上げて、給与総受給額3%賃上げを達成し、給与総受給額を評価対象とする。 ・令和4年度から令和5年度にかけては、意図的に賞与を引き下げつつ基本給のみを3%引き上げ、実態として給与受給額が上昇していないにもかかわらず、評価対象を基本給のみとする。 等のケースでは、制度の趣旨からの意図的な逸脱と判断される可能性もあります。	R5.8.16

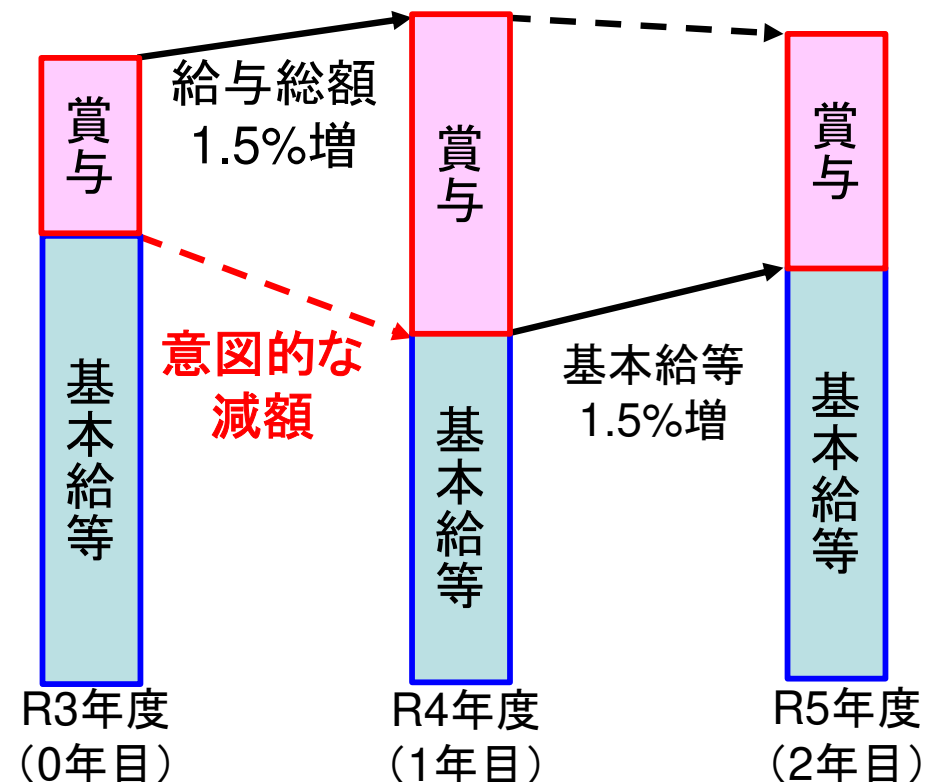
2年目の評価対象について

- 各企業の実態を反映した適切な評価のため、年度等によって変化する状況に応じて、評価方法を変えた方が適当な場合は、変更することに差支えありません。
- 2年目の賃上げを容易にするため、1年目に意図的に基本給を引き下げる等の行為は、制度の趣旨からの意図的な逸脱と判断され、減点対象となり得るため、個別に事情を確認させていただくことがあります。

【評価方法を変更した場合の例】



【制度の趣旨からの意図的な逸脱と判断され得る例】



建設産業行政の最近の動き



国土交通省関東地方整備局建政部

- 齊藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会（P 2）
- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会
基本問題小員会中間とりまとめ（案）（P 4）
- CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた
更なる取組強化（P 9）

斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会

開催概要

日時：令和5年9月19日 13:00～14:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和6年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組 等

- 公共工事予算の執行が順調であること、不調不落も減少傾向にあることなどから、十分な施工余力があることについて再確認。
- 前回の意見交換会で申し合わせた賃金引上げや工期の適正化については、国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。

【前回（令和5年3月）の申し合わせ】

- 本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子

中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小員会中間とりまとめ(案)

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(概要)

～担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して～

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

(1) 契約における非対称性の解消

- ① **受注者**による**リスク情報提供**の義務化
 - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ② 請負契約に**予備的経費等**に関する事項を**明記**
- ③ オープンブック・**コストプラスフィー方式**の標準請負契約約款の制定

(2) 価格変動等への対応の契約上での明確化

- ① 請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ② 価格変動に伴う**請負代金の変更条項を契約書上明確化**
 - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

(3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ① **当事者間**での**誠実協議**
 - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
- ② 民間事業者への勧告等
 - ・**不当に低い請負代金での契約締結**について、国土交通大臣等の**勧告**対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
 - ・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

(1) **標準労務費**の**勧告**

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

(2) 受注者における**不当に低い請負代金**の**禁止**

- ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、**指導、勧告等**の対象とする

(3) 適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置

- ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

(1) 適正な工期の確保

- ① **受注者**による**著しく短い工期**の**禁止**
- ② WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
 - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

(2) 生産性の向上

- ① 建設工事**現場**を適切に**管理**するための**指針**の作成
 - ・ICTの活用等による**現場管理のための指針**を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ② **監理技術者等**の**専任制度**等の合理化

※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

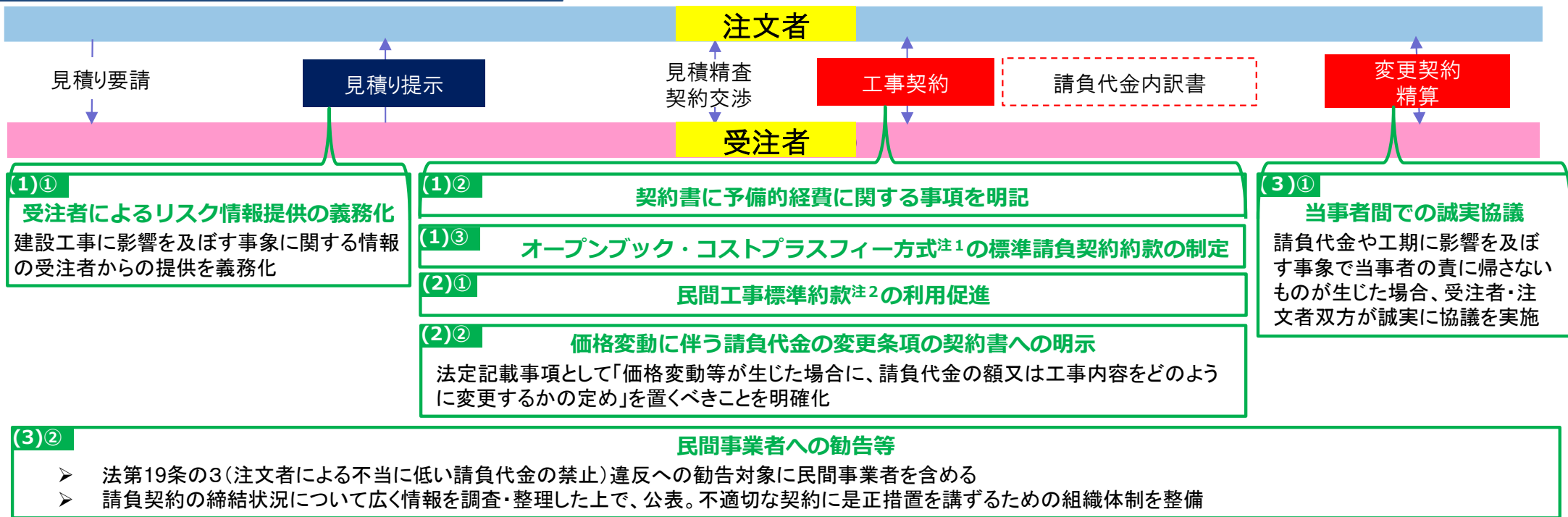
現状・課題

- ✓ 発注者が、請負代金の中に含まれる予備的経費等の内容を詳細に把握することは困難であり、受発注者間で情報の非対称が生じている。
- ✓ 価格変動等に対してどのようにリスク管理を行っていくかが契約上不透明な場合、受発注者間に認識の齟齬が発生。
- ✓ 適切なリスク分担がなされない場合、契約当事者のみならず、その下請業者なども含めた建設生産システム全体に経営悪化や不良工事の発生といった悪影響が及ぶおそれがある。

対応の方向性

1) 契約における情報の非対称性の解消、2) 価格変動等への対応の契約上での明確化、3) 当事者間でのコミュニケーションを制度的に担保することで、契約の透明化と当事者間での協議を通じたリスクへの対応を実現

今後のイメージ(建設工事における契約プロセス例)



※ 契約形態に応じた対応や設計変更等に関する責任分担のあり方についても整理が必要

(注1) 工事に係る支出(コスト)を受注者が開示すること(オープンブック方式)で実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式(コストプラスフィー方式)。

(注2) 民間建設工事標準請負契約約款。同約款(甲)第31条において、請負代金額の変更を求め得る場合を規定。

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

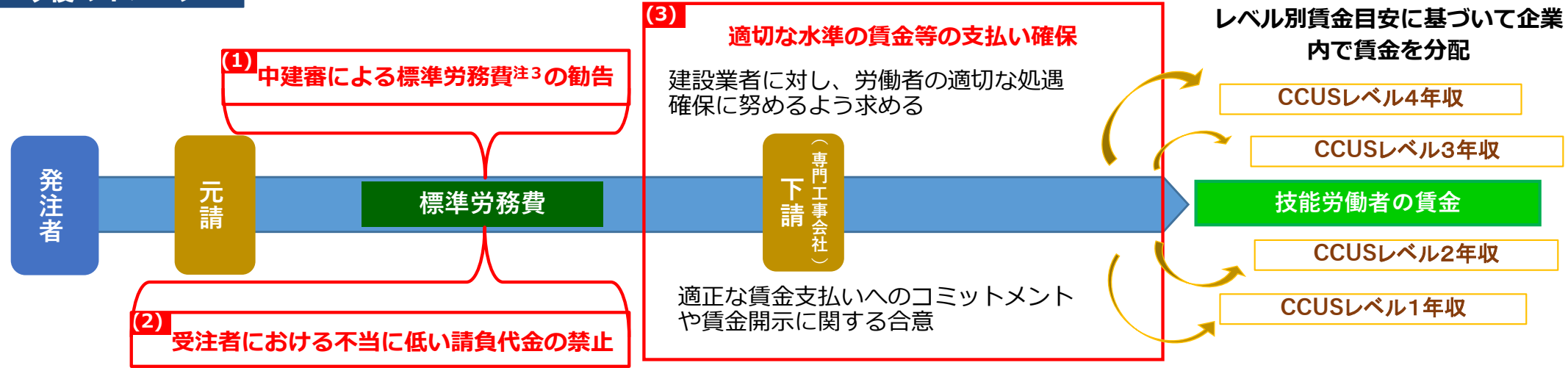
現状・課題

- ✓ 労務費等の見積りが曖昧なまま工事を受注した場合、適切な賃金の原資を確保できないおそれがある。また、技能労働者の賃金を能力や経験が反映された適正な水準に設定しようとしても、相場感が分からず取組が進まない。
- ✓ 労務費は、短期的な市況の影響を受けやすく、累次の下請契約等が繰り返される中で、適切な工事実施に必要で、かつ、中長期的にも持続可能な水準の労務費が確保されにくい。この結果、現場の技能労働者への行き渡りも徹底されにくい。

対応の方向性

適切な労務費が下請契約等において明確化されるルールを導入しつつ、不当な安値での受注を排除していくことで、技能労働者の能力や経験に応じた適切な賃金の支払いや処遇の改善（賃金の行き渡り）を実現する。

今後のイメージ



※ これらを担保する措置の一環として、まずは公共工事において賃金支払い及び社会保険加入状況の実態を適切に把握する取組を検討

(注3)標準労務費

適切な工事実施のために計上されるべき、中長期的にも持続可能な水準の標準的な労務費。
請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いる。

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

現状・課題

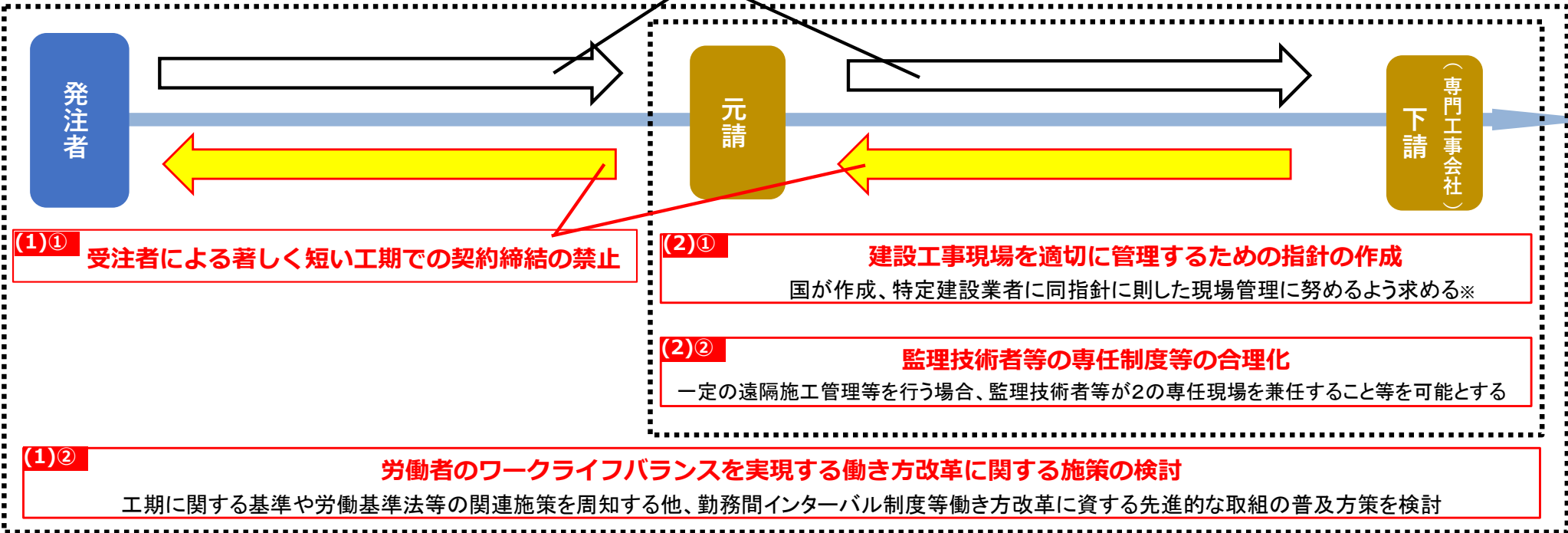
- ✓ 適切な工期が確保されない場合、技能労働者の就労環境が悪化するおそれがあるのみならず、施工品質や安全面にも影響が生じる可能性がある。また、週休2日の実現や令和6年4月から適用される罰則付き時間外労働規制への対応が急務。
- ✓ 働き方改革の推進には、事務作業等の効率化が不可欠であるが、これに効果を発揮する情報通信技術の活用が十分に進んでいない。このことは、施工体制管理のさらなる徹底を図る上でも課題。

対応の方向性

建設生産プロセス全体を通じた適切な工期の確保を徹底するとともに、情報通信技術の活用等による生産性の向上を図ることにより、他産業と比較しても働きやすく、魅力的な就労環境を実現する。

今後のイメージ

注文者による著しく短い工期での契約締結の禁止（現行建設業法第19条の5）



※ 例えばCCUSのように、本人認証や真正性を確認済の情報等を備えたシステムを活用可能とすることで、施工体制の確認やその管理等を徹底していく

CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた更なる取組強化

- 来年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなることを踏まえ、**令和5年度を「CCUS能力評価躍進の年」**となるよう、業界と一体となって取組を加速化

※ CCUSの運営主体である建設業振興基金と能力評価の実施について円滑な連携が図られるよう、推進体制（CCUS能力評価推進協議会）についても整備

どんな現場でも、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備

就業履歴を蓄積できる環境の整備

- **市販の安価なカードリーダーでも対応可能なシステムや安価に電話で就業履歴が蓄積できる実験的取組を本年中に提供開始**
- **カードリーダーがなくても、iPhoneにより就業履歴が蓄積できる**よう、調査結果を踏まえ**来年度早期のシステム供用開始を目指す**
- CCUS新規登録事業者に**カードリーダーの無償貸与を実施（建設業振興基金にて継続）**

未設置現場向けのメールでの専用窓口の設置

- 「現場にカードリーダーがない」という場合に、技能者や下請からのメール専用窓口を振興基金に開設。**（相談内容に応じた元請向けの情報提供等のサポートの実施、上記のカードリーダーの無償貸与等を周知）**

【その他の取組】

- カードリーダーの購入等に係る経費を助成する厚労省の助成金（2/3補助）の活用
- 元請業者に対しては、施工体制登録など現場の手間を削減するような支援

技能者の能力評価の促進

基準未策定となっている分野の評価基準の整備

- 能力評価**基準が策定されていない分野について**専門工事業団体による**基準作成等に対して支援**

申請数増加に向けた専門工事業団体への支援

- 評価申請を増進するため、専門工事業団体による**能力評価実施体制の整備や周知活動**に対して支援

技能者登録の際にワンストップでレベル評価

- 技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能とするよう、「ワンストップ申請」を**来年4月目途に供用開始**

【その他の取組】

- 地域の公共土木で職種横断的に現場を担う技能者の評価の在り方について、基準の策定を視野に入れた実態把握・検討

- 元請会社には、**現場でのカードリーダー等の設置**を進めていただくよう、お願いします。
- 業界団体の皆様には、**技能者の能力評価**の周知・普及を進めていただくようお願いいたします。

一般社団法人群馬県建設業協会の活動状況

国土交通省関東地方整備局との意見交換会

令和5年9月末 現在

令和5年10月2日(月) 午後3時30分～ 於 群馬コンベンションセンター(Gメッセ群馬)3階302中会議室

I. 行動指針2023	…P. 1
II. 働き方改革実現に関するアンケート調査	…P. 3
III. 建設業における外国人の雇用に関するアンケート調査	…P. 7
IV. ガソリン等の燃料価格の値上がりに関する緊急アンケート調査	…P. 10
V. 令和5年度のこれまでの動き	…P. 12
VI. 地域を守る建設業	…P. 18
VII. 今後予定されている取組み (R4年度の活動状況より)	…P. 23

(一社)群馬県建設業協会
ホームページQRコード



KAMIKABE
プロモーション動画



(一社) 群馬県建設業協会

I . 行動指針2023

I. 行動指針2023

行動指針2016（生産性革命元年）
「『入ってみたい建設業』から『入ってよかった建設業』へ」

行動指針2017（生産性革命前進の年）
「ワクワクする建設業」

行動指針2018（生産性革命深化の年）
「『入ってみたい建設業』から『入ってよかった建設業』へ」～3アップ活動の展開／やりがい・報い・見通し～

行動指針2019（生産性革命貫徹の年）
「地域で人を育て 人が育つ建設業協会」

行動指針2020
「人を育て 生産性を高め 災害に備える建設業協会」

行動指針2021
「UP DATEする 地域を守る建設業の『3つの備え』」

行動指針2022
（インフラ分野DX挑戦の年）



行動指針2023

（一社）群馬県建設業協会 行動指針2023

新 3 K

（給与・休暇・希望）

@かっこいい

誇り・魅力・やりがい

社会の土台づくりに携わる仕事
建設業はエンターテインメント
伝統技術から最新技術までを駆使する技術者集団
地域の守り手としての矜持
メリハリのついたイキイキとした働き方
仲間とあじわう達成感



人を育て 生産性を高め 災害に備える建設業協会

一般社団法人群馬県建設業協会

https://www.gun-ken.or.jp E-mail info@gun-ken.or.jp 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町2-5-3 TEL 027(252)1666 FAX 027(252)1993

ざっくり言うと

- 「誇り」とは…一般市民に対して胸を張れること
- 「魅力」とは…一般市民が働く人々の「誇り」「やりがい」を感じ、好意的な関心を持つこと
- 「やりがい」とは…働く人々が仕事を通じて満足できること

Ⅱ．働き方改革実現に関するアンケート調査

(R4.9月・R4.11月・R5.1月・R5.4月 計4回実施)

Ⅱ. 働き方改革実現に関するアンケート調査

R4. 9月 (Step 1)

働き方改革実現に関するアンケート調査 その1

乗り越えるべき課題の整理

調査期間：令和4年9月20日～9月26日
調査対象：（一社）群馬県建設業協会 会員企業270社
回答数：243社／回答率90.0%

労働時間の上限規制について 現時点での達成状況と見通し

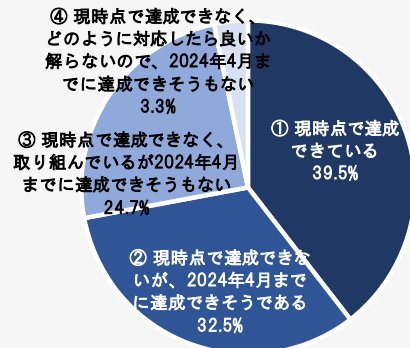


図1：働き方改革実現に向けてのダイアグラム

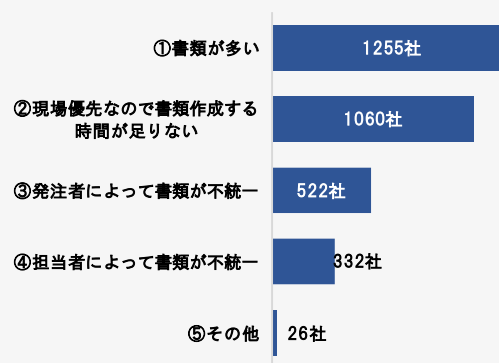
R4. 11月 (Step 2)

公共工事の工事書類作成に関する アンケート調査

書類作成業務の実態把握

調査期間：令和4年11月7日～11月11日
調査対象：（一社）群馬県建設業協会 会員企業269社
回答数：226社／回答率84.0%

働き方改革の観点から 公共工事の工事書類に関する主な課題



技術者と長時間労働



図2：書類作成工期を提案

R5. 1月 (Step 3)

働き方改革実現に関するアンケート調査 その2

基本事項（労基法就業規則）の確認

調査期間：令和5年1月10日～1月16日
調査対象：（一社）群馬県建設業協会 会員企業269社
回答数：241社／回答率89.6%

特別条項付き36協定締結の有無

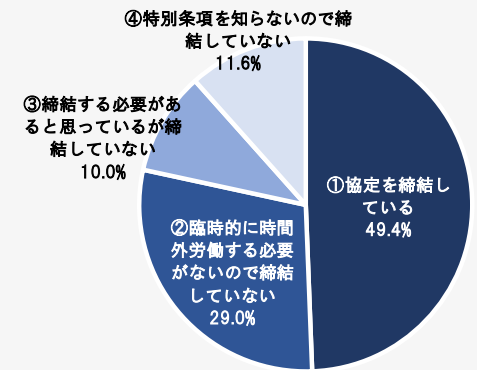


図3：3社協議の開催を提案

Ⅱ. 働き方改革実現に関するアンケート調査

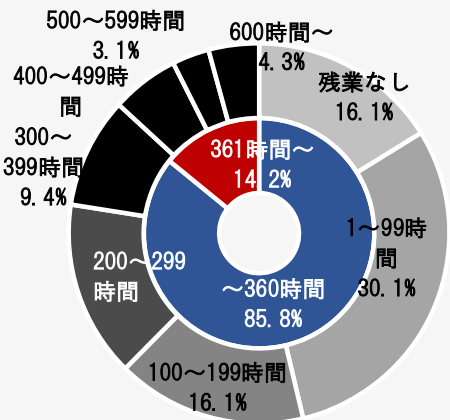
R5. 4月 (Step 4)

働き方改革実現に関するアンケート調査その3

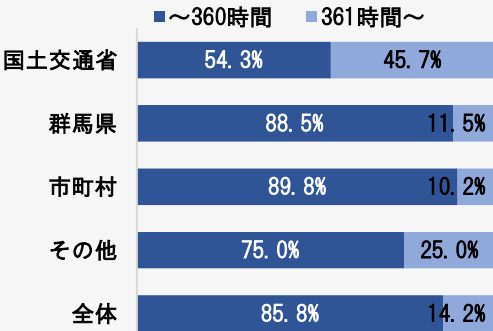
技術者の時間外労働の実態調査

調査期間：令和5年4月13日～4月24日 調査対象：（一社）群馬県建設業協会 会員企業269社 回答数：170社／回答率63.2%

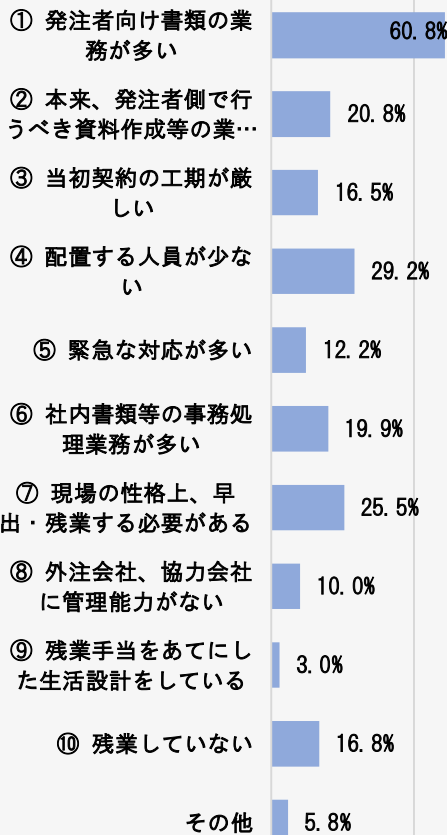
(1) R4年度の1年間で行った時間外労働



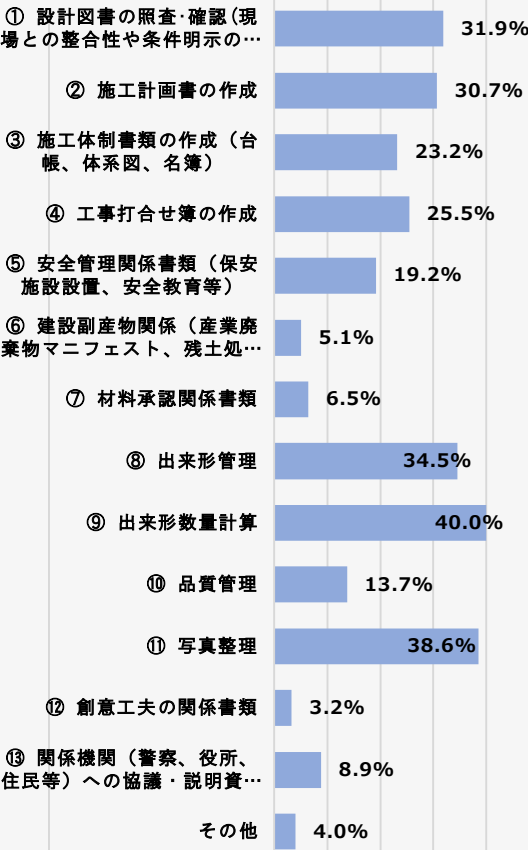
(2) R4年度の時間外労働（発注者別）



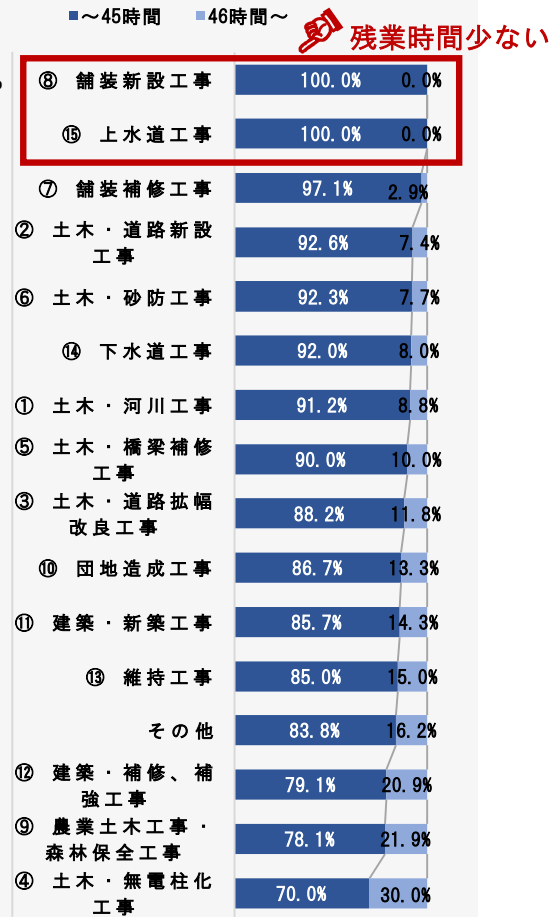
(3) 年間を通じて時間外労働を行った理由（5つ以内選択）



(4) 特に負担が大きい書類業務は何か（5つ以内選択）



(5) 1ヶ月の時間外労働時間（工種別）



Ⅱ. 働き方改革実現に関するアンケート調査

働き方改革実現に関するアンケートその3

提言・要望

工期と書類の最適化と
書類作成工期の設定（発注機関）

フロントローディングの推進
（受発注者間）

ワークライフバランスの実践と研修

群馬建協「書類作成工期」設定を提言

群馬県建設業協会の青柳剛会長は25日、技術者の働き方改革実現に向けた提言を発表した。
▷工期と書類の最適化と書類作成工期の設定▷フロントローディングの推進▷ワーク・ライフ・バランスの実践と研修—の三つ。公共工事で技術者の時間外労働が依然多いことが浮き彫りになった調査結果を踏まえ、国土交通省関東地方整備局や県などに対応を求める。

＝5面に調査の詳細

技術者の時間外労働削減へ



時間外労働の理由に書類業務が最も多く挙げられ、工期の適正化と同時に、打ち合わせ簿の在

り方などを工事別に改善する必要があるとした。工期内に書類業務が収まらない場合は「書類作成工期」の設定を求める。舗装など段取りが重視される工事は時間外労働が少ない傾向にあり、受発注者の一層のフロントローディングを申し入れる。ワーク・ライフ・バランスは休みとめりはりを付けた仕事のための研修を協会で行う。

同日前橋市内で会見した青柳会長は「課題を先取りして解決するのが建設業。参考になることを提案するのも大事」と指摘した一写真。

R5.5.26 日刊建設工業新聞

《参考》

4県（鹿児島、滋賀、長野、群馬）合同による
「働き方改革実現に関するアンケート」調査結果
および提言と要望の発表

（令和5年7月13日 全国建設業協同組合連合会）

提言・要望

～4県の働き方改革実現に関するアンケート調査結果より～

書類作成業務の統一化

発注者向け書類作成業務は発注機関によって差異が生じないよう工種毎、書類毎にきめ細かく最適化に努めてほしい

技術者の書類作成業務補助の国による制度化

技術者の雇用が困難な場合、技術者の書類作成業務を補助できる要員を確保することが必要であるが、こうした「新たな職域」を国が制度化して推進してほしい

歩掛り、工事積算体系の見直し

ざっくり言うと

いくつかの県が同様の趣旨で
まとまって発表することによって、幅広く、中身の濃い要望活動につながる。

工事書類
内容統一、補助制度化を
全建協連が負担軽減策提言

全建建設業協同組合連合会（全建協連、青柳剛会長）は技術者が担う工事書類作成の業務負担軽減策を提言した。群馬県建設業協会会長も務める青柳氏の呼び掛けで群馬、長野、滋賀、鹿児島4県の建設業協会が技術者の就業実態を調べたところ、共通して発注者に提出する書類の作成業務が時間外労働を招いている最大の要因と確認した。引き続き地域建設業の実態把握に努めつつ、国や地方自治体などの発注機関には提言に基づき速やかな改善を求めている。＝2面に関連記事

13日に東京都内で会見した全建協連の青柳会長と木下修（長野建設協会会長）、奥田克実（滋賀建設協会会長）、藤田謙（鹿児島建設協会会長）の3副会長が説明した。

提言は▽発注機関による書類・工種別で差異が生じない書類作成業務（内容）の統一化▽国による書類作成業務補助の制度化▽歩掛りや工事積算体系の見直し—の三つ。書類作成業務補助の制度化では、建設ディレクターのような外部人材雇用も視野に入れる。青柳氏は現場作業の実質的な工期に書類作成時間を上乗せする「書類作成工期」を提案している。4建協の調査結果は、青柳氏が委員長として参加する土木学会の「2024年働き方改革に関する特別小委員会」にも提供し役立ててもらおう。

提言などを発表する（左から）木下氏、青柳氏、藤田氏、奥田氏

R5.7.18 日刊建設工業新聞

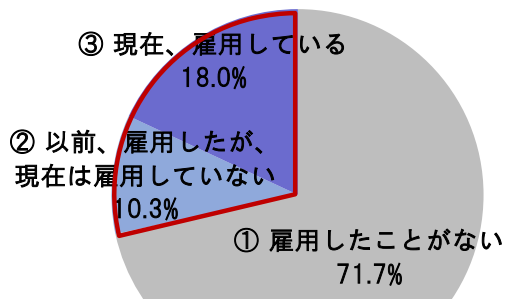
Ⅲ. 建設業における外国人の雇用に関するアンケート調査

(R5.5月実施)

Ⅲ. 建設業における外国人の雇用に関するアンケート調査

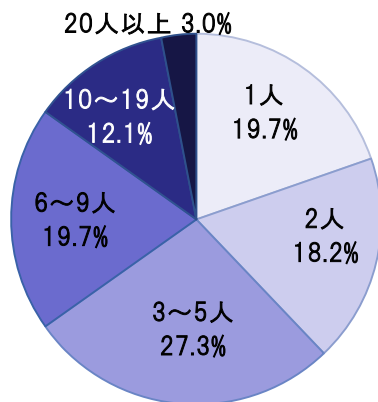
調査期間：令和5年5月24日～31日（R5.5.1時点の雇用状況） 調査対象：（一社）群馬県建設業協会本部会員 269社 回答社数：233社（回答率86.6%）

問1 外国人の雇用について

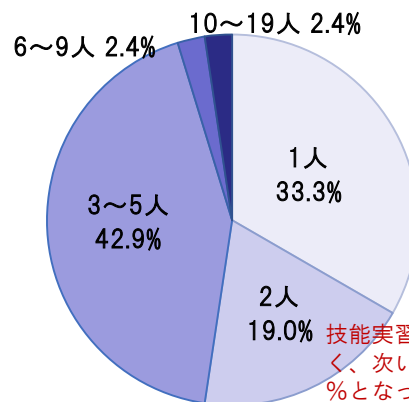


現在 雇用している企業が18%、以前 雇用していた（約10%）を含めても約28%とそれほど多くない状況。雇用人数は、5人以下が約7割となっている。

問2 これまでの外国人雇用のトータル（累計）人数

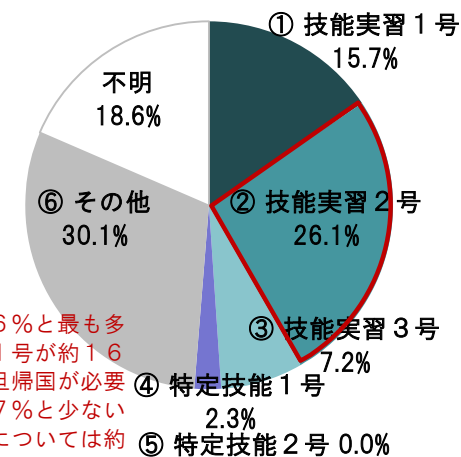


問3 現在雇用を継続している外国人の人数



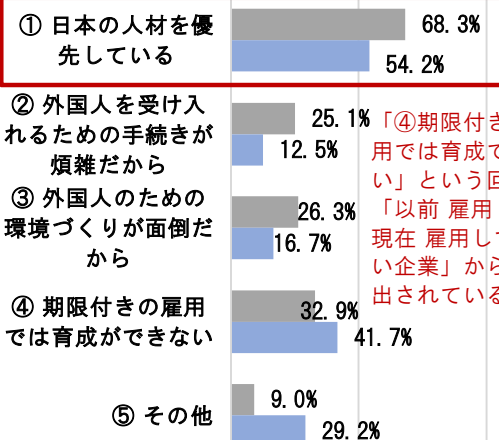
技能実習2号が約26%と最も多く、次いで技能実習1号が約16%となっている。一旦帰国が必要な技能実習3号は約7%と少ない状況。また特定技能については約2%と非常に少ない状況。

問4 これまでに雇用した外国人の最終在留資格



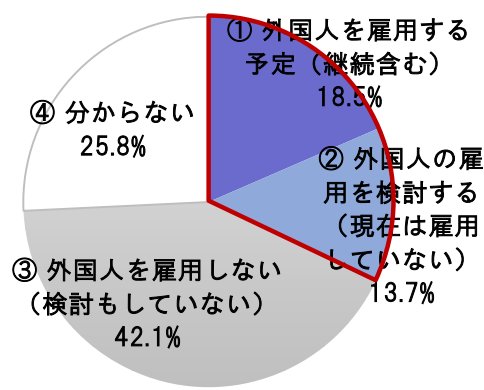
問5 現在雇用していない理由（問1で①または②を選択した場合に回答）

- ① 雇用したことがない
- ② 以前、雇用したが、現在は雇用していない



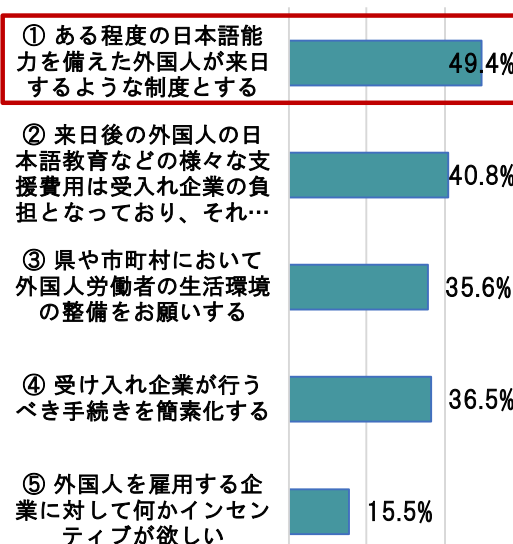
「④期限付きの雇用では育成できない」という回答は「以前 雇用したが現在 雇用していない企業」から多く出されている。

問6 今後 外国人の雇用を行う予定

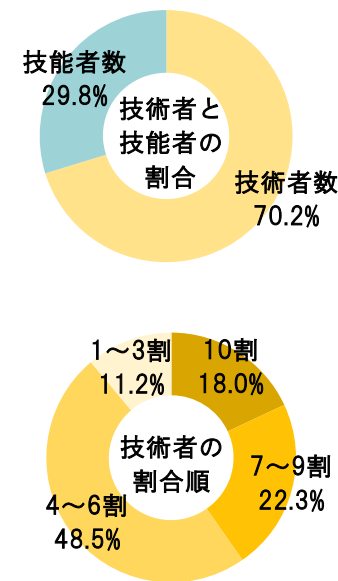


継続を含んで予定しているが約18%で、雇用を予定しているが約14%となり、合計しても約32%とそれほど多くない。ただ分からないと回答したのが約26%もあり、外国人の雇用を迷っている状況が解る。

問7 国が見直しを進めている外国人の雇用制度に望むこと



問8 現在雇用している技術者と技能者の人数（日本人と外国人の合計）



Ⅲ. 建設業における外国人の雇用に関するアンケート調査

調査期間：令和5年5月24日～31日（R5.5.1時点の雇用状況） 調査対象：（一社）群馬県建設業協会本部会員 269社 回答社数：233社（回答率86.6%）

問9 外国人の雇用に関する自由意見（今後の外国人の雇用に関する予定別）

① 外国人を雇用する予定（継続含む）

- ・ 少子高齢化による労働不足が予想される昨今、外国人労働者は必要不可欠である。そのため雇用手続きなどより簡素化し、雇用を続けやすい環境づくりをお願いする。
- ・ 入国後、会社側の負担が多いので、助成金などがあるといい。
- ・ **雇った会社に経営審査で加点してほしい**
- ・ **技能実習生ではなく労働者として受け入れができる環境をもっと整えてほしい**
- ・ 外国語で技能講習、特別教育を受講できる施設・機関を増やして欲しい。

② 外国人の雇用を検討する（現在は雇用していない）

- ・ 今後の事業継続のためには外国人雇用の必要性の認識はありますが、雇用に向けた具体的な活動はしていません。
- ・ **建設業の担い手不足のため、積極的な雇用を検討する時期になると思います。**
- ・ 外国人雇用を進めるきっかけとしてのインセンティブがあると、人手不足にある企業も重い腰をあげて動きやすくなると思います。
- ・ 品行方正な外国人を雇用したい。
- ・ **外国人の建設技術者を受け入れ雇用できる環境整備の拡充を希望します。**

③ 外国人を雇用しない（検討もしていない）

- ・ 建設現場で従事する為には、ある程度の特別教育や技能講習の資格を取得させる必要があるため 日本語能力がある外国人であって欲しい。資格等取得の為に通訳を雇う等 教育コスト大きく、実習記録や日誌、送込み機関の報告・検査、文化の違いによる生活面のサポート等、受入側の日々の負担も大きかった。
- ・ **雇用をしても数年経つと帰ってしまうので、長期滞在できるシステムにして欲しい。**
- ・ 建設業が長い間基幹産業として継続してきた基本に戻って国内で良い人材を確保したいし、不足してきた理由を改善すべきが優先だと思っています。
- ・ **語学力・就業に対する基礎知識、生活環境の違い等、事前に学習をしてもらう事。また、犯罪に走る技能者がいるが、国県市等での定期的な確認等行ってもらう事など、両者が安心して雇用・就労が行える環境整備が必要かと思う。**
- ・ 以前、外国人と働いたことがあります。まず仕事に対する考え方の違いを感じました。仕事に於いてのコミュニケーションは一切取らない等。みんながみんなそうではないと思いますが、あまりにも勝手な人が多くて良い印象がありません。
- ・ これから雇用人数が減少していく中で、外国人雇用は大事なことと思います。受け入れを必要としている企業だけでなく、国や県市町村といった機関での支援や助成制度等を見直ししていただければと感じます。

④ 分からない

- ・ 当社の建築工事は、殆ど元請けです。現場監督が出来る実習生が欲しいです（主任技術者）。土木工事と同じです。また、土木工事に関しましては、技能者も欲しいと思っていますが土木全般です。専門職でなくても外国人実習生を雇える環境にして欲しいです。
- ・ 資格取得に際しての支障の有無など、こちらの勉強不足では有るが判らない事が多すぎて検討段階まで進んでいません。
- ・ 人材確保が困難なうえ、育成にも苦労しています。そのような状況なので、今後外国人の雇用も視野に入れていかなければならないと思っています。
- ・ 現行制度は現代版徴用工であり、技能者を送り出す国々の国民が日本に抱く感情を悪化させています。受け入れ企業の相手への敬意や文化への理解が不足し、ただ単に労働力としてみていないことがすべての元凶です。また、それを斡旋する送り出し機関等は猛省すべきであり、未来に対する責任は免れません。しかし、すべては人材育成をおざなりにしてきた政策と業界団体の責任と思っています。
- ・ **少子化の現況を踏まえると、いずれ必ずどの産業でも外国人の力に頼らざるを得ないと思います。ただその判断が、今なのか、来年なのか、悩ましいところで、技術者が必要な弊社などは、しばらく先になると思います。**
- ・ 言語の壁・文化の違い・不正雇用や労働搾取等の問題があるため、ある程度母国で教育し、日本に来てからも県や市町村が教育やサポートできる環境を望みたい

IV. ガソリン等の燃料価格の値上がりに関する緊急アンケート調査 (R5.8月実施)

IV. ガソリン等の燃料価格の値上がりに関する緊急アンケート調査

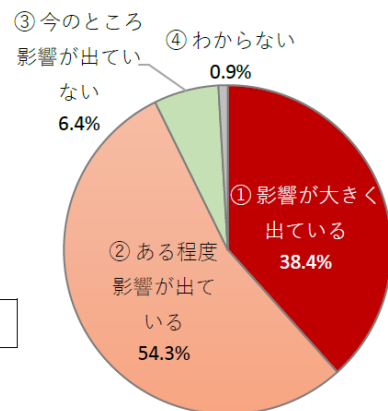
調査期間：令和5年8月18日～24日 調査対象：（一社）群馬県建設業協会本部会員 268社 回答社数：219社（回答率81.7%）

令和5年5月下旬からガソリンや軽油等の燃料価格の値上がりが止まらない状況のため、建設業の影響について緊急アンケートを実施

1. 最近（本年5月以降）のガソリンや軽油の価格高騰の影響

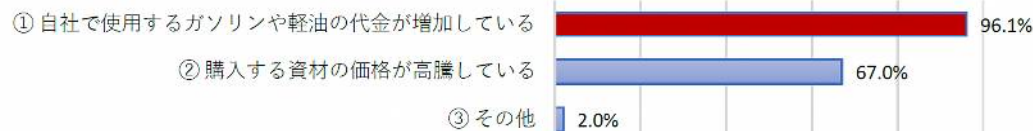
回答項目	社数
① 影響が大きく出ている	84
② ある程度影響が出ている	119
③今のところ影響が出ていない	14
④ わからない	2

9割以上の企業で影響がでていると回答している。



2. 具体的な影響（1で①もしくは②を選択した203社数での選択割合）

選択項目	選択社数
① 自社で使用するガソリンや軽油の代金が増加している	195
② 購入する資材の価格が高騰している	136
③ その他	4

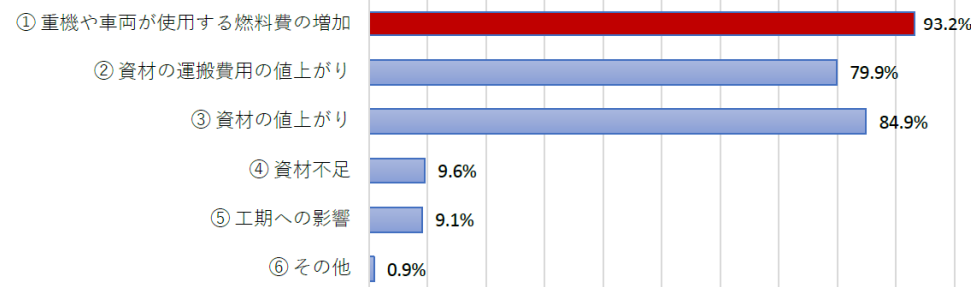


その他（抜粋）：資材運搬の運賃も予想を上回るほどに上がっている。

自社で使用する燃料代への影響が大きいのは当然であるが、資材価格の高騰も7割近くが影響を受けている。

3. 今後、値上げが更に進むことで懸念されること（回答全社での選択割合）

選択項目	選択社数
① 重機や車両が使用する燃料費の増加	204
② 資材の運搬費用の値上がり	175
③ 資材の値上がり	186
④ 資材不足	21
⑤ 工期への影響	20
⑥ その他	2



その他（抜粋）：会社負担の増加

回答した大部分の企業で、燃料費、資材運搬費、資材価格の高騰を懸念している。

車社会である群馬県の中小建設業が、ガソリン等の燃料価格の高騰により大きな影響を受けていることが解った。燃料価格の高騰に伴う物価上昇により価格転嫁しづらい民間建築の冷え込みも懸念している。現在、政府が対応策を検討しており、まずは補助金の延長が想定されるが、補助金額や期間などのスキームについて、しっかり検討してほしい。また、以前から課題となっている「トリガー条項の発動」や「消費税の扱い」についても議論を進めて頂く必要がある。

V. 令和5年度のこれまでの動き

V. 令和5年度のこれまでの動き

1. 新入社員研修／令和5年4月12日・13日



- 群馬県建設業協会と群馬県建設産業団体連合会との共催
- 平成26年から実施（R2年度はコロナ禍で中止）
- 令和3年度、4年度に続き、感染防止対策を講じながら2日間に分散し開催
- 令和5年度で9回目（参加者125名）

ざっくり言うと

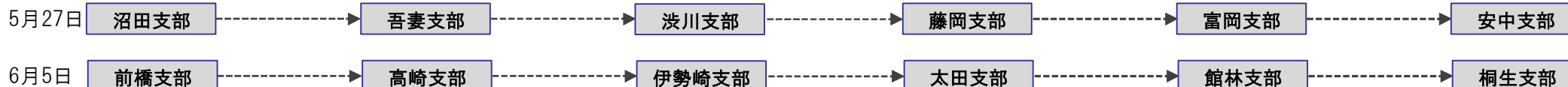
- 技術者はもちろんのこと、技能者や事務関係者など、幅広い分野の新入社員が参加
- 社会人としての必要な知識・マナーを習得し、1日も早く建設業界の第一線で活躍する人材となることを目指す研修



V. 令和5年度のこれまでの動き

2. 山本群馬県知事 各支部巡回講演会／令和5年5月27日・6月5日

- 令和4年7月の出馬表明を受け、推薦状を提出
- 2日間かけて知事と一緒に12支部を回り講演会を開催
- コロナ禍においては、全国に先駆けて建設業を「エッセンシャルワーカー」として認定した知事
- 地方創生につながるイベント企画やフィンランド視察についても紹介



ざっくり言うと

■ 防災・減災・国土強靱化、「災害レジリエンスNo.1」を目指し、協会員が一丸となる

V. 令和5年度のこれまでの動き

3. 第35回 道路クリーン作戦／令和5年5月30日（ゴミゼロの日）

- 県下一斉に実施
- 道路清掃、ゴミ・空き缶除去、カーブミラー清掃
- 作業実績 ・ 作業人数：1,798人 ・ 回収量：不燃物：3,731kg, 可燃物：6,096kg
- 「ぐんケン見張るくん」を使った災害訓練とTwitterによる作業状況の投稿
 - ・ 清掃作業を災害パトロールに見たてて情報送信
 - ・ 「ぐんケン見張るくん」への総投稿数：972件
- 環境すみずみパトロール隊（GKG）安全点検実施
 - ・ 清掃活動の安全点検を実施
 - ・ 建設現場環境の整備と事故防止を推進する
- ・ 参加人数：129名



各地で環境すみずみパトロール隊も参加



R5.5.30 群馬TV「ニュースJUST6」

ざっくり言うと

- 昭和63年から毎年実施（今年で35回目）
- 県内の道路環境を整える取り組みとして高い評価
- 群馬県や国土交通省などの行政も一緒になって参加する取組みに成長



V. 令和5年度のこれまでの動き

4. 上毛新聞一面広告（令和5年5月30日掲載）

- 道路クリーン作戦に際して、一般紙である「上毛新聞」に広告掲載
- 県内で購読者の多い一般紙に掲載することで、建設業の取組みを広くアピール
- (株)ワーク・ライフバランスの浜田取締役との対談記事
- 対談テーマは行動指針2023「新3K@かっこいい」

2024年問題向け働き方改革を（記事より抜粋）

青柳：土木学会の「働き方改革特別小委員会」の議論が来年4月から始まる「長時間労働の上限規制」の問題を考えるうえで役に立ちます。「規制」といいますからマイナスのイメージを抱きがちですが、要は「メリハリのある、生き生きとした働き方を進めていこう」といったことが目的です。昨年9月から協会では、会員の時間外労働の実態、災害時などの時間外規制の適用除外の問題、法整備の周知など幅広くアンケート調査や提言を繰り返してきました。新年度に入り、技術者向けに工事現場での書類作成のための時間がどれだけ負担になっているか実態調査し、提言として発表しました。

浜田：働く時間の中で、付加価値を生み出す時間は増やしたい、そうでないものは減らしたい、というふうに、時間の使い方を変えていくことで生産性が上がっていきます。書類作成の負担が減ると、その分帰れるしもっとやりたかった仕事ができるようになる、より集中して仕事ができる…と、好循環にもっていくイメージを持っています。東芝プラントシステムでは情報共有と整理を行ったところ、書類が63%削減でき、作業時間は53%削減されました。現場は問題点を自覚しても修正する権限がなく、権限のある部署は実態を把握していないという状況になりがちなところを、現場が主体的に声を上げることで連携を促し解消したのです。こと変革につきものの垣根を越えていく取り組みを、土木学会の議論の中では目指していきたいですね。

青柳：一品一品現地生産といった特殊な事情が建設業にはあります。それでも問題点はかなり整理されて来たような気がしています。書類作成工期などをもう一度洗い直し、現場で働く技能労働者の「賃金アップ」につながるための方策、そしてワークライフバランスを考えた働き方がじわじわと広がっていくことが出来れば、2024年問題をきっかけに魅力ある建設業に大きく前進してくるものだと期待しています。

ざっくり言うと

- 働き方改革を踏まえ、建設業がイキイキとしたやりがいのある業界として大きく前進していくことを発信

県建設業協会 地方中小建設業界の課題整理と今後

対談 青柳 剛さん (県建設業協会会長) 浜田 紗織さん (ワーク・ライフバランス取締役)

新3K@かっこいい
給与・休暇・希望

女性活躍の環境整備を 浜田さん

相互評価で生産性向上 青柳さん

第35回 群馬県下 道路クリーン作戦
5月30日(火)

一般社団法人 群馬県建設業協会・群馬県建設業協同組合

公益財団法人 建設業福祉共済団

V. 令和5年度のこれまでの動き

5. 令和5年度 群馬県県土整備部長との意見交換会／令和5年6月19日～

■令和5年度は6月19日の沼田支部を皮切りに全支部において対面で実施（令和元年度から令和3年度まではコロナ禍によりWEBを使いながらの少人数開催）



《参考》 令和5年度総括意見交換会(R5. 11. 2 開催予定)

- 各支部で実施した県土整備部長との意見交換会の成果をさらに高めるため実施。
- 群馬県知事同席のもと、県県土整備部長から各質問・要望に対する回答書を受領予定

VI. 地域を守る建設業

VI. 地域を守る建設業

2. 高病原性鳥インフルエンザ防疫作業（令和5年1月中に3例発生）

■協定に基づき防疫作業実施（豚熱と同様）

■2例目 前橋（447.9千羽）、 3例目 前橋（55千羽）



置。19日から前橋支部の会員企業が約45万羽の殺処分に伴う埋却溝の試掘作業を市内で始めた。24時間交代での作業方針を決めた。

鳥インフルに対応
前橋支部が掘削作業

群馬県建設業協会（青柳副会長）は、18日前橋市で確認された高病原性鳥インフルエンザへの対応を同日から開始した。協会本部と前橋支部に対策本部を設

会見する塩原副本部長と宮下学前橋支部土木委員長

令和5年2月3日(金)防疫作業完了



群馬県前橋市の高病原性鳥インフルエンザ発生から
防疫作業に係る経過資料



令和5年1月1日（前橋市）に続き県内2事例目、最盛期の現場を止めて防疫作業開始（24時間4交代制）
一般社団法人群馬県建設業協会は、「特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する基本協定」、「特定家畜伝染病発生時における埋却処分に関する協定」及び、「特定家畜伝染病発生時における埋却処分に関する細目協定」に基づき防疫作業を開始した。

①発生通報等

1月18日(水)午後2時40分

死亡羽数の増加したとの通報が家畜保健衛生所にあり、立入検査を実施
場所 前橋市

②遺伝子検査（群馬県家畜衛生研究所）

1月19日(木)午前9時 陽性判明

同日12時、農林水産省は高病原性インフルエンザの監視報告を確認

③規模

447,959羽 ※採卵鶏 ※自衛隊出動要請あり

④防疫作業開始

1月20日(金)午前6時 埋却地本掘削（前橋市）及び埋却地掘削を仮囲い開始

⑤防疫作業完了

2月3日(金)午前11時11分



同協会前橋支部対策本部

令和5年2月3日(金)防疫作業完了



群馬県前橋市の高病原性鳥インフルエンザ発生から
防疫作業に係る経過資料



令和5年1月1日（前橋市）、1月18日（前橋市）に続き県内3事例目、途切れない前橋市内の発生により最盛期の現場を止めて防疫作業に従事

一般社団法人群馬県建設業協会は、「特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する基本協定」、「特定家畜伝染病発生時における埋却処分に関する協定」及び、「特定家畜伝染病発生時における埋却処分に関する細目協定」に基づき防疫作業を開始した。

①発生通報等

1月26日(木)

死亡羽数の増加による通報が家畜保健衛生所にあり、立入検査を実施
場所 前橋市

②遺伝子検査（群馬県家畜衛生研究所）

1月27日(金)午前2時8分

③規模

55,057羽 ※採卵鶏 ※自衛隊出動なし

④防疫作業開始（試掘等）

1月27日(金)午後1時 埋却予定地試掘

1月27日(金)午後2時 埋却地本掘削（前橋市）開始

⑤防疫作業完了

2月3日(金)午後5時30分



鳥インフルエンザ2例目の防疫作業
同協会前橋支部対策本部

が、埋却数が増加し、支部の21社で対応することにした。18日の検査で陽性が確認され、県から一報が入った。群馬建設協会は同日中に埋却処分に使おうと予想されるブルーシート100枚を備蓄分から前橋支部に提供し、同支部は重機を手配した。対策本部の設置後、同支部は埋却作業の打ち合わせを県担当者と始めた。殺処分の開始は19日。前橋支部の作業班は20日時点で、深さ4m、長さ50mの埋却溝を2本掘削している。殺処分は25日の完了が予定されている。20日に前橋市の群馬建設協会館で会見した塩原前橋支部鳥インフルエンザ対策本部副本部長（塩原建設社長）は、「年度末に向かい（建設工事の）予定を変更して作業している会員企業や、重機の運転手がいる。県からは工期の延長などに柔軟に対応してくれると聞いている」と状況を説明した。鳥インフルエンザの発生は県内で2例目。埋却は初めての対応になる。同席した青柳会長は「地域建設業の役割をしっかりと果たしたい」と述べた。

VI. 地域を守る建設業

3-1. 避難所の3密対策「KAMIKABE」～「関東大震災100年シンポジウム」 特別企画展への出展

■特別企画展 令和5年8月26日（土）～28日（月） 国営東京臨海広域防災公園にて開催

関東大震災特別企画展

2023年8月26日（土）～28日（月）

関東大震災から最新の防災技術まで、見て、触れて、感じてもらうコンテンツを多数出展しています。
詳細はホームページをご覧ください。
<https://www.unei-jimukyoku.jp/kantoshinsai100/>

- ・関東大震災以降の災害対策（国土交通省）
- ・防災カードゲーム「このつきながおきるかな」（国土交通省）
- ・建設業の災害対応（全国建設業協会、群馬県建設業協会、東京建設業協会）
- ・「地震対策のススメ」科学実験ショー等（日本建設業連合会）26、27日のみ
- ・「関東大震災コンテンツ、防災クロスロード」（NHK）26、27日のみ
- ・ちよボットの防災道場（ヤフー株式会社）
- ・同僚会アパートの部材（実物）および関連パネル（独立行政法人都市再生機構）
- ・関東大震災関連パネル展示（国土交通省国土地院提供）
- ・起震車（東京消防庁）26日のみ、災害対策車両（関東地方整備局）
- ・その他 最新の防災技術など多数出展予定

防災クロスロード 26、27日のみ

ちよボットの防災道場

会場 東京臨海広域防災公園（そなエリア）

四線展示場

がん研有明病院

東京ビッグサイト駅

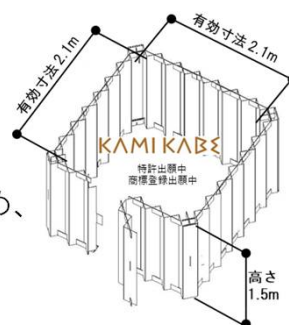
水戸川のりば

東京ビッグサイト

国土交通省リーフレットより

■避難所の3密対策「KAMIKABE」の特徴

- 備蓄しやすい大きさとかたち
- 組立て簡単20分！
- 再生可能な地球環境資源にやさしい素材
- ビニールテープや金属は使わずに組立て
- 屏風とリブで丈夫、ぐらつかない壁
- 山形の形状によりスケール感がわかりやすい
- 陰影が退屈にならない壁
- 壁をつなぎリブにはハンガーを掛けたり、クリップや照明を取り付けることが可能
- ベッドや椅子などで自分スペースのアレンジ自在
- ユニットを結合したり、30cmきざみで拡張できるため、目的に合わせてスペースを変更可能
- 避難所以外にも転用可能（休憩所などの間仕切り）



《参考》「KAMIKABE」を通じた活動

【被災地への提供】

R2年7月の豪雨被災地（福岡・熊本・鹿児島）に、道の駅、全国建設業協同組合連合会と協力し100セット提供



【組立て訓練実施】

R2年7月～ 県内28拠点において実施



【危機管理産業展2020出展】

R2年10月21日～23日 東京ビッグサイト



VI. 地域を守る建設業

3-2. 避難所の3密対策「KAMIKABE」～「関東大震災100年シンポジウム」 特別企画展出展概要

■特別企画展 令和5年8月26日（土）～28日（月） 国営東京臨海広域防災公園そなエリアにて開催

関東大震災から100年をきっかけに「避難所先進国」へ
避難所にも新3K「快適」「簡単」「KAMIKABE」
～地域を守る建設業からの提案～

令和5年（9月1日）は関東大震災から100年を迎え、災害に対する備えは「わがこと化」することにより具体的な方策が見える。今回、地域を守る建設業として積み上げてきた「災害対応組織力の備え」として、災害時の避難所の在り方について具体的な提案をした。3年前、自然災害と新型コロナウイルスによる感染症の複合災害を防ぐため、避難所の3密対策として、KAMIKABEを発表した。「乱雑になりがちな避難所生活を少しでも向上していこう」、「感染症対策と一体になって避難所のスタイルを群馬から変えよう」といった地域を守る建設業ならではの「住まい方目線」からの提案でした。高さ1.5mの屏風状の段ボールで、横2.1m×2.1mの正方形の単位で体育館や集会所などの大きな空間を「壁で仕切る」といった個人単位の避難を想定していた。

今般、新型コロナウイルスの対応も変わり、大規模災害時の避難の形も個人から親戚・家族・友人といった複数人のためのスペース確保へと変わってきている。

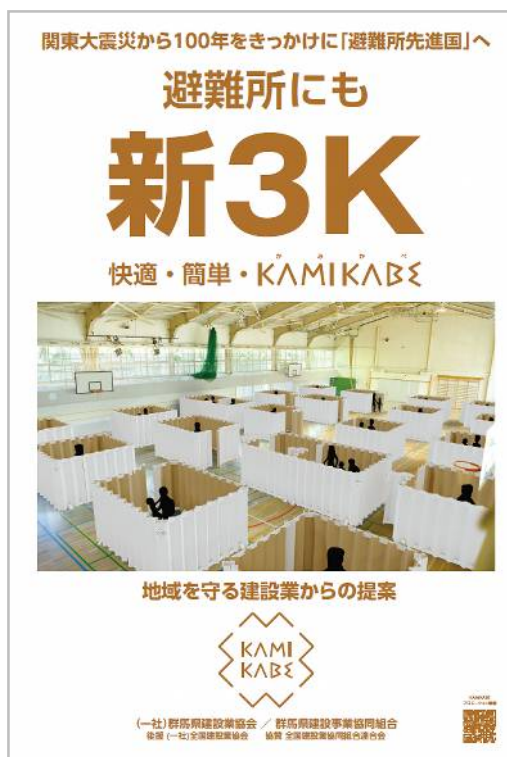
大空間に集団で避難する日本の避難所形式を踏まえて、「簡単」に結合・拡張といった組み立てが出来るKAMIKABEの特徴を生かしながら、「快適」な避難所生活を目指そうといった提案とした。コンセプトは、メッセージが分かりやすく伝わるようにと「避難所にも新3K、快適・簡単・KAMIKABE」である。

ビジュアルで分かりやすく伝わるようにとCGを駆使した動画製作に取り組んだ。動画製作全体の章立ては、「現状把握による問題提起」、「避難所の3Kの提案」、「結合・拡張に的を絞ったKAMIKABEの特徴と避難所生活スタイル」、そしてまとめとして「組み立て訓練を通じた建設業界と地域の連携の強化」と「乱雑な形が整えられた避難所の提案」である。

関東大震災から100年をきっかけに避難所の「連携・実践・わがこと化」、避難所の先進国へと踏み出すきっかけになればと取り組んだのである。



避難所の間仕切り「KAMIKABE」を説明



「KAMIKABE」の中で撮影

地域を守る建設業からの提案

避難所の
「連携・実践・わがこと化」

コンセプト
避難所にも「新3K」
快適・簡単・KAMIKABE

メッセージ
関東大震災から100年をきっかけに
「避難所先進国」へ

VII. 今後予定されている取組み（R4年度の活動状況より）

VII. 今後予定されている取組み（R4年度の活動状況より）

1. リカレント研修（H30～）

企業単独では行うことが難しい「リカレント研修」を東京に行かなくても、群馬にいながらにして学べるスキルアップ研修（入社3年～5年程度の技術者対象）

グループ学習形式により受講者のコミュニケーションが図られ、同世代の仲間が増える！

研修日程／令和4年度

土木技術者コース

第1回	10月14日（金）	開講式 ・ 建設技術者に必要なヒューマンスキル
第2回	10月26日（水）	土木技術の基本
第3回	11月17日（木）	UAV（ドローン）の活用
第4回	11月22日（火）	測量測位の新技术「GNSS」
第5回	11月29日（火）	コスト削減と工程管理
第6回	12月7日（水）	TLS活用と点群処理
第7回	12月16日（金）	3次元CADとVRの活用
第8回	12月22日（木）	DX時代の建設技術者



青柳群馬県建設業協会会長



R4年 第1回/開講式 挨拶 (R4.10.14)
水澤国土交通省
高崎河川国道事務所副所長



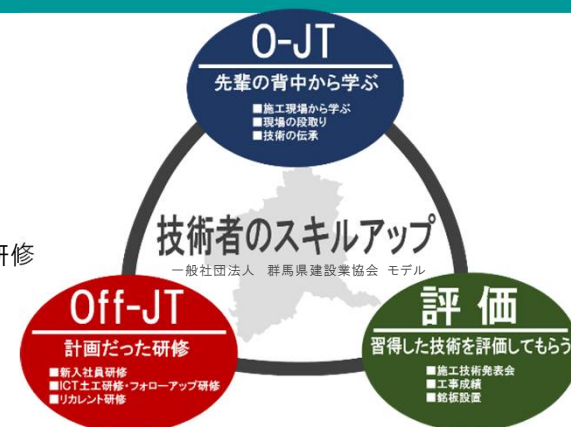
岸群馬県土木整備部建設業対策室長

建築技術者コース

第1回	10月14日（金）	開講式 ・ 建設技術者に必要なヒューマンスキル
第2回	11月29日（火）	コスト削減と工程管理
第3回	12月16日（金）	3次元CADとVR活用
第4回	12月22日（木）	DX時代の建設技術者 ・ 閉講式



閉講式 (R4.12.22)



R4年 第1回
建設技術者に必要なヒューマンスキル (R4.10.14)

※県内会員企業の35歳以下の土木技術者数（550人）の 19.1%

受講生の数

平成30年度受講生32人 / 令和元年度受講生28人 / 令和2年度受講生19人 / 令和3年度受講生12人 / 令和4年度受講生14人 合計105人

今年度で5年目を迎えたリカレント研修を開始。「東京に行かなくても地域でそれ以上の研修が受けられる」といったことが基本の考え方で、新しい建設会館を使った研修で、今回も行政の人たちにも出入り自由の見学参加を頂いております。（オープンスクール形式）
前年のカリキュラムを見直してより一層受講生が興味をひくような最新技術研修を取り入れ、グループ別の研修を採用することにより、技術者同士のネットワークも出来、お互いの刺激に繋がります。

今まで累計105名が受講しており、35歳以下の県内若手技術者の19.1%にあたります。

【考え方をまとめるダイアグラム】

技術者のスキルアップのために何をしたらいいか3角形のモデルでまとめています。「先輩の背中から学ぶこと」と新しい技術や技術の原論に立ち返る「研修」、そして物を作って「評価してもらうこと」この3点をしっかり回すことによって技術者の「スキルアップ」、「やりがい」につながっていきます。

VII. 今後予定されている取組み（R4年度の活動状況より）

2. ICT施工研修（H29～）

カリキュラムの特徴

- 3次元起工測量～3次元設計～ICT施工～3次元出来形計測、3次元データ納品まで、一連の流れを実体験
- 講義と実習を組み合わせた体験型
- 自ら測量した現場を、自ら設計したデータで、自らICT施工と出来形計測・検査を体験できる
- UAVやTLSなど最新の測量機器を学ぶ
- 1人1台のPCと複数の指導者でフォローする3次元設計実習

実施日程／令和4年度

- 会場：群馬建設会館
- 開催日：
 - 10月27日（木）
 - 11月9日（水）
 - 11月10日（木）
 - 12月8日（木）
 - 12月9日（金）
- 受講費用

180,000円（税別）

受講生の数

平成29年度受講生	17人
平成30年度受講生	19人
令和元年度受講生	17人
令和2年度受講生	8人
令和3年度受講生	11人
令和4年度受講生	10名
合計	82人
※県内会員企業の土木技術者数 (4,683人)の1.75%	



R4年度 第1回/開講式(R4.10.27)



閉講式(R4.12.9)

参考：～群馬モデルの広がり
島根県建設技術センター主催による
「ICT土工研修」の開催

- 令和元年6月3日～6月7日
- 全5日間のカリキュラム
- 行政主導型の研修
- 研修費用を助成
- 受講費用180,000円（税別）



R1.6.12 建設興業タイムス

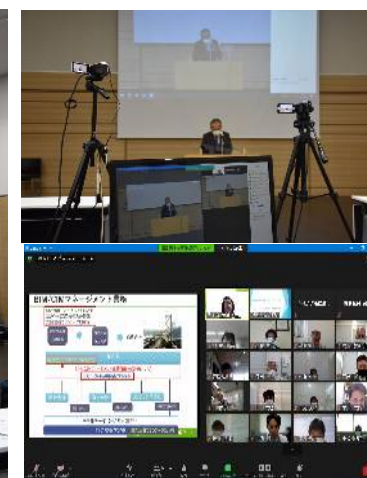


R1.9.9 日刊建設工業新聞

今年度で6年目をスタートしたICT施工研修。現在までに82名が受講。平成元年度には島根県の土木部長が群馬モデルをそのまま取り入れて研修を実施。こちらは建設技術センターの主催で、受講料も補助することで群馬より安く、「行政側の積極的な支援」は確実に成果に繋がる。また、研修などに参加するために「技術者の専任の明確化」を平成30年12月に国土交通省道路局を中心に建設業課から通達されているが、まだまだ現場では大変な状況であるため、「特記事項に組み入れたりすること」も必要なのかと思う。しかしながら、建設業課が示された「現場を一時的に離れること」についての周知は一步前に進んだ施策であり、有難い。

Ⅶ. 今後予定されている取組み（R4年度の活動状況より）

3. フォローアップ研修（H29～）



「ICT施工研修」及び「リカレント研修」修了者並びに行政の方を対象に、フォローアップ研修を平成29年度から実施している。令和元年度(R2. 1. 31)は群馬県知事の激励挨拶を頂き25社・54名の出席の中、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課及び業界トップランナーがi-Constructionの最新情報を提供。また、初めて国土交通省高崎河川国道工事事務所や群馬県によるパネル展示をはじめ、最新測量機器やBIM/CIM対応ソフトウェアを群馬に居ながらにして直接体験できる展示ブースを設け実施。

令和2年度(R3. 3. 19)はコロナ禍のため、Web会議システムZoomを利用したオンラインセミナー形式でCPDS認定セミナーとして開催、3年度は見合せたが、4年度は9月16日(金)に18社41名の出席を得て対面開催。

Ⅶ. 今後予定されている取組み（R4年度の活動状況より）

4. 建設業経理DXセミナー（R4～）

- 令和4年8月24日 開催
- 27社42人が参加
- インボイス制度（2023. 10月～）、改正電子帳簿保存法（2024～）、労働時間の上限規制（2024. 4月～）を踏まえた経理・総務部門の生産性向上セミナー
- 法制度の解説、電子契約・電子インボイス・電子帳簿保存・企業間電子商取引などの経理DXについて解説
- 受講対象は、会員各社の経営者・経営幹部、経理・総務部門責任者



【セミナーの内容】

(1) インボイス制度・改正電子帳簿保存法の基本知識

講師 前橋税務署 上席国税調査官 久保寺正之 氏
前橋税務署 審理専門官 小田訓史 氏

(2) 経理DXの経緯と意義

講師 日本マルチメディア・イクイップメント株式会社
代表取締役 高田守康 氏

(3) デジタルインボイス・改正電帳法に対応する具体的な方法

講師 日本マルチメディア・イクイップメント株式会社
ITコーディネーター 武田健一 氏



講義 前橋税務署
久保寺調査官



主催者 (一社)群馬県建設業協会
青柳会長

VII. 今後予定されている取組み（R4年度の活動状況より）

5. 建設業経営レポートセミナー

経営者を対象に**経営を自分の立ち位置からデータで考え**、時代の変化を見据えたセミナーとして令和4年度も開催。経営事項審査の膨大な量のデータを分析し、**個別企業ごとの経営分析から建設業の未来展望を描く**。

日時 令和4年9月20日(火) 13:30~16:30
場所 群馬建設会館 ホール（前橋市元総社町2-5-3）
講師 高田守康氏（日本マルチメディア・イクイップメント(株)代表取締役）
主催者 一般社団法人群馬県建設業協会/群馬県建設業青年経営者部会（共催）

コロナ禍に翻弄され、世界は大きく変わりました。対面から非接触へ、アナログからデジタルへ、勘と経験からビッグデータとAIへ、家庭生活も企業経営も大きく変わりつつあります。社会の急激な変化に対応するために、ICTやAIを活用して生活スタイルを大きく変え、企業活動の競争優位を確立すること、すなわちデジタルトランスフォーメーション（DX）が急展開しています。

i-ConstructionやBIM/CIMの導入により、施工現場のDX化は加速しています。その一方で、営業活動や経理財務など建設業経営のDX化は、他産業と比して遅れていると考えられます。

本セミナーは、経営事項審査や入札落札の膨大なデータベースの数値情報をもとに作成した参加企業別の[経営レポート]をテキストとして、自社の経営状況や業界内でのポジションを具体的な経営数値で認識して、発注者や金融機関などステークホルダーの客観的評価を把握することで、経営計画やロードマップの策定、戦略の立案などにご利用いただく内容としている。

【セミナー内容】

1. 建設業のDX経営とは？

- ・危機管理の基本手法
- ・電子契約、電子インボイス、電子取引（EDI）

2. 経営状況を可視化し問題点を発見する[コックピット経営]

- ・経営者の視点：主要な財務指標による経営状況の把握
- ・発注者の視点：経審5評点の分布と自社ポジションの把握
- ・金融機関の視点：ローカルベンチマークの解説

3. 経営改善の着眼点と基本的手法

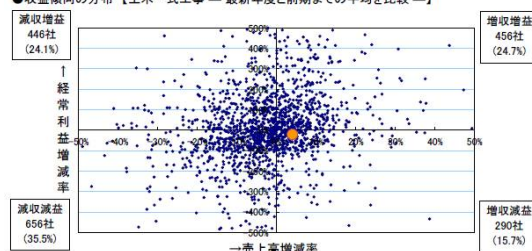
- ・損益分岐点分析
- ・スループット分析
- ・キャッシュフロー分析
- ・生産性分析

4. 同業同規模の競合他社比較

5. 建設産業の近未来展望 等々

受講社(者)数	
令和3年度	30社 (49名)
令和4年度	15社 (24名)
合計	45社 (73人)

●収益傾向の分布【土木一式工事—最新年度と前期までの平均を比較—】



令和4年度
R4.9.20 群馬建設会館



主催者 (一社)群馬県建設業協会
青柳会長



講師 高田守康氏
日本マルチメディア・イクイップメント(株)
代表取締役



初年度 令和3年度
R4.3.4 群馬建設会館

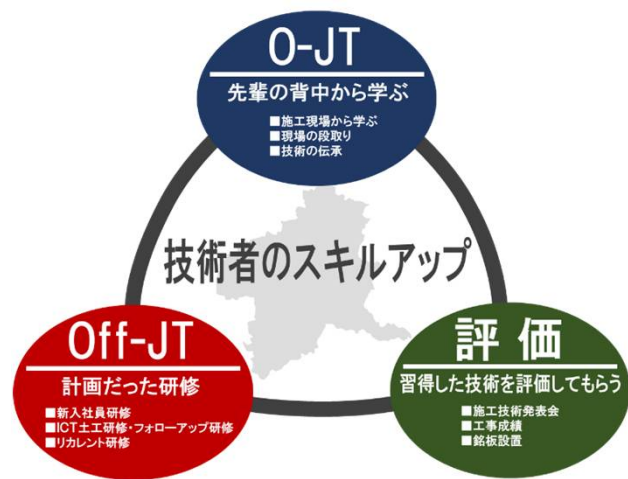


主催者 (一社)群馬県建設業協会
青柳会長

Ⅶ. 今後予定されている取組み（R4年度の活動状況より）

6. 施工技術発表会（H20～）

- 会員企業の持つ施工能力や建設現場における様々な取り組み事例を紹介
- 技術力・提案力の向上と、社会資本の品質を更に高め、より安全で豊かな郷土の発展に寄与することを目的とする
- 最優秀賞×1社、優秀賞×2社、優良賞×5社を表彰
- 参加者数 約300名
- G K G（環境すみずみパトロール）コンテスト同時開催（快適職場を表彰）



一般社団法人 群馬県建設業協会 モデル



発表会会場の様子 R4. 11. 15 群馬建設会館



事例発表



表彰式(最優秀賞)



G K G（環境すみずみパトロール）コンテスト表彰式

3角形モデルにありますが、技術者は**評価してもらう**ことによって「やりがい」へとつながっていきます。施工技術発表会、令和4年度で14年目を開催した。審査委員も国土交通省・群馬県・マスコミ・女性建築士などいろんな分野の方に依頼し、毎年300名近く参加しているが、今後もこうした評価をする場をしっかりと作っていかうと思います。

もう一つ、協会員同士がこういった作り方をしているのか、実際にはわからないのが現状でした。「自分の会社の技術の中身を出したくない」といった話も当初聞こえていましたが、今では「**会員同士の情報共有と良いものを真似をする**」いい機会となっております。

令和2年度からコロナ感染症拡大防止のため、群馬建設会館を拠点に、県内11会場にてリモートで映像配信し、会員企業、国土交通省、群馬県の方々に聴講。令和4年度も同様に開催。

Ⅶ. 今後予定されている取組み（R4年度の活動状況より）

7. 環境すみずみパトロール（H25～）

女性の目線から「5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）」を推進！

工事現場を足元から見直すことで…

無事故無災害

より良いものづくり

イメージアップ

安全で快適な職場

家族が安心して送り出せる職場

誇りとやりがいを持って働ける職場

地域での存在意義の向上

新型コロナウイルス対策 認定書

この工事現場では 新型コロナウイルス感染予防に
積極的に取り組んでいることを確認致しました



GKG 環境すみずみパトロール隊
（一社）群馬県建設業協会

令和2年度からは建設現場の「5S」に加えて「コロナ対策」をパトロール。対策が確認できた現場には認定書を配布する。



「今、建設業がかっこいい」学生と一緒に考えた新ユニフォームが完成（令和5年9月）

全国の建設業界団体で初めて全国建設業協同組合連合会が東京モード学園の学生と「建設業で働く女性のためのユニフォームデザインプロジェクト」を企画実施し、5年が経過。建設業で働く女性も増え活躍の場も広がっている。今年、新しいユニフォームを作成するため、同学園の学生から応募された多数のデザインを同連合会の最終審査で選ばれた6作品の中から群馬県建設業協会が全国初めて実用化する。今後は、新ユニフォームを着用した環境パトロール隊が、道路クリーン作戦、安全パトロール、安全大会などに参加し、女性のチカラで快適職場の実現に向けて活動して行くとともに、新ユニフォームが全国に広がっていけばと考えている。
（記者発表予定 令和5年10月3日）



新ユニフォーム

女性の目線から5S活動を展開しています。平成25年からスタート、昨年度で9年経ちました。毎年約100人の女性が環境すみずみパトロールを県内一円で行っています。愛称もGKGガールとして、働き方改革に向けた取り組みを追加したチェックシートでパトロールを実施しています。また、初めての試みとして平成30年11月に各支部パトロールの結果を踏まえて施工技術発表会の席上で「GKGコンテスト表彰式」を行い、現在まで毎年継続実施しています。掲載写真は今年度実施分。

令和4年度 意見要望への対応状況 関東地方整備局

整備局資料- 3

※令和4年度に開催した、日建連、各都県建設業協会、PC建協、橋建協、道建協との意見交換会における、主要要望等に対する対応状況。

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
新・担い手 3 法	改正 品確法 運用指針	発注者 協議会	・市町村へ品確法及び運用指針に基づく入札制度、工事の施行に係る対応、工期に関する基準、新・全国統一指標の周知徹底。(日建連、栃木、埼玉、東京、神奈川) ・自治体等へ週休2日の完全実施に向けた働きかけ。(日建連、PC建協、栃木、神奈川)	・「関東ブロック発注者協議会、幹事会、都県分科会、建設分科会」で、区市町村等へ改正品確法、改正運用指針、運用指針の取組について情報共有し、取組強化・推進を要請。 ・R1.5.29に開催した「関東ブロック発注者協議会」において、発注者間の協力体制の強化等を図ることを目的に、新たに各都県の代表首長(市長会長、町村会長)にも参画頂くこととした。 ・H30.2に発注者(地公体)へ品確法に係る各種取組等の情報提供を行うために配信している「発注者ナビ」を継続。【21号まで配信(R5.9月末時点)】 ・「関東ブロック発注者協議会」において、運用指針で定められた発注関係事務のうち5指標(全国統一指標)について、R3年度の実施状況をR4.10に公表。 ・週休2日制対象工事の実施状況の指標を区市町村の発注工事へ拡大し、取り組みを見える化。	
働き方改革 担い手確保	週休2日	試行工事	・全てのWTO対象工事で発注者指定型による週休2日の実施。(日建連) ・現場閉所困難工事における入札公告への条件明示。(日建連) ・「完全週休2日制(土日)モデル工事」の試行を実施。	・R3年度より、原則全ての工事で発注者指定方式による「現場閉所による週休2日制適用工事」又は「週休2日交替制モデル工事」を採用。 ・R4年度には、一般土木工事(WTO対象)において、現場の休み(現場閉所)を土日に定める「完全週休2日制(土日)モデル工事」の試行を実施。 ・R5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施。	
		積 算	・週休2日制の達成に向けた適切な工事費の設定。(橋建協、千葉、長野) ・適正な利潤を確保するために実態を踏まえた補正率の引上げ。(神奈川)	・R2年度より、週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。 ・R2年度より、受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。 ・R3年度より、交替制モデル工事については、労務費に加え、現場管理費に対しても補正係数を適用。 ・令和5年度も補正係数を引き続き継続。 ・時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化(朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映)	
		工期設定／ 工程管理	・適切な工期の設定。(日建連、橋建協、道建協、東京、山梨、長野、神奈川) ・設定した工期の前提条件の明示。(日建連、橋建協、道建協) ・工事工程の共同管理の徹底。(日建連、道建協、埼玉)	・日当たり標準作業量と週休2日を考慮した雨休率を基に、適正な工期を見込むために原則として「工期設定支援システム」を活用。 ・R2年度から、工種区分別に準備期間及び後片付け期間の標準値を設定するとともに、維持工事のように全体工期に影響のない工事を除き、全ての工事において、工事工程クリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施。 ・R3年度より、原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象とし、発注時に工期設定の根拠とした関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続き等の進捗状況を踏まえた「概略工事工程表の開示」の試行を実施するとともに工事着手前に行う設計審査会において工事工程の照合(クロスチェック)を行うことを周知徹底。 ・工期設定に新たに猛暑日を考慮	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		2024年4月からの建設業時間外規制	・時間外労働と休日労働の適用除外に関して、除雪や大雨時のパトロールの扱い	・適用除外に関して労働部局を交えた直轄事務所、県、建設業協会との勉強会等を開催	
働き方改革 担い手確保	施工時期の平準化		・発注時期と施工時期の平準化。(橋建協、道建協、栃木、東京、長野)	・早期発注、国債制度、翌債(繰越)制度及び余裕期間制度を活用し、平準化を推進。 ・「関東ブロック発注者協議会」において公表した全国統一指標のうち、平準化率については国、特殊法人、都県、政令市に加え、R1年度より区市町村も含め平準化の目標を設定し公表。	
	CCUS		・CCUS義務化モデル工事の対象拡大。(日建連) ・CCUS活用推奨モデル工事の試行拡大。(東京) ・自主的にCCUSの活用している企業に対する評価のしくみの検討。(群馬) ・CCUS義務化モデル工事やCCUS活用推奨モデル工事の導入促進。(道建協、PC建協) ・登録料、利用料、機器導入費用を発注者で負担。(東京、群馬)	・R2年度より原則全ての一般土木工事(WTO対象工事)において発注者指定型による「CCUS義務化モデル工事」の試行を実施。 ・一般土木工事(Cランク)を対象に、建協要望を受けて、「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施。 ・群馬県内の一般土木工事(Cランク)において、R4.1から「CCUS活用工事(受注者希望方式)」の試行を実施。 ・CCUS活用推奨モデル工事およびCCUS活用工事(受注者希望方式)については、R4.7.1以降に入札を行う工事から、カードリーダー設置費用、現場利用料を精算変更時に支出実績に基づいて現場管理費として計上。 ・R5年度は、新たに千葉県、茨城県、神奈川県で「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施予定。	
	見積尊重宣言		・「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の拡大。(日建連)	・R1年度より段階的選抜方式の一般土木工事(WTO対象)において、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行を実施。	
i-Construction (建設生産性の向上)	ICT活用	活用工事	・ICT等の新技術拡大のための基準類の改定。(日建連、道建協) ・ICT活用促進に向けた新技術活用や後方支援。(PC建協、橋建協) ・小規模な工事の発注が多い県工事、市町村工事などへのICT 施工の普及促進。小規模工事では割高になるICT 建機のリース代の支援や、県や市町村工事の規模に見合う積算基準の作成。	・H28.4より、3次元データを活用するため新基準や実施要領を毎年度整備。併せて、ICT建機等の活用に必要な費用の計上や工事成績評点で加点評価を実施。 ・R1年度から、産学官共働によるICT施工の技術基準の策定を試行し、基準類の策定、改正を実施。 ・R4年度、「ICT構造物工(橋梁上部・基礎工)」や中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模現場(床堀工・小規模土工など)への適用拡大を実施。 ・R5年度、「ICT構造物工」においては橋梁上部工、「ICT土工1,000m3未満」では暗渠工の適用拡大を実施。 ・図解で分かりやすく解説し更なるICT施工の実施と現場技術者の理解を促すために「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」及び「小規模工事ICT施工活用の手引き(案)」を发出。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		各種支援制度	・i-Construction技術講習会およびICT舗装の現場見学会の開催。(道建協) ・ICT普及促進ワーキングにおけるICT技術の活用方法等の検討状況。(栃木) ・ICT施工の内製化に向け、IT人材の育成や高額なソフトウェアの購入助成などの支援策の検討。(群馬、東京)	・出前講座による講演や各種ICT技術講習会等の開催を継続。 ・R2.12に、関東地整ICTアドバイザーを創設しICT施工をサポート。またICTアドバイザー意見交換会を開催し更なる課題解決や普及促進にむけた対応を協議しアドバイザー活動に展開。 ・R3.4より関東DX・i-Construction人材育成センターを開所し、施工業者も受講可能な講習等を開催。	
i-Construction (建設生産性の向上)	規格の標準化		・プレキャスト工法の標準化。(日建連、PC建協) ・コスト以外の省人化や工期短縮効果を評価する仕組みの導入。(日建連) ・PRISMの取組みの継続と拡大。(日建連)	・H28.3に生産性向上を進めるための課題及び取組方針や全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方を検討することを目的に、関係者からなる「コンクリート生産性向上検討協議会」を設置し、R5.2月末で12回開催。 ・「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」をH30年度より開始。 ・PRISMは令和4年度に成果報告会を実施して終了した。 ・令和5年度からPRISMの名称がBRIDGEへと改名され、研究開発等の施策のイノベーション化につなげるための「重点課題」を設定し、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進している。	
	BIM／CIM		・BIM/CIM活用工事の大幅な拡大。(日建連、PC建協) ・R5年度のBIM/CIM原則適用に向けた現状等。(栃木、埼玉)	・令和5年度のBIM/CIM原則適用を受け、「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針(R5.3)」に基づきBIM/CIM活用工事の取組を進めている。 ・発注実績は令和3年度から令和4年度にかけて約2倍に増えた(96件→184件)。 ・BIM/CIMの活用や受発注者間のデータシェアリングに関して、研修等により発注者のスキルアップを図り、適切に対応。	
入札契約	入札契約制度		・手続きの負担軽減(手続きの期間短縮や改善、技術提案の改善、設計成果品の電子開示、専任技術者の要件緩和など)。(日建連、橋建協、埼玉、千葉、東京)	・主任(監理)技術者の育成に資する「技術者育成型」を評価項目の一部見直す(H30一部見直し)とともに、対象工種等の拡大を図り継続。 ・若手技術者の育成に資する「若手技術者活用評価型」を継続。 ・受発注者双方の事務負担軽減のため、技術提案簡易評価型の拡大 ・R2.11より、技術提案書を作成するための資料閲覧について、インターネットを活用した閲覧を実施。 ・R3.1より、電子入札システムの容量を3メガから10メガに拡大。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	発注方式		- 一括審査方式のさらなる活用の拡大。(日建連、橋建協) - 設計者と施工者の連携した契約方式の採用。(PC建協) - ECI方式のさらなる活用の拡大。(日建連) - フレームワークモデル工事や公募型指名競争の活用。(埼玉、神奈川)	- 受発注者の事務量等の負担を低減するため、「一括審査方式」、「段階的選抜方式」を継続。 - 段階的選抜方式については、H30.10より一次選抜者の拡大に向けチャレンジ枠を試行。 - 技術提案・交渉方式(ECI方式)は工事の仕様の確定が困難な技術的に難しい場合に適用。具体的には「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」では「発注者が最適な仕様を設定できない工事」及び「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」に適用となっている。関東地方整備局としても、工事の特性を踏まえ技術提案・交渉方式(ECI方式)の活用を検討。 - 効率的な施工管理、安全管理等による工物品質の向上を図るため、新技術導入促進型(I、II)の試行を拡大。 - R2.5から実施している「フレームワークモデル工事」及び「公募型指名競争入札」については、技術者の事前登録等を求めず、契約後に登録する入札手続きを実施。 - R4.3に港湾空港工事において、ECI方式により発注。 - R5.4より、チャレンジ枠の見直し(「10者を越えた者の半数」から「上限15者」に見直し) - R5.8に橋梁補修・補強工事を技術提案・交渉方式(ECI方式)を採用し発注	
設計積算	事前調整 事前準備 条件明示		- 現場条件を踏まえた適切な設計積算及び関係者調整などを整えたうえでの工事発注。(橋建協、道建協、茨城、埼玉、栃木) - 概算概略発注時における工事着工までの期間をあらかじめ全体工期に反映した発注。(山梨) - 現場と整合性のある精査された最新の設計図書を提供。(神奈川)	- 工事発注に際し、適正に条件明示を行うなど、円滑に工事着手・施工ができるよう「土木工事条件明示の手引き(案)」(R1.9改定)を活用。 - 設計変更に係る業務の円滑化を図るため、設計変更が可能なケースや手続きを示した「設計変更ガイドライン」を契約図書の一部として運用。項目別チェックリストとその記載例を集約的に掲載した「土木工事条件明示の手引き(案)」の一部改定に伴い、「設計変更ガイドライン」を改定し、R1.9に各事務所へ周知徹底。 - R1.9より、本官工事において、条件明示チェックリストを入札公告時に開示する試行を開始。 - R3年度より、全ての本官工事及び当初予定価格3億円以上の全ての分任官工事を条件明示チェックリストの開示対象に拡大。	
	予定価	労務単価 市場単価	- 設計労務単価の増額。(橋建協、道建協、埼玉、千葉、山梨、神奈川) - 実勢価格を把握される調査回数増加。(既製杭工)(茨城)	- 労基法改定による有給休暇取得義務化や必要な法定福利費を反映し、R4.3.1から適用の公共工事設計労務単価について、主要12職種(全国)単純平均で前年度比3.0%、全職種で前年度比2.5%の引き上げを実施。 - R5年度は主要12職種(全国)単純平均で前年度比5%の引き上げを実施。	
		低入札価格 調査基準	- 低入札価格調査基準の引き上げ。(道建協、神奈川) - 最低制限価格における一般管理費の算定率(5.5/10)の引き上げ。(埼玉)	R4.4.1以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。(一般管理費等×0.55 ⇒ 一般管理費等×0.68)	
	設計変更		- 適時適切な契約変更。(日建連) - 発注者が作成すべき資料は、受注者の負担を最小限。(道建協) - 工期延長又は短縮に伴う増加費用は、工期の変更と連動した積算。(道建協)	「設計変更ガイドライン」では、設計変更が可能なものの事例を示すとともに設計変更に係わる資料の作成についての具体的対応方法を記載。 - 工期の延長または短縮に伴い増加する費用については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」に基づき、適切に受発注者協議。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
監督検査	書類の簡素化		・工事情報共有システム(ASP)活用による紙書類提出の削減や電子データと紙書類の二重提出防止の徹底。(橋建協、道建協) ・提出書類の更なる簡素化と適正化。(日建連、PC建協、道建協、埼玉、東京、神奈川、山梨)	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、提出書類の削減。 ・R1.10に各事務所副所長あて、R2.11に各事務所長あて書類簡素化の徹底を通知。巡回現場会議においても、書類簡素化について各事務所に周知徹底。併せて、R3.3に「三者会議」「設計変更審査会」において、説明資料は電子データを原則とし、ペーパーレスやweb会議による開催とすることを通知。 ・R3.9に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」を改定し、「受発注者間で作成書類の役割分担の明確化」、「工事書類の原則電子化」、「周知責任者を設けて関係者への周知」を行うこととし、工事書類の電子化・スリム化を周知徹底。 ・R5.7に、「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現などを適正化し、より分かりやすいものにバージョンアップし周知徹底。	
	監督・検査		・ASPの活用徹底、電子検査・オンライン電子納品の推進。(日建連、PC建協) ・工事検査書類限定型工事の活用推進。(日建連)	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、情報共有の効率化。 ・本官工事の中間技術検査等において、WEB(teams等)を活用した検査を実施。 ・R3年度より、原則全ての工事において工事検査書類限定型工事(検査書類は10種類に限定)を実施。 ・R3.12.1以降に竣工する土木工事において、原則オンライン電子納品とする運用を開始。	
	遠隔臨場		・遠隔臨場の活用推進と環境整備。(日建連、PC建協、橋建協、道建協)	・R2年度から「建設現場の遠隔臨場に関する試行」を開始。 ・R3年度から本官工事及び3億円以上の分任官工事は発注者指定型、その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し、発注者指定型に指定して試行。 ・効果が期待されるもの、新型コロナ感染拡大防止にも寄与するものは発注者指定型とし、試行に係る費用の全額を発注者が負担。 ・R4.6より、全ての工事を対象に試行を実施(1億円以上の工事は原則、発注者指定型) ・R5.4に特記仕様書記載例を改正し、遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備に当たっては発注者の費用負担にて行うこと、また、通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討の上、監督職員と協議を行う旨を明記。	
持続可能な事業環境の確保	事業展開		・中長期的な事業の見通し。(日建連、道建協、PC建協、橋建協、千葉、山梨、長野)	・R2.10.1より、「入札情報サービス」にて事務所ごとに各事業の中長期的な発注見通しを公表。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	地元受注		・地元企業が参加・受注しやすい「地域防災担い手確保型」、「自治体実績評価型」、「技術提案チャレンジ型」、「地域密着工事型」などの発注件数の増。(栃木、埼玉、千葉、神奈川) ・地元企業が参加しやすい規模での発注。(神奈川)	・地域精通度や地域貢献度を評価する、「地域密着工事型」を継続。 ・災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を継続。 ・直轄工事の実績が無い、あるいは少ない企業であっても、技術力のある企業の競争参加を促す「技術提案チャレンジ型」を継続。 ・R2年度より施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型において都県・政令市発注工事の成績、表彰も評価対象に追加。【一般土木、As舗装、維持修繕】 ・R4.8より担い手の中長期的な育成・確保を更に推進するため、「自治体実績評価型」を「自治体実績チャレンジ型」に改め、地域貢献度等の評価を見直し。 ・R5.4より災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災実績評価型」「実績評価型」を整理統合して「企業実績評価型」とし、地域貢献度の評価を見直し。 ・R5.8より地域インフラを支える担い手として企業の確保等を目的として、地域精通度の配点が高く、企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」を新設。	
	災害関係		・災害活動に係る補償。(神奈川) ・建設工事標準請負契約約款第30条(不可抗力による損害)の改善。(神奈川、長野)	・災害発生時における応急復旧等に関する災害協定の締結にあたり、出動を要請(契約)した際には、法定外の労災保険に加入されていることが条件となるよう協定書へ記載することを関係事務所へ周知。 ・事務所で締結した災害協定に基づき協会会員企業へ応急復旧工事等の対応を要請するにあたり、関係者間で連携を強化して対応にあたるべく、情報共有に関して手順等の運用を定めた。	

10月2日(月)国土交通省関東地方整備局との意見交換会 提案議題

1. 真夏日での現場作業について

地球温暖化の影響により猛暑が恒久化しており、本年も7月、8月には35度を超える猛暑日が頻発しました。建設現場では、様々な熱中症対策を講じる必要があるため、気温30度、WBGT値25を超える場合には、現場管理費の補正を行っています。また令和5年度からは工期設定にもWBGT値31以上を考慮することになりました。

しかしながら、暑い中での作業は、1時間作業して1時間休息を取るなど極端に作業効率が低下します。また、舗装工事ではアスファルト合材の温度が高いことから気温が30度、WBGT値25を越えない場合でも、注意深く熱中症への対策を行う必要があります。

このため、真夏日での作業実態にあった歩掛の見直しとアスファルト舗装工事における現場管理費の補正基準の低い設定への見直しについて、ご意見を伺います。

2. 建設キャリアアップシステムについて

建設キャリアアップシステムについては、群馬県では会員企業の82%が登録し、全国的にも技能者登録者数が昨年末には100万人を突破するなど順調に進んでいるようですが、これまでの登録は発注者による様々なインセンティブ（モデル工事による工事成績評価の加点、総合評価落札方式による入札における加点、入札参加資格における加点など）の付与により進捗が図られてきたと考えています。

これから、更にCCUSの登録を推進して行くためには、登録し運用（カードタッチ）することによるメリットが目に見える形にならないと厳しいと思われます。こうしたメリット、例えば工事書類の簡素化、建退共制度の連携強化、（公表されたレベル別の年収が実現できるよう）レベル別の設計労務単価の設定などを国が早急に示していく必要があると考えますが、ご意見を伺います。

3. 首都直下地震における群馬県建設業協会の役割について

関東大震災から100年、巨大地震に対する主体的な取り組みが必要となるなか、群馬県建設業協会でも8月17日の群馬県でのリレーシンポジウムでのパネル展示や8月26日～28日までの特別企画展での「KAMIKABE」展示により、地域を守る建設業として「連携、実践、わがこと化」の啓発活動を行いました。

切迫する首都直下地震に対しては、関東地方整備局により首都直下地震道路啓開計画が策定され、事前の準備を整えているところです。その計画書で8方向から道路啓開を行う「八方向作戦」が立案されているなか、群馬県は北西方向の関越道や国道17号が関連すると思われますが、道路啓開は東京から埼玉県の戸田市付近までとなっています。

このため、首都直下地震においては、群馬県建設業協会として役割は特に発生しないと考えていますが、首都圏のバックアップ機能を有する群馬県の特性を活かして、考えられる建設業の役割があれば、ご教示願いたい。

令和５年度（一社）群馬県建設業協会との意見交換会 回答

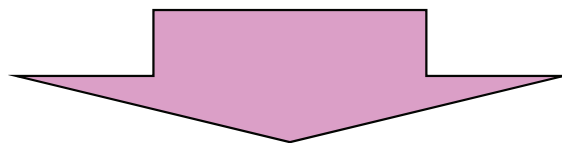
項 目	回 答	備考
1. 真夏日での現場作業について	■地球温暖化の影響により猛暑が恒久化しており、本年も7月、8月には35度を超える猛暑日が頻発しました。建設現場では、様々な熱中症対策を講じる必要があるため、気温30度、WBGT値25を超える場合には、現場管理費の補正を行っています。また令和5年度からは工期設定にもWBGT値31以上を考慮することになりました。 しかしながら、暑い中での作業は、1時間作業して1時間休息を取るなど極端に作業効率が低下します。また、舗装工事ではアスファルト合材の温度が高いことから気温が30度、WBGT値25を越えない場合でも、注意深く熱中症への対策を行う必要があります。 このため、真夏日での作業実態にあった歩掛の見直しとアスファルト舗装工事における現場管理費の補正基準の低い設定への見直しについて、ご意見を伺います。 土木工事の標準歩掛は、施工現場の実態調査に基づき整備しており「施工形態動向調査（モニタリング調査）」において、現行の歩掛と実際の施工に乖離が無いかを毎年確認しております。この調査で乖離が見られた場合は、「施工合理化調査」で詳細な調査を行ったうえで見直しを行うこととなっております。 実態調査では、夏場や冬場の工事も調査対象に含まれておりますが、引き続き現場の実態を適切に反映させるためにも、調査へのご協力をお願い致します。 また、アスファルト舗装工事において気温30度及びWBGT値25の見直しのご要望については、本省に伝えてまいります。	
2. 建設キャリアアップシステムについて	■更にCCUSの登録を推進して行くためには、登録し運用（カードタッチ）することによるメリットが目に見える形にならないと厳しいと思われます。 こうしたメリット、例えば工事書類の簡素化、建退共制度の連携強化、（公表されたレベル別の年収が実現できるよう）レベル別の設計労務単価の設定などを国が早急に示していく必要があると考えますが、ご意見を伺います。 CCUSを業界共通の制度インフラとしていくためにも、ご指摘のとおり建設業界として技能労働者の処遇改善や現場管理の効率化など、メリットを感じていただきながら、更なる登録や活用の促進に繋げていくためにも、様々な取組を進めていく必要があると認識しています。 工事書類の簡素化として、CCUSに登録された情報を施工体制台帳へ従来よりも幅広く反映されるようなシステム改修を行っており、また、建退共についても、CCUSに蓄積された就業履歴を就業状況報告書へ反映して、建退共の電子申請をより簡便に行える仕組みが構築されています。 さらに、今年6月のCCUS処遇改善連絡協議会において、公共工事の労務費調査を元にしたCCUSのレベル別年収の目安をお示したことに加え、9月の基本問題小委員会においてそのレベル別年収の元となる、標準労務費を中央建設業審議会に勧告する仕組みの構築をご提言いただいたところです。 整備局としては、このようなCCUSを活用することによるメリットや関連する制度の動向について、引き続き様々な機会を通じてCCUSに関する周知啓発に取り組んでまいります。	

令和５年度（一社）群馬県建設業協会との意見交換会 回答

項 目	回 答	備考
3. 首都直下地震における群馬県建設業協会の役割について	■切迫する首都直下地震に対しては、関東地方整備局により首都直下地震道路啓開計画が策定され、事前の準備を整えているところです。 その計画書で8方向から道路啓開を行う「八方向作戦」が立案されているなか、群馬県は北西方向の関越道や国道17号が関連すると思われませんが、道路啓開は東京から埼玉県の前橋市付近までとなっているため、首都直下地震においては、群馬県建設業協会として役割は特に発生しないと考えていますが、首都圏のバックアップ機能を有する群馬県の特性を活かして、考えられる建設業の役割があれば、ご教授願いたい。 首都直下地震においては、レジリエンスの観点からもポテンシャルの高い群馬県が担うべき役割は非常に大きいと感じております。 関東地方整備局では、首都直下地震発生の際、人命救助の72時間の壁を意識し、発災後48時間以内に各方向最低1ルートは道路啓開を完了することを目標に都心に向けた八方向（八方位）毎に高速道路、国道、都道の被災箇所・規模が比較的小さい路線・区間を交互に組み合わせて優先啓開ルートを設定し、一斉に道路啓開を進行（八方向作戦）する計画としております。 この計画では、高崎河川国道事務所は、応援支部にも位置づけられております。 群馬県建設業協会とは、整備局と締結している災害協定に基づき、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資するため、必要な人員、資機材等の確保について情報共有し、連携を強化して応急復旧の対応要請にご協力を頂くなど、群馬県から首都圏へのバックアップ機能としての役割を担っていただきたいと考えておりますので、引き続き、ご協力をお願い致します。	

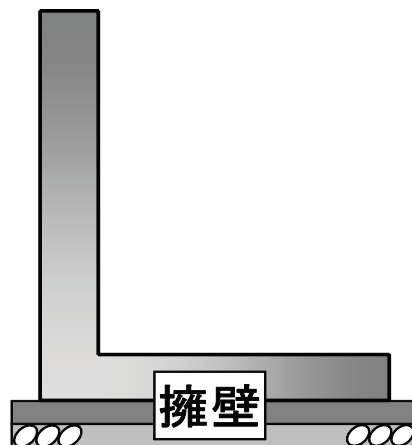
土木工事標準歩掛

直轄土木工事の請負工事費の積算のために作成



標準的な施工条件下で広く使用される工法について、当該工法で施工が行われた場合の労務、材料、機械等の職種・規格や所要量等を各々の工種毎に設定

L型擁壁 100m
を作る場合



※数量、単価はダミーにて計算しています。

コンクリート1m³単価は歩掛で
算出(例示18,000円/m³)

世話役	0.14人	×	●●●円
特殊作業員	0.40人	×	●●●円
普通作業員	0.54人	×	●●●円
ポンプ車運転	1.03h	×	●●●円
コンクリート	1.04m ³	×	●●●円

合計 1m³当たり18,000円

この所要量が歩掛

【積上積算】

基礎採石	0.5m ³ /m	×	5,000円/m ³	=	2,500円/m
均しコン	0.5m ³ /m	×	12,000円/m ³	=	6,000円/m
型枠工	8.0m ² /m	×	25,000円/m ²	=	200,000円/m
鉄筋工	1.5t/m	×	13,000円/t	=	19,500円/m
コンクリート工	5.5m ³	×	18,000円	=	99,000円/m

擁壁工 1m当たり

327,000円/m × 100m = 32,700,000円

【歩掛の算出方法】

- 国及び県、政令市で実施している工事現場での施工実態(機械、労務、材料、日施工量等)を調査し、歩掛を作成

①: 機械

◆バックホウ ●●m³
運転時間 ●h
◆タイヤローラ ●t
運転時間 ●h

②: 労務

普通作業員 3人
特殊運転手 2人
.....

③: 材料・日施工量

どんな材料をどのくらい使いましたか?

計測

土木工事の施工実態を調査

※土工，基礎工，コンクリート工等のような工種別に、
1工種あたり100現場程度を調査

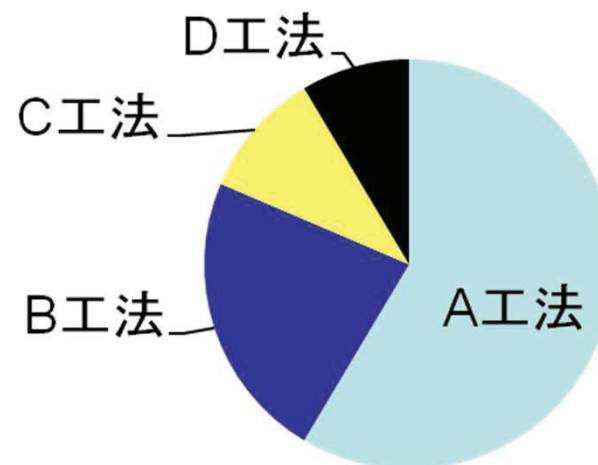
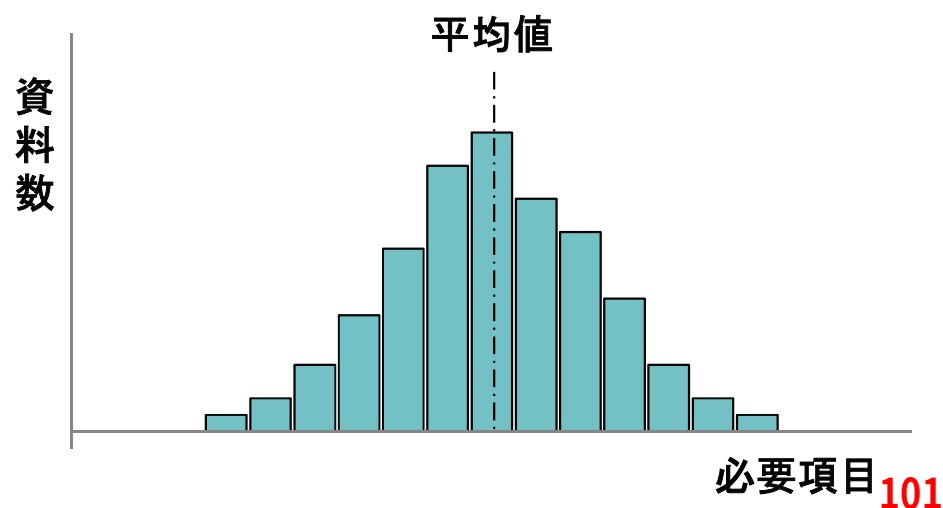
調査内容

①施工方法等

施工法，使用材料（品名・規格），使用機械（機種・規格）等

②施工歩掛等

単位時間当りの作業量，労務構成，材料の使用量，使用
機械の稼働時間等



(8)熱中症対策に資する現場管理費補正の導入等

現場管理費の対策

○工事現場の安全(熱中症)対策に係る費用とし、気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を追加

対象工事・対象地域

○工事：主たる工種が屋外作業である工事（工場製作工事は除く） ○地域：全国

補正方法

○補正は、工事期間中の日最高気温の状況に応じて変更時に補正する

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \quad \text{※真夏日率} = \text{工期期間の真夏日} \div \text{工期}$$

・真夏日：日最高気温が30度以上の日 ・工期：準備・後片付け期間を含めた工期 ・補正係数：1.2

○対象額700万円を超え10億円以下の場合（補正例）

【条件】 直接工事費2億円の河川・道路構造物工事

①対象額：純工事費216,612,000円（純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額）

②施工地域：なし、③工期：300日のうち、真夏日が50日

【改定前】

$$\begin{aligned} \text{現場管理費} &= \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值}) \\ 53,936,000 &= 216,612,000 \times ((24.90\% \times 1.0) + 0\%) \end{aligned}$$

【改定後】

$$\begin{aligned} \text{現場管理費} &= \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值}) \\ \text{補正值} &= 50\text{日} \div 300\text{日} \times 1.2 = 0.20 \\ 54,369,000 &= 216,612,000 \times ((24.90\% \times 1.0) + 0.20\%) \end{aligned}$$

対策費用として、現場管理費 約43万円増

自由討議資料

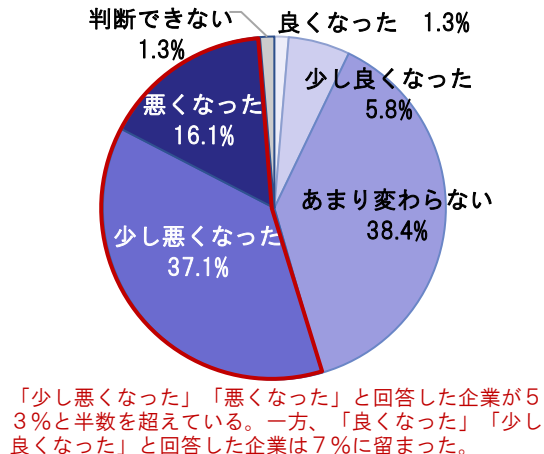
国土交通省関東地方整備局との意見交換会
令和5年10月2日(月) 15時30分～ 於 Gメッセ群馬 3階 中会議室

パンデミックが建設業に及ぼした影響に関するアンケート調査 (R5.9月実施)

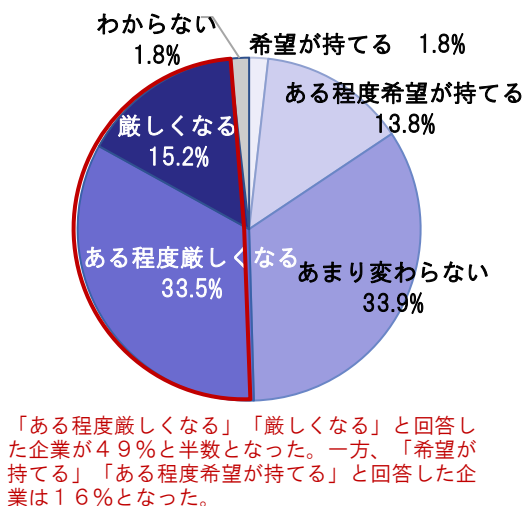
パンデミックが建設業に及ぼした影響に関するアンケート調査

調査期間：令和5年9月8日～15日 調査対象：（一社）群馬県建設業協会本部会員 268社 回答社数：224社（回答率83.6%）

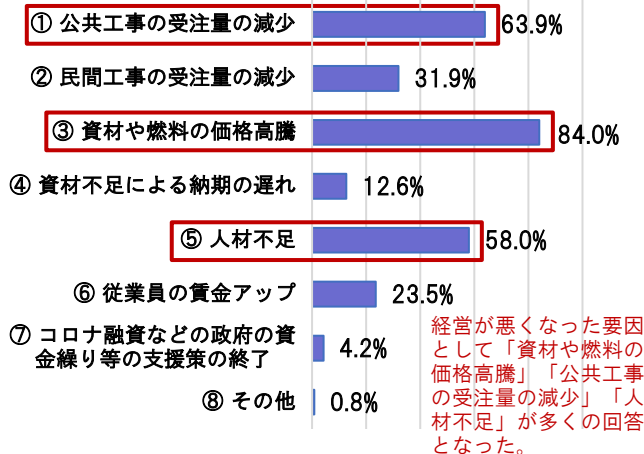
問1 新型コロナウイルス感染症の拡大前（2019）と比較して現在（2023.9月）の会社の経営状況



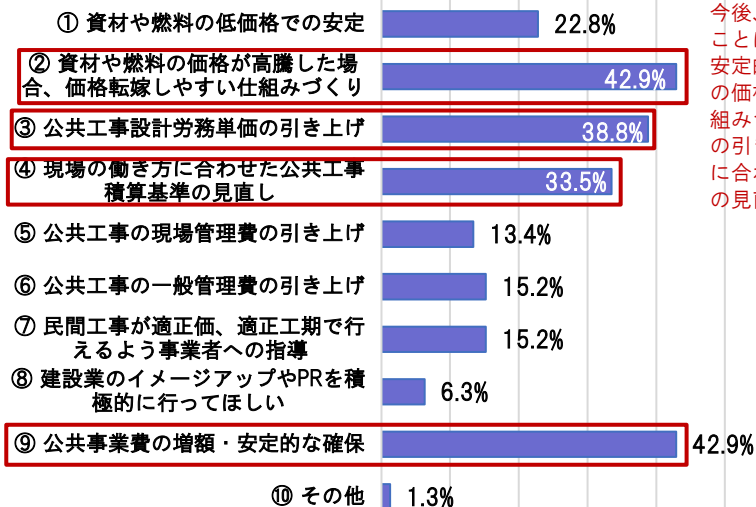
問5 会社の現状と進んだ取組みを考慮した今後の会社について



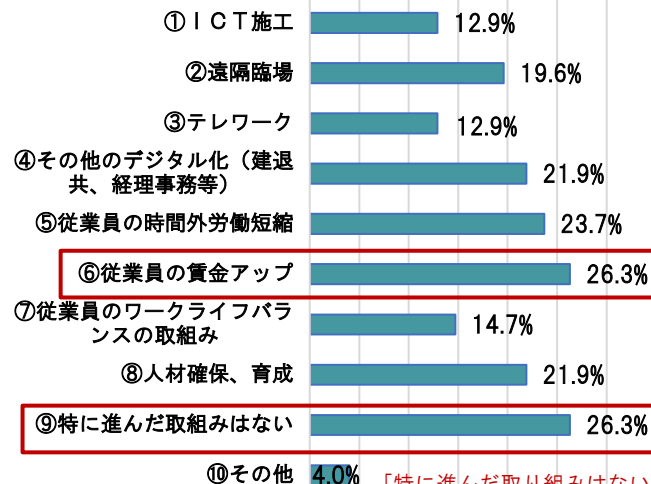
問2 悪くなった要因（3つまで選択）



問7 前問の厳しくなる要因を取り除くために、国・県・市町村に望むこと（3つまで選択）



問4 新型コロナウイルス感染症の影響により、会社での取組みが進んだ主な事項（3つまで選択）



今後、国・県・市町村に望むことは「公共事業費の増額・安定的な確保」「資材や燃料の価格高騰を転嫁しやすい仕組みづくり」「設計労務単価の引き上げ」「現場の働き方に合わせた公共工事積算基準の見直し」が上位となった。

「特に進んだ取組みはない」と回答した企業が26%もあった。一方、取組みが進んだ事項は多様な状況。そんな中でも、「賃金アップ」「時間外労働の短縮」「デジタル化」「人材確保、育成」を進めた企業が多くなった。

コロナ以前より経営が悪くなった企業が多く、コロナ禍で何も取組みを進めなかった企業が約3割と変化に対応しない、できない地方の中小企業の特徴が出た。コロナ後の建設業における大きな課題は「価格高騰」「人材不足」。これは、身近な社会経済活動でも課題であり、国として取組む必要がある。また、建設業における「人材不足」に関しては、「設計労務単価の更なる引き上げ」や「働き方に合った積算基準の見直し」が必須であるが、さらに踏み込んだドラスティックな政策展開も期待している。

採算性がどれだけ改善されたか

～国土交通省直轄工事の採算性に関するアンケートより～

採算性がどれだけ改善されたか

～国土交通省直轄工事の採算性に関するアンケートより～

国土交通省直轄工事の採算性に関するアンケート調査（令和4年度完工の工事対象と過去3年間の比較）

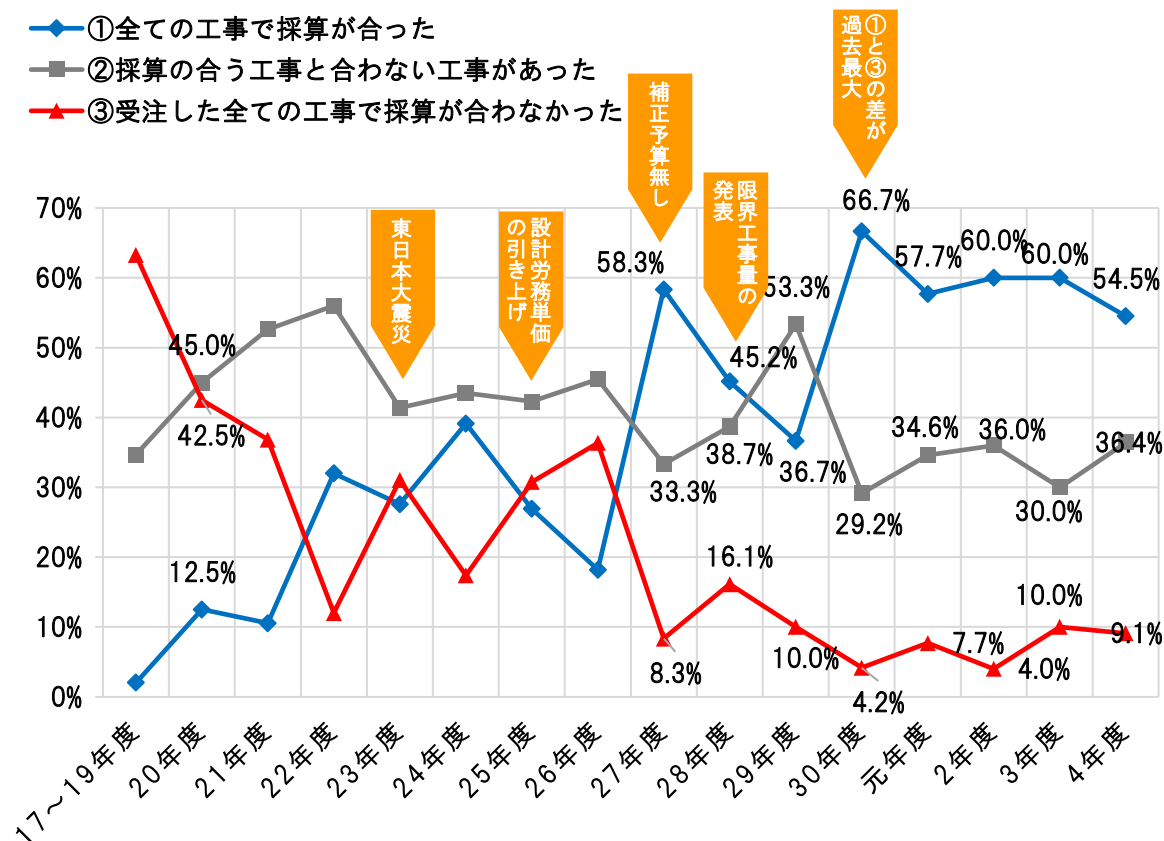
調査期間 令和5年9月19日～9月26日 調査対象 国土交通省の入札参加資格を有する建設業協会員157社 内有効回答 22社

1. 国土交通省の直轄工事を受注した際の採算性

①全ての工事で採算が合った

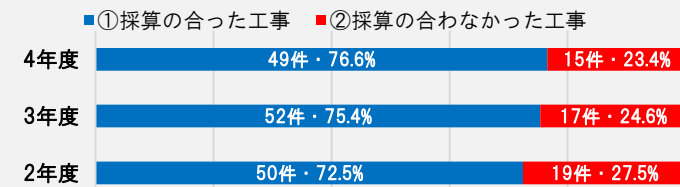
②採算の合う工事と合わない工事があった

③受注した全ての工事で採算が合わなかった



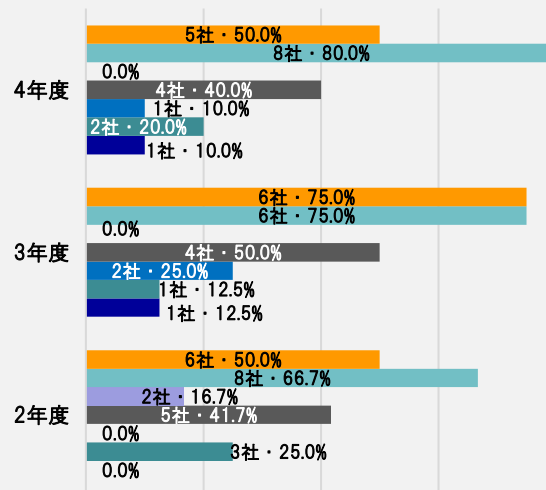
会社単位では「全ての工事で採算が合った」と回答した割合が前回より減少しているが、工事数の内訳で見ると採算の合った工事が増加傾向にある。また、採算の合わない原因として「③提出書類作成作業の負担増に等による間接費の増大」を選んだ企業が前回に引き続き0であった。

参考①：工事数



参考②：採算の合わない原因（複数回答）

- ①着工の遅れや一時中断等が原因の工期延長に伴う間接費の増大
- ②設計と現場との不一致が原因の変更作業等に伴う直接・間接費の増大
- ③提出書類作成作業の負担増等による間接費の増大
- ④予定価格・積算条件が現場の実態に即していない
- ⑤設計労務単価（交通誘導員等）の経費不足
- ⑥競争激化による低単価での受注
- ⑦その他



採算性がどれだけ改善されたか

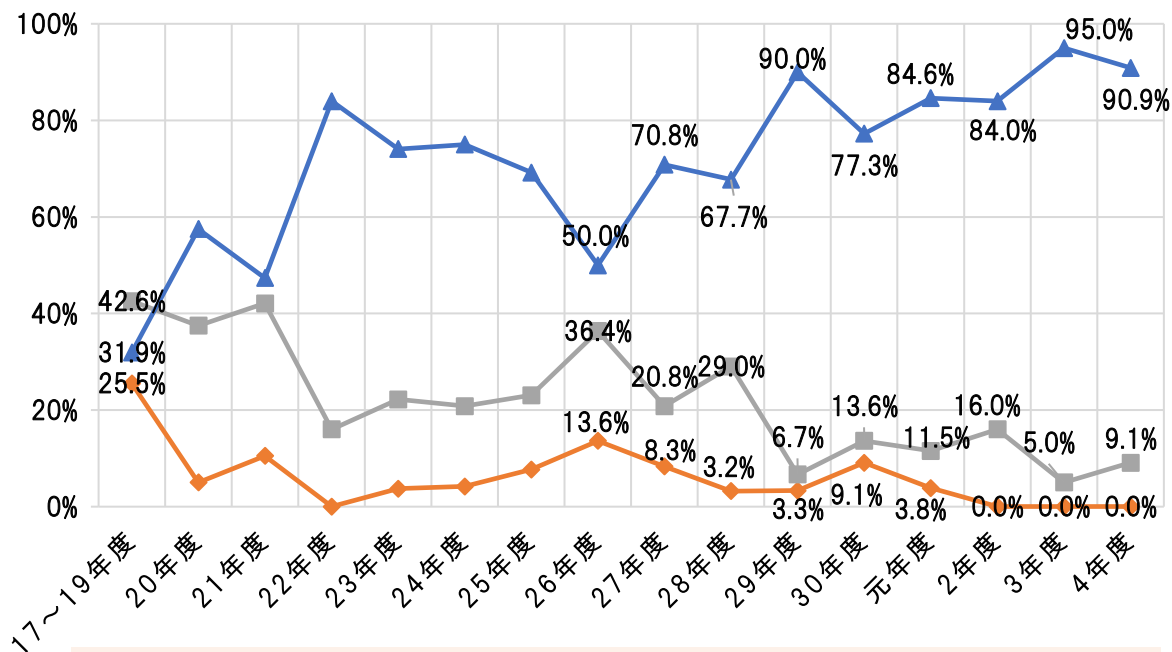
～国土交通省直轄工事の採算性に関するアンケートより～

国土交通省直轄工事の採算性に関するアンケート調査（令和4年度完工の工事対象と過去3年間の比較）

調査期間 令和5年9月19日～9月26日 調査対象 国土交通省の入札参加資格を有する建設業協会員157社 内有効回答 22社

2. 現場での立ち会い等における現場技術員の対応について

- ◆ ①問題が発生することが多くあった。
- ②問題が発生することが時々あった。
- ▲ ③問題となることはほとんどなかった。



問題が発生することが多くあったと回答した企業は前回に引き続き0だった。

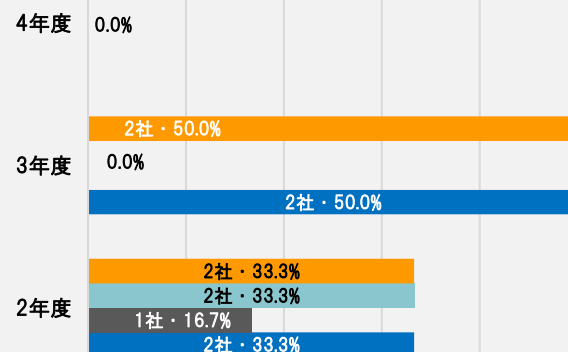
参考①：各出張所の書類の対応

- ①提出書類が早く返信され工事に支障はなかった
- ②提出書類が遅く返信され工事に支障が出た



参考②：書類対応遅延の理由（複数回答）

- ①係長のところから所長に書類が廻らなかった
- ②所長の判断が遅れた
- ③所長と係長の見解が分かれ書類を再提出した
- ④その他



採算性がどれだけ改善されたか

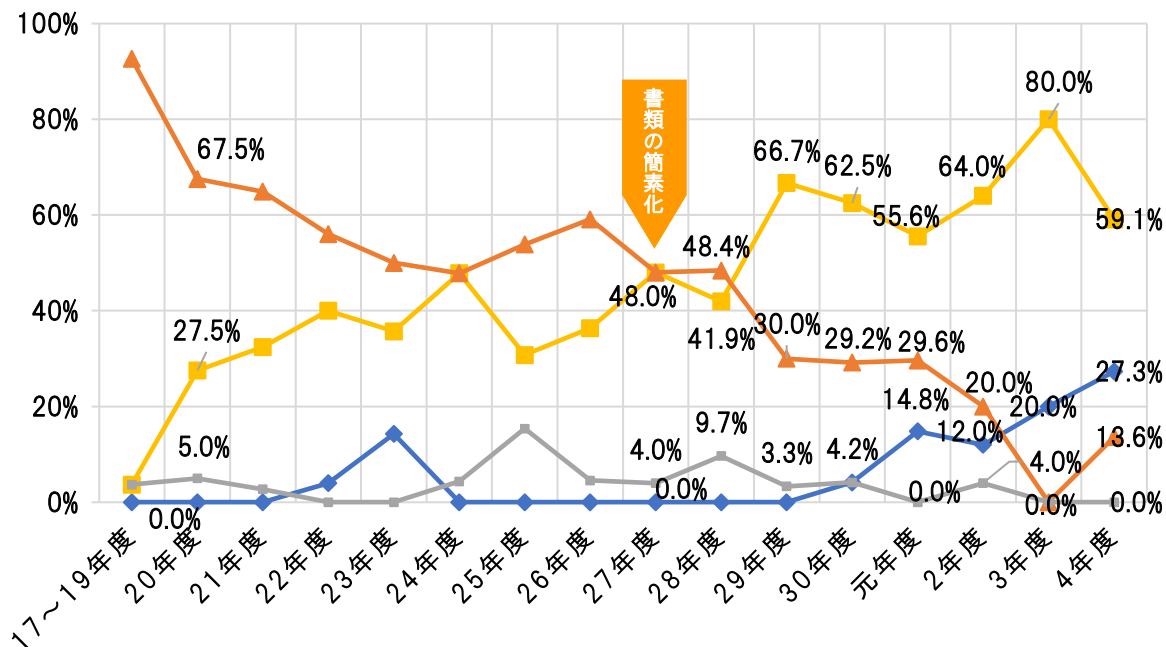
～国土交通省直轄工事の採算性に関するアンケートより～

国土交通省直轄工事の採算性に関するアンケート調査（令和4年度完工の工事対象と過去3年間の比較）

調査期間 令和5年9月19日～9月26日 調査対象 国土交通省の入札参加資格を有する建設業協会員157社 内有効回答 22社

3. 書類の簡素化、検査体制の効率化について

- ◆ ①明らかに軽減されている。
- ②軽減をある程度実感できる。
- ▲ ③軽減を実感できない。
- ④その他



参考：工事書類作成マニュアルでは作成不要となっている書類・資料を出張所や監督員のローカルルールによって作成しているもの、具体的な書類名

- 工事概要説明資料（工事概要版）／1社選択
- 契約関係／1社選択
 - ・建退共手帳の証紙貼付状況の写しの提出
- 品質・出来形管理関係／0社選択
- 打合せに関する資料／1社選択
- 関係機関との調整に関する資料／0社選択
- 工事検査時に使用する資料／2社選択
 - ・ダイジェスト版
- その他 1社選択
 - ・簡素化によって作成書類の量は減ったが、検査時に順だって説明する際に補足資料等がないと理解してもらえないケースもあると思われます。

スリム化ガイド等の取り組みにより、軽減を実感できないと回答した企業が前回調査で0社であったが、今回の4年度完工工事では2社が軽減を実感できないと回答した。しかし、明らかに軽減されていると回答した企業は前回より2社増加している。

